

美味しまねゴールド

生産工程管理基準の解説

【穀物・青果物編】

(第2版)



令和4年6月

島根県農林水産部産地支援課

目 次

◆ 美味しまねゴールド生産工程管理基準の解説（穀物・青果物編）

共通項目

1 経営全般	1
(1. 1～1. 13)	
2 農産物の安全	53
(2. 1～2. 12)	
3 環境への配慮	133
(3. 1～3. 5)	
4 労働安全管理	147
(4. 1～4. 6)	
5 人権・福祉と労務管理	171
(5. 1)	
穀物専用項目	179
青果物専用項目	197
(参考帳票名一覧)	203

※GAP・美味しまね認証制度の概要については、島根県GAP推進の手引き（第4.5版）の該当ページをご覧ください。

※※この手引きの参考帳票（玄米・精米のトレーサビリティの記録例を含む）は日本GAP協会提供のJGAP指導員用帳票（ただし、一部改変）の活用及び島根県作成によるものです。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 1 農場管理概要

管理すべきポイント

1. 1. 1 農場管理を行う範囲が明確になっているか。

【適合基準】1. 1. 1

下記の適用範囲に関する新情報を文書化している。

- ①農場(農場名、所在地、連絡先)
- ②商品(品目(栽培中または栽培予定))
- ③生産工程区分(栽培工程、収穫工程、取扱い工程の別)
- ④圃場(圃場名等、所在地、面積、栽培品目)
- ⑤倉庫(倉庫名等、所在地、保管物(農薬・肥料等の資材、燃料、機械等))
- ⑥農産物取扱い施設(施設名等の識別、所在地、取扱い品目)
- ⑦外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先)

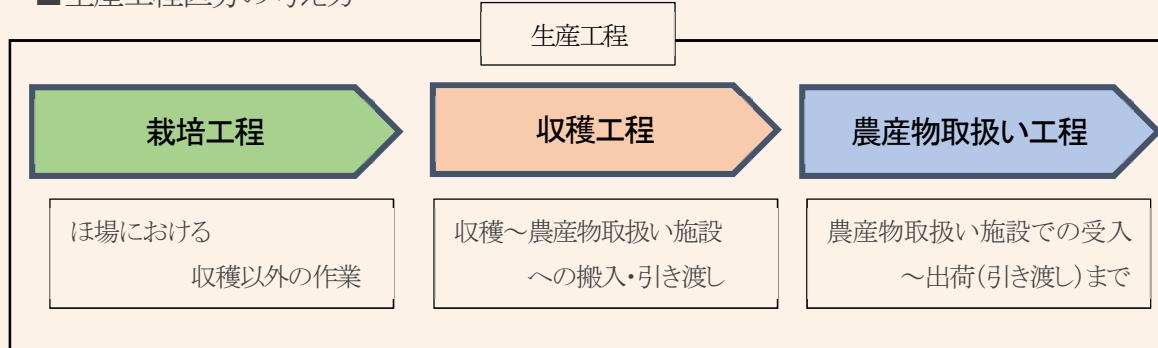
【解説】1. 1. 1

経営全般の項目は、経営者が良い農場管理を行うための基盤として、行う内容を定めたものです。

自分の農場を美味しまね認証で管理する範囲と、農場管理のやり方を“見える化”します。“見える化”は従業員など農場内部の人がルールを理解したり改善したりする土台となります。また、外部の人(顧客や審査・認証機関等)にとつても、短時間で農場全体のことを理解してもらうことが可能となります。適切な“見える化”は顧客に一定の信頼感を与え、取引上の説明責任の一つとなります。

【用語説明】

■生産工程区分の考え方



共通

■外部委託

農産物の生産工程(作物の栽培工程、収穫工程及び農産物取扱い工程までの一連の作業活動)に直接関わる作業を外部の事業者に委託すること。

例えば、播種・定植・防除・施肥・収穫・調製・輸送などがあります。

【参考帳票例】

農場管理の適用範囲		管理すべきポイント1.1.1		
		作成年月日： ××××年○○月△△日		
農場名	○○農場			
所在地	○○市※※町△△番地			
連絡先	0000-00-0000			
商品				
品目名	栽培時期	生産工程区分		
○○○○	○月～○月	栽培・収穫・取扱い		
××××	○月～○月	栽培・収穫・取扱い		
		栽培・収穫・取扱い		
		栽培・収穫・取扱い		
		栽培・収穫・取扱い		
圃場				
圃場地図・圃場一覧参照				
倉庫				
圃場地図・圃場一覧参照				
農産物取扱い施設				
圃場地図・圃場一覧参照				
外部委託先				
番号	名称・氏名	所在地・住所	委託工程	連絡先
1	○○運送㈱	○○市※※町△△番地	輸送	1111-11-1111

※この手引きの参考帳票(玄米・精米のトレーサビリティの記録例を含む)は日本GAP協会提供のJGAP指導員用帳票(ただし、一部改変)の活用及び島根県作成によるものです。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 1 農場管理概要

管理すべきポイント

1. 1. 2 すべての圃場と施設を把握しているか。

【適合基準】 1. 1. 2

圃場と施設の地図がある。地図には周辺の状況を記載している。

※施設には、農機具や資材の保管倉庫、農産物取扱い施設、衛生施設(トイレ、手洗い)、エネルギー関係(重油、電気等)、給排水の関連施設等がある。

【取組例・備考】

地図は、リスク評価の資料としても活用する。

【解説】 1. 1. 2

圃場地図は農場の“見える化”の他、リスク評価にも活用します。

適正に農業生産工程を管理するため、基礎的な情報として、農作業の関わる圃場の位置や面積等を記録した台帳や地図を作成し作業や管理の状況を記録しておくことで、圃場の勘違いなどのうっかりミスをなくすとともに、安全で効率的な作業を行うことができます。圃場や施設の位置等の情報が作業者間で明確になっていないと、打合せや実際の作業時に間違いや勘違いが生じる可能性があり、経験不足の作業者が別圃場に農薬を散布したり、危険箇所を把握しないまま農作業を行うことによる事故等の恐れもあります。

圃場や施設には番号や分かりやすい名称をつけるなど識別しやすくするとよいでしょう。また、発生する可能性のある事故等に対応するためのマニュアル等を作成し、農作業に関わる全ての人がそれに基づき、確認・作業・記録等を行うことで、適切な生産工程管理が可能となります。

この項目で圃場地図を活用して記載する内容には、他に次の基準項目(管理すべきポイント)が関係します。

1. 1. 1 圃場、倉庫、調製施設

1. 1. 2 圃場、施設の周辺状況

2. 1. 1 圃場、倉庫の交差汚染のリスク評価

2. 8 ドリフト等の危険・対策

2. 11. 1 調製施設等の交差汚染リスク評価

3. 5. 1 周辺環境への配慮・対策

4. 1. 1 危険な場所・作業のリスク評価・対策

※施設レイアウト図も関連があります。

※※参考帳票では、図にリスク評価の結果を記載しています。

用意する地図は手書きでもパソコンでも、市販の地図などを利用するなど、どのような形でもかまいません。

共通

また、近年、自然災害(台風・大雪)等が多発しており、農林水産関係の被害額も増加傾向にあります。こうした中、自然災害等に遭遇した場合に事業や資産への影響を最小限にとどめ、事業を継続あるいは早期に復旧できるよう、事業継続のための方法・手段などをあらかじめ取り決めておく事業継続計画(BCP)を策定することが極めて重要です。

農林水産省から公表されているフォーマットなどを活用しながら事前に対策を考え、事故や災害に備えましょう。

さらに、万が一の事態への備えとして、農林水産省では、収入保険と農業共済の2つの農業保険が用意されています。農業保険は公的な保険であり、保険料の一部を国が補助していますので、このような農業保険を利用することも検討しましょう。

【参考帳票例】

圃場地図・圃場一覧

農場名	〇〇農場	作成日	年 月 日	
作成者	□■□■	TEL		
圃場・施設名	所在地	栽培品目	面積(a)	備考
①	〇〇市※※町△△番地1	ほうれんそう	4	
②	〇〇市※※町△△番地2	ほうれんそう	4	
③	〇〇市※※町△△番地3	トマト	3	
④	〇〇市※※町△△番地4	トマト	3	
⑤	〇〇市※※町△△番地5	しゅんぎく、みずな	3	
調整場	〇〇市※※町△△番地6	—	—	ほうれんそう、トマト、しゅんぎく、みずな
納屋	〇〇市※※町△△番地7	—	—	農薬・肥料

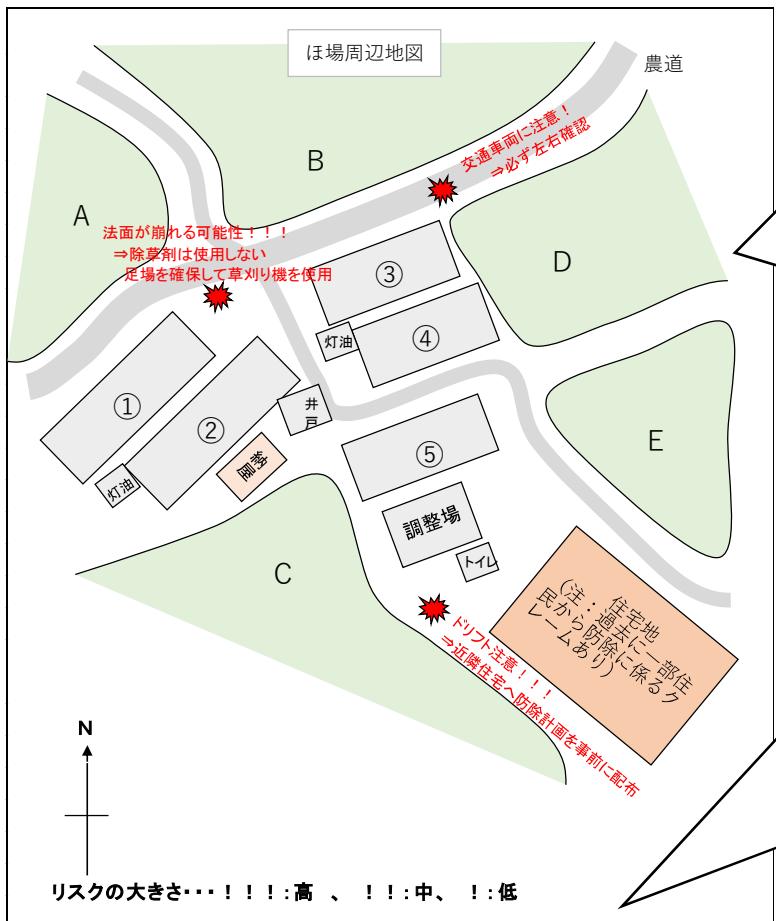
隣接圃場の状況

氏名	圃場名・番号	栽培品目	面積(a)	備考
●● ○	A	水稻		
× × × ×	B	水稻		
◎◎◎◎	C	水稻		
◎◎◎◎	D	水稻		
◎◎◎◎	E	大豆		

農産物取扱い施設には、そこで取り扱う品目名を記載します。

倉庫には、保管物を記入します。

共通



地図には、農機具や資材の保管倉庫、農産物取扱い施設、衛生施設(トイレ、手洗い)、エネルギー関係(重油、電気等)、給排水関連施設なども記入します。

地図を活用して、管理すべきポイント 2.1.1(圃場及び倉庫における交差汚染に対するリスク評価)、4.1.1(危険な場所や危険な作業に関するリスク評価)を行います。また管理すべきポイント、2.8(ドリフト対策)、3.5.1(周辺環境への配慮)についても検討します。

自然災害などのリスクに備えるために

～農業版BCP（事業継続計画）について～

農林水産省ホームページでは、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」「農業版BCP（事業継続計画書）」フォーマットが公開されています。

農業経営者
の皆様へ！

自然災害に備えて 農業版BCPを作成してみましょう！

BCP（事業継続計画）とは、自然災害などの緊急事態が発生した場合、人員、電気、水、資金等が足りなくなることが想定される中で、どの仕事を優先して続けるか、どうやって再開するか、ということをあらかじめ決めておく計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。計画として文字に落とし込むことで、従業員との共有や、普段の経営の見直し・改善にも繋がります。

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPを作成できます。

① 日頃からのリスクへの備え、台風等襲来の直前対策のために！

○ **チェックリスト「リスクマネジメント」**

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？
- トラクターやコンバイン等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか？



② 被災後の復旧・事業継続のために！

○ **チェックリスト「事業継続」**

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？



③ 定期的・継続的な見直し

農業版BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

お問い合わせ先 ▶ 農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7148）

画面に「農業版BCP」の様式があります。→

出典：農林水産省ホームページ

チラシ「自然災害に備えて農業版BCPを作成してみましょう！」より抜粋

農林水産省ホームページ「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

農業保険の利用を検討してみましょう

農業者のみなさん! リスクへの備えはできていますか?



農業経営には様々な**リスク**があるんだよね…

自然災害で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



よっしゃ!
農業保険がサポートします!!



収入保険をおすすめします!

様々な
リスク
をカバー
したい方

農業共済をおすすめします!

自然災害
リスク
をカバー
したい方

- ・全ての農業者が対象です。
- ・米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

※収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等を利用することもできます。

農業保険は国の公的保険制度で、保険料（掛金）の国庫補助があります。

出典：農林水産省ホームページ 「農業保険（収入保険・農業共済）」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>

問い合わせ先：島根県農業共済組合（NO SAI 島根）

〒693-0004 出雲市渡橋町 748-1 TEL:0853-22-1478 FAX:0853-21-1619

共通

1 経営全般

基準項目 1. 2 農場運営の方針・目標等

管理すべきポイント

1. 2. 1 農場運営の方針・目的を定めているか。

【適合基準】 1. 2. 1

- ①経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している。方針・目的には、食品安全の確保と法令遵守及び農場管理の継続的改善を含む。
- ②経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している。

【取組例・備考】 (①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、「食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉、農場管理」の要素を含んだ方針書に経営者が署名して、作業者の見えるところに掲示する等がある。
- 団体の場合には、経営者を団体代表者と読み替え団体としての方針・目的とする。

【参考帳票例】

経営方針の例 1

株式会社●●農園 経営方針

法規制を遵守を基礎とし、農場管理を継続的に改善して以下の事項を達成することにより、取引先をはじめ、従業員、地域から信頼される農場を目指します。

1. 食の安全(残留農薬や異物混入等の事故の撲滅)
2. 労働安全(労働災害をゼロにする)
3. 環境保全(廃棄物の適正な処置と有効利用、省エネルギーの推進)
4. 信頼できる販売管理(トレーサビリティや識別管理、迅速な苦情対応の実施)
5. 人権の尊重と適切な労務管理(労使間の円滑なコミュニケーション等)
6. 地域社会との円滑なコミュニケーション(地域の取り決めの遵守)

2016.06.01 代表取締役社長:山田 太郎

経営方針の例 2

笑顔創造

私たちの育てる農産物で、お客様や農園で働く仲間や、多くのみなさんの心身の健康を応援でき、良い笑顔を創れる農園でありたいと、日々努力をしています。

私たちは、法令を遵守して安全・安心な農作物を提供できるように、農場管理の仕組みを継続的に改善いたします。

2016.06.01
代表取締役社長：山田 太郎
〇〇農園株式会社

共通

1 経営全般

基準項目 1. 3 責任の明確化

管理すべきポイント

1. 3. 1 組織の責任体制が明確にされ、周知されているか。

【適合基準】 1. 3. 1

- ①下記の責任者を確認できる組織図がある。
 - 1) 経営者
 - 2) 農場の責任者
 - 3) 商品管理の責任者
 - 4) 農産物取扱い施設の管理責任者
 - 5) 肥料管理の責任者
 - 6) 農薬管理の責任者
 - 7) 労働安全の責任者
 - 8) 労務管理の責任者
- ②経営者は、上記の責任者に必要な権限を付与し、この基準書のどの「管理すべきポイント」を担当させるか明確にしている。
- ③経営者は、農場内に上記の責任者を周知している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

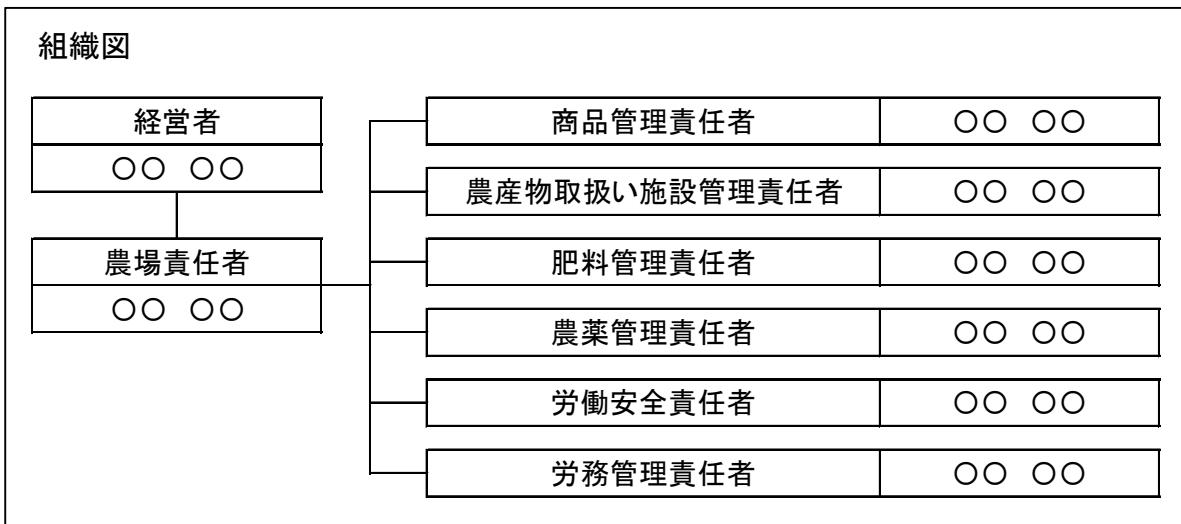
- ①責任者は兼任でもよい。
- ③例えば、組織図を作業場に掲示している。

【解説】 1. 3. 1

経営者が組織体制を定め、責任を担う範囲を明確にする項目です。部門ごとの責任者を定め、農場内に周知することで、農場を組織的に運営することが可能となります。

家族経営の農場では、責任体制の明確化にあたり、農業経営に携わる世帯員が主体的に取り組めるよう、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えることが大切です。この実現のため、「家族経営協定」を締結するなど、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境の整備が必要です。家族内で、どのような目標に向かい、どのような立場で、どの分野に責任を持ち、どのように評価するのか、明確にしておきましょう。

【参考帳票例】



責任者の職責

責任者	職責
農場責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・農場管理の統括
商品管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の種類・規格の管理 ・梱包・包装の形態や数量・重量を含む出荷仕様 ・商品の表示や管理 ・農産物の安全や品質の確保 ・商品に関する苦情・異常及び商品の回収への対処
農産物取扱い施設管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物取扱い施設、機械、器具の衛生管理 ・農産物取扱い施設での従業員の衛生管理 ・農産物を保管する場所の温度管理
肥料管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料等の選択・計画・使用・保管
農薬管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の選択・計画・使用・保管
労働安全責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全の確保(作業中のけが、事故の発生を抑制する業務)
労務管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境・福祉・労働条件管理

共通

責任者の守備範囲		管理すべきポイント1.3.1						
管理すべきポイント		責任者						
		農場の責任者	商品管理の責任者	農産物取扱い施設の管理責任者	施肥管理の責任者	農業管理の責任者	労働安全の責任者	労務管理の責任者
経営全般	1.1 農場管理概要							
	1.2 農場運営の方針・目標等							
	1.3 責任の明確化							
	1.4 責任者及び教育訓練							
	1.5 知的財産の保護							
	1.6 外部委託先等の管理							
	1.7 生産計画							
	1.8 トレーサビリティ							
	1.9 苦情・異常への対応							
	1.10 消費者の信頼構築							
	1.11 記録の保存							
	1.12 自己点検							
	1.13 農場のルール違反への対応							
農産物の安全	2.1 栽培工程におけるリスク管理							
	2.2 土壌の管理							
	2.3 水の利用及び廃水管理							
	2.4 種苗の安全性確保							
	2.5 肥料の適正保管							
	2.6 肥料の適正利用							
	2.7 農薬の適正保管							
	2.8 ドリフト対策							
	2.9 農薬の適正利用							
	2.10 収穫の過程							
	2.11 農産物の取扱い							
	2.12 衛生管理							
環境への配慮	3.1 環境保全							
	3.2 廉棄物の保管・処理							
	3.3 省エネ対策							
	3.4 生物多様性への配慮							
	3.5 周辺環境への配慮及び地域社会との共生							
労働安全管理	4.1 危険作業の把握							
	4.2 事故発生時の対応							
	4.3 保険の加入							
	4.4 機械等の適正な利用							
	4.5 燃料の適切な保管							
	4.6 服装及び保護具の着用等							
労働者的人権福祉と労務管理	5.1 労働者の人権・福祉と労務管理							

○: 主担当 △: 副担当

家族経営協定について

家族経営協定とは？

○家族経営協定をはじめよう！

家族経営協定の取り決めの内容や様式に決まりはありません。家族みんなの話し合いを通じて、必要なことから一つずつ始めてみましょう。

ステップ①

お互いの気持ちを伝えましょう

自分の現状や、日々どんなことを思っているのか、感謝など、お互いの気持ちを伝えてみましょう。

ステップ②

お互いの負担や悩みを把握しましょう

家事・育児・介護など、現在の仕事の分担度合についても話し合いましょう。みんなで問題を共有し、負担の軽減や効率化できるかなどの解決方法(家族全員で分担、アウトソーシング、回数を減らすなど)を考えてみましょう。

ステップ③

盛り込む事項を決めましょう

ステップ①、ステップ②を踏まえ、家族の生活・経営の実態に応じて合意を得たことを盛り込みましょう。すべて盛り込む必要はありませんが、新規に締結する場合は、経営方針、農作業の役割分担、収益の分配、労働時間・休暇なども決めましょう。

※協定書は、最寄りの農業普及指導センターや農業委員会などの指導機関の意見も聞きつつ作成し、第三者である指導機関の立ち会いのもと、締結することにより実効性が高まります。

ステップ④

定期的に見直しましょう

締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。できなかつたこと、新たな課題などについては、再びステップ①から話し合いをしてみましょう。ライフステージにあわせて、事項を見直すことも大切です。

出典：農林水産省ホームページ 「さあはじめよう！＼イキイキ家族の／『家族経営協定』スタートブック」（日本農業法人協会）より抜粋

農林水産省ホームページ「家族経営協定」

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>

共通

1 経営全般

基準項目 1. 4 責任者及び教育訓練

管理すべきポイント

1. 4. 1 農場の責任者の所掌範囲が明確にされているか。また、責任者はその所掌業務に関する知識の向上に取り組んでいるか。

【適合基準】1. 4. 1

- ①農場の責任者(「管理すべきポイント」1.3.1 参照)は、経営者から農場運営に関する執行を委任されている。
- ②農場の責任者は、下記に取り組んでいる。
 - 1)美味しまね認証の要綱・要領・規程・基準等の改定について把握し、関係する責任者に周知している。
 - 2)自分の担当する「管理すべきポイント」について学習したことを説明できる。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ②例えば、下記の方法がある。
 - 1)美味しまね通信を読む、美味しまねホームページを定期的に確認するなどして、最新の要綱等を把握している。
 - 2)県やJAなどの美味しまね認証の指導・審査に携わる職員から美味しまねに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。JGAP指導員であり指導員証を示せる。

【解説】1. 4. 1

農場の責任者に関する項目です。

農場の責任者は、農場経営者から農場運営に関する執行を委任されている人を指します。家族経営の場合、農場経営者である農場主が農場の責任者であることが多いでしょう。大規模経営の場合、いわゆる農場長が農場の責任者にあたります。(基準項目1. 3. 1参照)



美味しまね認証ホームページ <http://oishimane.com/>

共通

【参考帳票例】

自己学習の記録例

責任者学習記録（自己学習）

氏名	
責任者の種別	農場・商品管理・肥料管理・農薬管理 労働安全・労務管理
学習期間	
教材・資料等の名称	
学習内容	

研修受講による学習の記録例

研修受講記録

氏名			
----	--	--	--

記入日 年 月 日

NO.	開催日時 会・勉強会の概要(名称/主催/場所など)	参加者氏名	内容・メモ
1	日 日		
2	日 日		
3	日 日		
4	日 日		
5	日 日		
6	日 日		

共通

1 経営全般

基準項目 1. 4 責任者及び教育訓練

管理すべきポイント

1. 4. 2 商品管理の責任者の所掌範囲が明確にされているか。また、責任者はその所掌業務に関する知識の向上に取り組んでいるか。

【適合基準】1. 4. 2

①商品管理の責任者（「管理すべきポイント」1. 3. 1参照）は、下記の業務を統括している。

- 1)商品の種類・規格の管理（品目・品種・栽培方法等）
 - 2)梱包・包装の形態や数量・重量を含む出荷仕様
 - 3)商品の表示の管理
 - 4)農産物の安全や品質の確保
 - 5)商品に関する苦情・異常及び商品の回収への対処
- ②商品管理の責任者は、下記に取り組んでいる。
- 1)自分の担当する「管理すべきポイント」について学習したことを説明できる。
 - 2)商品管理に関する知識を向上させる努力をしている。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

②例えば、下記の方法がある。

- 1)県やJAなどの美味しまね認証の指導・審査に携わる職員から美味しまねに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。JGAP指導員であり指導員証を示せる。
- 2)食品安全に関する一般衛生管理やHACCPの考え方等について外部の専門家または行政機関の実施する研修、指導、自己学習等で知識を向上させている。

【解説】1. 4. 2

商品管理の責任者に関する項目です。

商品管理の責任者は、出荷する商品についての責任者です。

自分の担当する「管理すべきポイント」及び食品安全に関する一般衛生管理やHACCPの考え方等について、学習した記録を残します。記録の様式例は基準項目1. 4. 1の様式例などがあります。

共通

[参考]

HACCPとは?

(Hazard Analysis and Critical Control Point)

HACCPとは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

この手法は 国連の国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)の合同機関である食品規格(コーデックス)委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

[出典：厚生労働省ホームページ 「HACCP(ハサップ)」

「HACCP とは？」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/shokuhin/haccp/index.html

HACCPによる管理の例



管理すべきポイント

1. 4. 3 肥料管理の責任者の所掌範囲が明確にされているか。また、責任者はその所掌業務に関する知識の向上に取り組んでいるか。

【適合基準】1. 4. 3

- ①肥料管理の責任者(「管理すべきポイント」1. 3. 1参照)は、肥料等の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。
- ②肥料管理の責任者は、下記に取り組んでいる。
 - 1)自分の担当する「管理すべきポイント」について学習したことを説明できる。
 - 2)施肥や土壌の管理に関する知識を向上させる努力をしている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ②例えば、下記の方法がある。
 - 1)県やJAなどの美味しい認証の指導・審査に携わる職員から美味しいに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。JGAP指導員であり指導員証を示せる。
 - 2)有資格者や行政機関の実施する研修や指導または自己学習・資格取得で知識を向上させる。施肥に関する資格として、普及指導員、農協の営農指導員、施肥技術マイスター、土壤医検定がある。

【解説】1. 4. 3

肥料管理の責任者に関する項目です。

自分の担当する「管理すべきポイント」及び施肥や土壌の管理に関して、学習した記録を残します。記録の様式例は基準項目1. 4. 1の様式例などがあります。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 4 責任者及び教育訓練

管理すべきポイント

1. 4. 4 農薬管理の責任者の所掌範囲が明確にされているか。また、責任者はその所掌業務に関する知識の向上に取り組んでいるか。

【適合基準】1. 4. 4

- ①農薬管理の責任者（「管理すべきポイント」1. 3. 1参照）は、農薬の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。
- ②農薬管理の責任者は、下記に取り組んでいる。
 - 1)自分の担当する「管理すべきポイント」について学習したことを説明できる。
 - 2)農薬に関する知識を向上させる努力をしている。
 - 3)農薬使用基準に関する新情報を入手し、過去1年間に入手した情報を提示できる。

【取組例・備考】（①や②の数字は適合基準に対応した番号）

- ②例えば、下記の方法がある。
 - 1)県やJAなどの美味しまね認証の指導・審査に携わる職員から美味しまねに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。JGAP指導員であり指導員証を示せる。
 - 2)行政または有資格者の実施する研修、指導、資格取得、自己学習等で知識を向上させる。農薬に関する資格として、農薬管理指導士（農薬適正使用アドバイザー・農薬指導マスターを含む）、普及指導員、農協の防除指導員、緑の安全管理士、農薬安全コンサルタント等がある。
 - 3)病害虫防除所、普及指導センター、農協、農薬メーカーもしくは農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のホームページ等から農薬使用基準の変更等の新情報を入手する。

【解説】1. 4. 4

農薬管理の責任者に関する項目です。

自分の担当する「管理すべきポイント」及び農薬について、学習した記録を残します。記録の様式例は基準項目1. 4. 1の様式例などがあります。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 4 責任者及び教育訓練

管理すべきポイント

1. 4. 5 労働安全の責任者の所掌範囲が明確にされているか。また、責任者はその所掌業務に関する知識の向上に取り組んでいるか。

【適合基準】1. 4. 5

- ①労働安全の責任者（「管理すべきポイント」1. 3. 1参照）は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。
- ②労働安全の責任者は、下記に取り組んでいる。
 - 1)自分の担当する「管理すべきポイント」について学習したことを説明できる。
 - 2)労働安全に関する知識を向上させる努力をしている。
 - 3)機械・設備の安全な使用方法の情報を入手し理解している。
 - 4)農場内に応急手当ができる者を確保しており、その者が応急手当の訓練を受けていることを証明できる。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①労働基準監督署の指導に従い、設備機器の法令に基づく検査・届出・報告をはじめ、労働安全を優先した作業環境を確保する責任がある。
- ②例えば、下記の方法がある。
 - 1)県やJAなどの美味しい認め証の指導・審査に携わる職員から美味しいに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。JGAP指導員であり指導員証を示せる。
 - 2)行政または機械メーカー等の実施する研修、指導、自己学習等で知識を向上させる。農作業安全情報センター（国立研究開発法人農研機構農業技術革新工学研究センター）のホームページから労働安全に関する資料及び研修情報を入手している。
 - 3)取扱説明書及び機械自体に書かれている注意事項を確認する。新たな機械を購入した場合には購入業者から操作方法等について十分な説明を受け、取扱説明書を保管している。
 - 4)応急手当ができる者の証明として、例えば消防署が実施する普通救命講習や日本赤十字社の救急法基礎講習を受講し受講証明をもらう。

【解説】1. 4. 5

労働安全の責任者に関する項目です。

自分の担当する「管理すべきポイント」及び労働安全に関して、学習した記録を残します。

記録の様式例は基準項目1. 4. 1の様式例などがあります。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 4 責任者及び教育訓練

管理すべきポイント

1. 4. 6 労務管理の責任者の所掌範囲が明確にされているか。また、責任者はその所掌業務に関する知識の向上に取り組んでいるか。

【適合基準】1. 4. 6

- ①労務管理の責任者（「管理すべきポイント」1. 3. 1参照）は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。
- ②労務管理の責任者は、下記に取り組んでいる。
 - 1)自分の担当する「管理すべきポイント」について学習したことを説明できる。
 - 2)人権・福祉及び労務管理に関する知識を向上させる努力をしている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

②例えば、下記の方法がある。

- 1)県やJAなどの美味しい認め証の指導・審査に携わる職員から美味しいに関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。JGAP指導員であり指導員証を示せる。
- 2)有資格者や行政機関の実施する研修や指導、または自己学習で知識を向上させる。労務管理に関する資格として、社会保険労務士等がある。

【解説】1. 4. 6

労務管理の責任者に関する項目です。

自分の担当する「管理すべきポイント」及び人権・福祉及び労務管理について、学習した記録を残します。記録の様式例は基準項目1. 4. 1の様式例などがあります。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 農林水産省ホームページ 農業者向けパンフレット
「農業者・農業法人 労務管理のポイント」
<https://www.maff.go.jp/j/pr/annual/attach/pdf/nougyou-9.pdf>
- 農林水産省ホームページ 「扱い手育成」
農業版 やさしい労務管理の手引き
https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/attach/pdf/index-52.pdf

共通

1 経営全般

基準項目 1. 4 責任者及び教育訓練

管理すべきポイント

1. 4. 7 各責任者は、作業者に対して教育訓練を実施しているか。

【適合基準】 1. 4. 7

- ①「管理すべきポイント」1. 3. 1で示している責任者は、自分の担当している範囲について、年1回以上、農場内の該当する作業員すべてを対象とした農場のルールの教育訓練を実施している。
- ②①の教育訓練について記録を残している。記録には実施日、参加者、実施内容が記載されている。また教育訓練に使用した資料を提示できる。
- ③作業者に外国人がいる場合には、その作業者が理解できる表現(言語・絵等)で教育訓練を実施している。

【解説】 1. 4. 7

作業者への教育訓練に関する項目です。

各責任者は作業者に教育訓練を年1回以上実施します。

教育訓練を実施した記録を残し、使用した資料などを保管しておきます。

【参考帳票例】

管理すべきポイント1. 4. 7			
教育訓練記録（例1）		作成日：	作成者：
実施日		場所	
講師			
形式			
実施内容	(美味しまね制度・農薬・肥料・労働安全・労務管理・その他())		
資料	あり・なし 資料名		
No	参加者名	No	参加者名
1		11	
2		12	
3		13	

共通

【参考帳票例】

教育訓練記録（例2）						管理すべきポイント1.4.7
年月日	形式 (座学研修、実地 指導、朝礼等)	内容	指導者	参加者	種類	
					美味しまね制度・農業 肥料・労働安全 労務管理・その他（　）	
					美味しまね制度・農業 肥料・労働安全 労務管理・その他（　）	

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

1. 4. 1～1. 4. 5

- 島根県 美味しまね認証ホームページ(外部サイト) <http://oishimane.com/>
- 農林水産省ホームページ 「農業生産工程管理(GAP)に関する情報」
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/>
- 厚生労働省ホームページ 「HACCP(ハサップ)」「HACCPとは？」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/haccp/index.html
- 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(FAMIC) <http://www.famic.go.jp/>
- 農作業安全情報センター(国立研究開発法人 農研機構 農業技術革新工学研究センター運営)<http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/>

共通

1 経営全般

基準項目 1. 4 責任者及び教育訓練

管理すべきポイント

1. 4. 8 法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業者は、当該法令要件を満たしているか。

【適合基準】1. 4. 8

法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業を行っている作業者は、必要な講習の受講や試験に合格していることを証明できる。

【取組例・備考】

例えば、労働安全に関する資格・講習として危険物取扱者(消防法)、乾燥設備・ボイラー・フォークリフト・玉掛け等の技能講習(労働安全衛生法)がある。

【解説】1. 4. 8

公的な資格の保有または講習の修了に関する項目です。

公的な資格や、講習の修了が必要な作業があるか確認します。

該当する作業などがあれば、その作業を行う者に必要な資格や講習などを受講させます。

資格取得者を一覧表にまとめ、資格の証明の写しとあわせて保管しておきます。

【参考帳票例】

管理すべきポイント1.4.8				
作業資格一覧				
対象となる作業	免許、講習会名	作業者氏名	資格取得日	備考（資格有効期限等）

共通

1 経営全般

基準項目 1. 5 知的財産の保護

管理すべきポイント

1. 5. 1 自らが開発した知的財産を保護・活用しているか。また、他人の知的財産を侵害していないか。

【適合基準】1. 5. 1

- ①自分の知的財産である新たに開発した技術、新たに育成した品種、新たにブランド化した商品等がある場合、それらを保護し活用している。
- ②登録品種などの他人の知的財産を侵害しないようにしている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、下記に取り組んでいる。
 - ・技術・ノウハウが知的財産であることを認識し、それを保護・活用するために「権利化する」、「秘匿する」、「公開する」のうち適切な手段を選ぶ。
 - ・新たに開発した技術の特許・実用新案申請、新たに育成した品種の品種登録、新たにブランド化した商品の商標登録を実施する。
- ②例えば、登録品種の種苗を譲渡する場合は権利者の許諾を得ている。栄養繁殖植物の中で農林水産省令の例外規定から除外されているものを増殖する場合は権利者の許諾を得ている。

【解説】1. 5. 1

知的財産の保護に関する項目です。

権利者の許諾を得る必要がある場合は、実施許諾等を証明する書類を保管しておきます。

島根県内の知的財産に関する相談窓口として
「しまね知的財産総合援センター」に「INPIT 島
根県知財総合支援窓口」が設置されています。

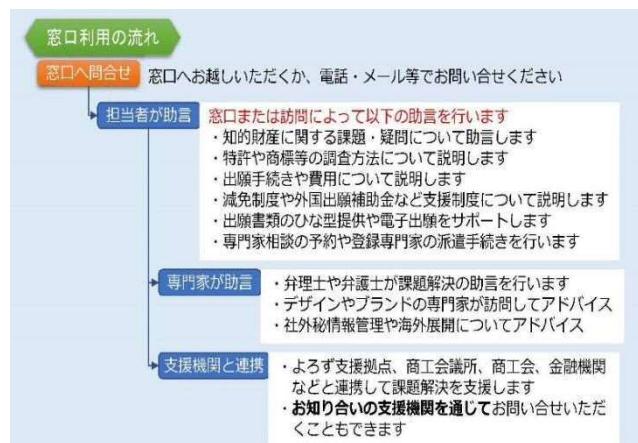
INPIT 島根県知財総合支援窓口

しまね知的財産総合援センター

〒690 0816 松江市北陵町1番地テクノアークしまね1F

TEL:0852-60-5145

mail:chizai@joho.shimane.or.jp



出典：INPIT 島根県知財総合支援窓口
窓口情報リーフレットより抜粋

共通

【参考資料】



農業者の皆さん！気軽に穂木や種子などを他者に渡していませんか？

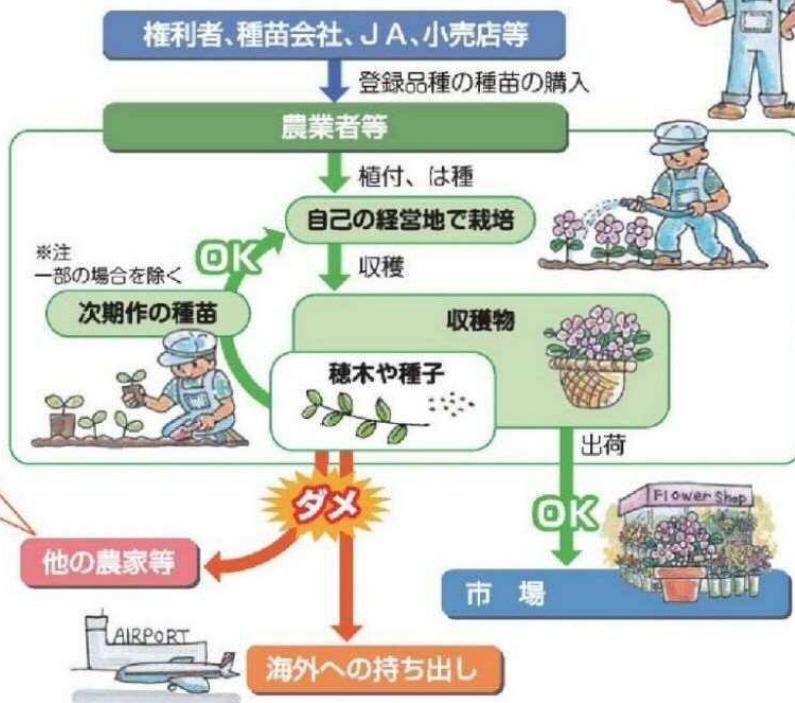
安易な登録品種の種苗の譲渡は、育成者権を侵害するばかりでなく、逆輸入など、その品種を生産している他の農家の皆さんにも甚大な影響を及ぼしかねません。
種苗法を十分に理解し、産地づくりの柱となる優良品種を守りましょう！

自家増殖とは、収穫物の一部を次の作付けのための種苗として用いることであり、農業者にのみ認められているものです。自家増殖が認められているのは、①農業者が、②正規に種苗を購入し、③その種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の経営において種苗として用いる場合です。ただし、④自家増殖に育成者権が及ぶ植物に属する登録品種でない場合に限ります。また、契約で自家増殖を制限されている場合も認められません。

自分の果樹の枝(穂木、剪定枝等)や採種した種子を他の農家等に渡すこと(譲渡)は有償無償を問わず種苗法に違反します。

【例えば…】

- ◆他産地からの見学者におみやげとして穂木や種子を渡していませんか？



※注意 こんな場合は、農業者等でも権利者の利用許諾が必要です。

- ◆栄養繁殖植物のうち自家増殖が禁止されている植物(右表参照)を増殖する場合
- ◆果樹の苗木を専門業者に委託して増殖してもらう場合
- ◆きのこの種菌を殺菌、空調等の設備を備えた培養センターのような特別な施設で増殖する場合
- ◆購入した種苗をそのまま増殖用に用いる場合(自己の経営内で用いる場合も含む)
- ◆自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合(有償、無償を問わない)



出典：農林水産省ホームページ 「登録品種の種苗は適正に利用しましょう！！」パンフレットより抜粋

※種苗法は令和2年12月に一部を改正する法律が成立し、主な条文の施行日は令和3年4月1日及び令和4年4月1日です。改正の概要については農林水産省のホームページを確認しましょう。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 種苗法(平成10年法律第83号)
- 農林水産省ホームページ「知的財産・地域ブランド情報」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/index.html>
- 農林水産省ホームページ「知的財産関係テキスト、指針」
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/
- 農林水産省ホームページ「登録品種の種苗は適正に利用しましょう！！」パンフレット
<http://www.hinshu2.maff.go.jp/pvr/pamphlet/tekisei.pdf>

共通

1 経営全般

基準項目 1. 6 外部委託先の管理

管理すべきポイント

1. 6. 1 外部委託先との間で農場が定めたルールに従うことの合意はあるか。

【適合基準】 1. 6. 1

農場と外部委託先との間で交わされた契約文書は下記の内容が含まれている。

- ①農場の経営者名、住所及び連絡先
 - ②外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名
 - ③外部委託する業務(工程)及びその業務(工程)に関する食品安全のルール
 - ④上記③について農場が定めたルールに従うことの合意
 - ⑤契約違反の場合の措置に関する合意
 - ⑥外部から審査を受ける可能性があること及び不適合がある場合には是正処置を求める可能性があることについての合意
- なお、農場と外部委託先が契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を農場が確認することで契約文書として代替することができる。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ③例えば、5. 農産物取扱い工程におけるリスク管理のリスク評価を農場と外部委託先が一緒にを行い、食品安全のルールを作っている。
- ここでいう外部委託とは、農産物の生産工程に直接関わる作業を外部の事業者に委託することであり、例えば播種、防除、施肥、収穫、運送等がある。

【解説】 1. 6. 1

外部委託先における生産工程管理の合意に関する項目です。

農産物の生産工程に直接関わる作業を外部の事業者に委託しているか確認します。

生産工程と外部委託の用語説明については、1. 1. 1の項目を参照してください。

該当する場合、①から⑥について合意し、文書化します。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 6 外部委託先の管理

管理すべきポイント

1. 6. 2 外部委託先に対して点検を実施しているか。

【適合基準】 1. 6. 2

外部委託先に対し、「管理すべきポイント」1. 6. 1の契約文書の中で規定しているルールに適合しているかどうか年1回以上点検し、その記録を残している。点検結果は下記の内容を含んでいる。

- ①外部委託先の名称
- ②確認の実施日
- ③確認者の名前
- ④不適合事項
- ⑤是正要求または違反に対する措置の適用

なお、外部委託先が、美味しまね認証(上位基準に限る)、JGAP その他これらと同等以上と認められる GAP 認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略することができる。

【解説】 1. 6. 2

外部委託先の点検に関する項目です。

適合基準①～⑤が記載されている外部委託先の点検結果の記録を保管しておきます。

委託先が JGAP 等の GAP 認証を受けている場合は、取得している認証制度などの認証書記載事項を確認した記録や認証書の写しなどを保管しておきます。

共通

【参考帳票例】

生産工程管理の実施に関する契約書

○○農園株式会社（以下、甲という）と、△△運輸株式会社（以下、乙という）とは、委託業務にかかる生産工程管理の実施に関し、次の通り契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要綱（以下、「美味しまね認証制度実施要綱」という。）に基づく生産工程管理基準に従い、食品安全・地球環境等に配慮した農業経営を実施する。その中にあって、甲が乙に委託する業務についても、生産工程管理基準に基づき管理された状態であることが必要となるため、本契約を締結する。

（委託業務）

第2条 甲が乙に外部委託する業務は、次のとおりとする。

- 1) 甲での農産物の積み込み作業
- 2) 甲から甲の指定場所までの農産物の運送及び引渡し

（指導内容の遵守）

第3条 甲は、乙が遵守すべき事項を別紙「外部委託先へのお願い」に定める。乙は、これを遵守する。

（点検・審査）

第4条 甲は、前条の状況について、毎年1回、乙に対して点検を実施することができる。
2 島根県からの要求がある場合、島根県は乙に対して美味しまね認証制度実施要綱に基づく審査を実施することができる。

（改善要求及び制裁措置）

第5条 甲は、業務中に乙が第3条を履行できないことを発見した場合又は前条に定める点検・審査で不適合を発見した場合、乙に改善を求めることが出来る。
2 乙が改善要求に従わない場合、甲は乙に対して制裁措置（取引の一時停止・取引停止）をとることが出来る。

（協議）

第6条 本契約の変更及び本契約に定めがない事項については、甲乙協議の上、解決にあたる。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年〇〇月〇〇日

甲 組織名：○○農園株式会社
住所：○○県*****
代表者：代表取締役 ○○○○
連絡先：電話*****

乙 組織名：△△運輸株式会社
住所：△△県*****
代表者：代表取締役社長 △△△△
連絡先：電話*****

第5条「改善要求及び制裁措置」について、「不適合がある場合には是正処置を求める可能性があること」「契約違反の場合の措置」について合意したことがわかる内容であれば、「制裁措置」という表現でなく、「改善要求及び契約違反の場合の措置」などの表現でもかまいません。

【参考帳票例】

1. 6. 1適合基準③の「食品安全のルール」に当たるものとの例

010601 生産工程管理の実施に関する契約書.doc

2016.***.***

△△運輸株式会社 殿

○○農園株式会社
代表取締役
○○○○

外部委託先へのお願い

「委託業務にかかる生産工程管理にかかる契約書」に基づき、以下の点の遵守をお願いいたします。

1. トラック庫内の食品衛生管理

- (1) 車内は定期的に清掃してゴミ等が農産物に付着しないように清潔にして下さい。
- (2) 庫内の床は滑らかな状態とし、農産物を傷つける突起物等がないようにして下さい。
- (3) 車内は、農産物が水濡れしないように乾燥した状態として下さい。
- (4) 車内に、薬剤や油類等、食品安全に影響するものを混載しないで下さい。

2. 運転手の衛生管理

- (1) 選果場内の出荷場は、外履きで作業されても構いませんが、入口にあるマットで靴裏をブラッシングしてから入室して下さい。
- (2) 服、ズボン、帽子、手袋等は衛生的なものとし、ポケット等からの異物混入がないようにして下さい。
- (3) トイレを使用する際は、手洗い・靴の履換え等、表示されたルールに従って下さい。

3. 積み込み時・運転時の注意点

- (1) トラックのアイドリングはストップして下さい。
- (2) フォークリフト使用時には、タイヤの泥やゴミを除去してから使用して下さい。
- (3) 損傷の激しいパレットは使用しないで下さい。木製は使用しないで下さい。
- (4) 発生したゴミはゴミ箱に処理して下さい。
- (5) 荷崩れしない積み方をして下さい。
- (6) 雨天の際の、雨漏り、雨の吹き込みによる農産物の水濡れが無いようにして下さい。
- (7) 積み込みが終了したら、選果場の扉を閉めていって下さい。

4. 農産物の卸先での管理

- (1) 卸先の指示に従って引渡して下さい。
- (2) ロット、数量等の納品間違いがないようにして下さい。

5. 農産物を損傷させてしまった場合の処置

納品前に、当社に必ず連絡を入れて指示を仰いで下さい。

6. 業務を2次委託する場合の管理

- (1) 貴社が他の運送業者に2次委託する場合も、上記の1~5が遵守できるように指導の徹底をお願いします。

以上

共通

1 経営全般

基準項目 1. 6 外部委託先の管理

管理すべきポイント

1. 6. 3 水質等の検査を行う機関は適切か。

【適合基準】 1. 6. 3

残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で原則として下記のいずれかを満たしている。

- ①食品衛生法又は水道法に基づく登録検査機関
- ②ISO17025認定機関

【解説】 1. 6. 3

検査機関の評価・選定に関する項目です。

残留農薬、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を外部機関に委託して実施している場合、これらの検査結果の数値が信頼できるものでなかつたら、安全性の検討を正しく行うことができません。そのため、信頼できる検査機関に検査を依頼する必要があります。

検査を委託している機関が①または②を満たしているか確認できる文書などを保管しておきます。①については厚生労働省や県のホームページで確認できます。

【参考】

○島根県内にある食品衛生法上の登録検査機関(R2年8月現在)

(公財)島根県環境保健公社

ビューローベリタスエフイーエーシー株式会社

○島根県内にある水道法に基づく水質検査登録機関(R2年8月現在)

(公財)島根県環境保健公社

株式会社環境理化学研究所

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■厚労省登録検査機関 残留農薬の検査が可能な機関

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/jigyousya/kikan/

■JAB「ISO17025認定機関」

http://www.jab.or.jp/certification_bodies/

■島根県をエリアとする水質検査機関

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/suidou/suidou/suisitukensakikan.html>

1 経営全般

基準項目 1. 7 生産計画

管理すべきポイント

1. 7. 1 生産計画書があるか。

【適合基準】 1. 7. 1

農場の責任者は下記の項目を含む生産計画を立て文書化している。

- ①作業内容及び実施時期
- ②品目ごとの収穫見込量
- ③生産性等に関する目標

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、輪作による連作障害の防止を考慮している。
- ③例えば、目標には下記がある。
 - ・10a 当たりの収量・売上
 - ・10a 当たりの資材(農薬・肥料等)の使用量・使用金額
 - ・作業者 1人当たりの収量
 - ・秀品率向上
 - ・単価向上

【解説】 1. 7. 1

生産計画に関する項目です。

適切な生産計画を事前に立てることで、計画的に資源を手配することができます。どの時期にどの作物をどの圃場で栽培するか、計画表を作り、収穫見込み量を計画に書き込みます。また、およその収穫見込み量を把握していないければ売り上げの見込みも立たず、経営の見通しも立てられません。そのほか、生産性に関する目標も計画に必要です。

取組例として作業内容、実施時期については、栽培暦などで確認できる場合は栽培暦を利用してもかまいません。

圃場の輪作体系を重視した複数年記載型や細かな作業を記載する作業計画型等、目的に応じた様式を作成しましょう。

共通

【参考帳票例】

生産計画表													
氏名				作成日				作付面積					
a 土壤分析の依頼先								収穫見込み量					
生産性の目標		A品率1割アップ											
記号 - ● - ● : 播種期 △ - △ : 定植期 × - □ - × : 収穫期 ⇄ : 貯蔵期間 ◎ : 農薬散布 ◇ : 肥料散布													
品目				予定出荷先							圃場番号		
1月 上 中 下	2月 上 中 下	3月 上 中 下	4月 上 中 下	5月 上 中 下	6月 上 中 下	7月 上 中 下	8月 上 中 下	9月 上 中 下	10月 上 中 下	11月 上 中 下	12月 上 中 下		
使用予定資材													

生産計画表の様式例です。

栽培暦に必要事項が記載されていれば栽培暦でもかまいません。不足している事項を書き足したり、別表で管理してもかまいません。

1. 7. 2 生産計画の実績を記録し、次の計画作成に活用しているか。

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適合基準】1. 7. 2

- ①生産計画(「管理すべきポイント」1. 7. 1)に対する実績を記録している。
- ②計画と実績を比較し、次の計画立案に役立てている。

【解説】1. 7. 2

計画と実績の比較に関する項目です。

計画を立てっぱなしにするのではなく、実績と比較して次の計画をよりよいものにし、よりよい結果を導く基礎資料にしましょう。1. 12. 2 経営者による見直し記録の参考帳票例にあるように、自己点検の結果だけでなく、生産実績との比較からも見直し事項を検討すると良いでしょう。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農林水産省ホームページ「農林水産技術のホームページ」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/> 「農業技術の基本指針」

共通

1 経営全般

基準項目 1. 8 トレーサビリティ

管理すべきポイント

1. 8. 1 出荷する商品、送り状、納品書等に、品名、原産地、農場名等が表示されているか。

【適合基準】1. 8. 1

出荷する商品、送り状、納品書等に下記の表示を行っている。

〔青果物〕

- ①農場名
- ②名称
- ③原産地

〔穀物〕

- ①品名
- ②原産地
- ③内容量(密封された容器包装の場合)
- ④農場名
- ⑤調製ロットが特定できる表示

※青果物と穀物で適合基準の記載が一部異なります。

【解説】1. 8. 1

1. 8はトレーサビリティに関する項目です。

トレーサビリティとは、「追跡可能性」のことで、商品の生産・流通過程が追跡可能であること及び生産・流通の履歴を正確に記録・管理するシステムのことをいいます。

トレーサビリティの記録は、農場から出荷先(直接の販売先)までの農産物の移動を把握するための仕組みです。この仕組みは商品回収やクレームにすぐに対応できるようにするために必要です。クレームが発生した場合、再発防止のための原因の追及と、被害を最小限に食い止めるための、すでに出荷した農産物の回収が必要になります。そのために、各種記録を紐づけておくことが必要です。

農産物と出荷、出荷と収穫、収穫と栽培の記録を日付や圃場名、品種名等で紐づけ、付帯する衛生、品質管理の記録とも関連づけることができれば、出荷した農産物の詳細な履歴をたどることができます。

1. 8. 1は商品の表示に関する項目です。

はじめに、出荷する農産物に食品表示法に基づき名称及び原産地表示を適正に行います。

商品への表示に農場名があれば出荷した農場が分かります。

商品、送り状、納品書などで、青果物は①～③、穀物は①～⑤の表示が確認できるようになっている必要があります。

原産地とは、都道府県名、市町村名あるいは一般に知られている地名でかいません。

〔参考〕

■食品表示法

平成27年4月に食品表示法が施行され、「食品衛生法」や「JAS法」、「健康増進法」の食品表示に係る条文が一本化されました。

このほかにも「不当競争防止法」、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「米トレーサビリティ法」、「計量法」、「医薬品医療機器等法」や地方自治体で定める条例、国で定めるガイドライン、業界の自主基準等が関係します。

なお、食品表示に関する照会・相談の窓口は各保健所となっています。

【参考資料】

一般用生鮮食品の表示について

横断的義務表示事項（食品表示基準第18条第1項関係）

名称・原産地

		農産物	畜産物	水産物
名 称		その内容を表す一般的な名称を表示		
原産地	国産品	都道府県名 (市町村名その他一般に知られている地名も可)	国産である旨 (主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名も可)	水域名又は主たる養殖場が属する都道府県名 (水域名の表示が困難な場合は水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名も可)
	輸入品	原産国名（一般に知られている地名も可）	原産国名	原産国名

表 示 例 (個別の義務表示、任意表示も含めた表示例です。)

農産物の表示例

栽培方法も義務表示です。

島根県産 大豆
内 容 量 300g
販 売 者 ○○○○
島根県○○市
△△町××番地

密封包装した場合は、内容量と表示する者の氏名又は名称と住所を表示する必要があります。表示に用いる文字は、8ポイント以上の大きさです。

袋詰め精米（単一原料米）

名 称	精 米		
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年
单一原料米	島根県	きぬむすめ	29年産
内 容 量	5 kg		
精米年月日	令和2年〇月15日		
販 売 者	●●米穀株式会社 島根県～～△番地 TEL 0855-〇〇-〇〇〇〇		

・容器包装の見やすい箇所に、食品表示基準別記様式4に従い表示します。
・表示に用いる文字は、12ポイント以上の大さです。
(内容量3kg以下のものは8ポイント以上)

袋詰め玄米（未検査米）

名 称	玄 米		
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年
未検査米	国内産		10割
内 容 量	10 kg		
調製年月日	2020.〇. 15		
販 売 者	●●米穀株式会社 島根県～～△番地 TEL 0855-〇〇-〇〇〇〇		

・单一原料米とは、産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、産地、品種及び産年について証明（国産品の場合は農産物検査法による証明）されたものをいいます。

出典：島根県ホームページ 薬事衛生課「新しい食品表示制度パンフレット（令和2年2月改訂版）」より抜粋

共通

1 経営全般

基準項目 1. 8 トレーサビリティ

1. 8. 2 出荷した商品の出荷と収穫のつながりがわかる記録があるか。

【適合基準】 1. 8. 2

出荷した商品の出荷と収穫のつながりがわかる出荷の記録がある。記録には、下記の項目を含む。

〔青果物〕

- ①出荷先・販売先
- ②出荷日
- ③品名
- ④出荷数量
- ⑤収穫ロットまたは
収穫ロットと結びついている保管ロット

〔穀物〕

- ①出荷先・販売先
- ②出荷日
- ③品名
- ④出荷数量
- ⑤調製ロットまたは収穫ロット

※青果物と穀物で適合基準の記載が一部異なります。

【解説】 1. 8. 2

出荷記録に関する項目です。

出荷先の記録があれば出荷先が分かり、出荷した商品と出荷記録を紐づけることができます。また出荷記録に収穫ロットがあれば収穫記録と紐づけることができ、収穫記録に圃場名があれば収穫圃場が分かります。

1. 8. 2では、出荷記録・収穫記録などで①～⑤を確認できる必要があります。

出荷・収穫を管理する単位を決め、紐づけできる管理方法を決めましょう。

[出荷伝票]

氏名 (M)	合計正総数	乾燥量
吉ぬひすめ	0.5 kg	kg
0.5 kg	kg	kg
0.7 kg	kg	kg
31 kg	kg	kg
保有米袋	枚	枚
くず米袋	枚	枚
黒崎草		
179	(M)	3

[各種帳票、記録簿]

共通

1 経営全般

基準項目 1. 8 トレーサビリティ

1. 8. 3 収穫の履歴を記録しているか。

【適合基準】1. 8. 3

収穫の履歴として、下記を記録している。

〔青果物〕

- ①収穫ロット
- ②品名
- ③収穫日
- ④収穫数量
- ⑤収穫した圃場

〔穀物〕

- ①収穫ロット
- ②品名
- ③収穫日
- ④収穫数量または収穫面積
- ⑤収穫した圃場

※青果物と穀物で適合基準の記載が一部異なります。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

①収穫ロットには例えば収穫日、収穫圃場番号等がある。

【解説】1. 8. 3

収穫記録に関する項目です。

収穫記録に圃場名を記載していれば収穫圃場が分かります。収穫圃場が分かれればその圃場の栽培記録（農薬使用記録、肥料使用記録等）を確認することで栽培状況を調べることができます。

1. 8. 3では、収穫記録などで①～⑤を確認できる必要があります。

ロットとは、ほぼ同一の条件のもとで生産された品物の集団のことで、生産、収穫、流通の各段階や製品によって、何をロットとするか異なります。

共通

【参考帳票例】

【収穫記録の例】

収穫記録表の例			
年度	2016		
品目	大根		
収穫日	圃場番号	収穫数量 (c/s)	ロット 番号
10月1日	1~3	100	1001
10月2日	4、5	85	1002

【出荷記録の例】

出荷記録表の例			
年度	2016		
品目	大根		
出荷日	出荷先	収穫 ロット	出荷数量 (c/s)
10月1日	○○スーパー	1001	50
10月1日	△△生協	1001	40
10月2日	○○スーパー	1001 1002	10 40
10月2日	△△生協	1002	35

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 「食品衛生法第1条の3 第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
- 食品表示法（平成25年法律第70号）
- 島根県ホームページ 薬事衛生課「新しい食品表示制度パンフレット（令和2年2月改訂版）」
- 農林水産省ホームページ 「トレーサビリティ関係」
<https://www.maff.go.jp/j/syousan/seisaku/trace/>
トレーサビリティに関しては、農林水産省のホームページに詳細な情報が記載されています。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 9 苦情、異常への対応

管理すべきポイント

1. 9. 1 商品に関する苦情・異常が発生した場合の管理手順が定められているか。

【適合基準】 1. 9. 1

商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。

- ①商品に関する苦情や異常の発生時における商品管理の責任者への連絡
- ②状況及び影響の把握(商品回収の必要性の判断を含む)
- ③応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む)
- ④原因追及
- ⑤是正処置
- ⑥法令違反があった場合の県(美味しまね認証担当部署)への報告

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

例えば、商品に関する苦情・異常として下記がある。

- ・顧客からの商品に対する苦情
- ・農場内部の環境異常等が商品に影響を及ぼす状況の発見(例えば、洗浄水が汚染された、天井の蛍光灯が割れて飛散し農産物に混入した等)
- ・農場内部でのルール違反が商品に影響を及ぼす状況の発見(例えば、農薬の希釈倍数を誤って濃くしてしまった等)

【解説】 1. 9. 1

商品の異常とは、通常の販売が不可能な商品の状態を指し、例えば、商品の異味・異臭、腐敗、量目不足、表示ミスなどがあります。

商品の苦情は商品の異常により販売先から指摘を受けることです。商品の異常・苦情が発生した時にはすぐに対応しなければなりません。原因を追及し、再発防止に努めることが必要です。異常、苦情があった場合の管理手順を定めておくことで速やかに対応できます。

また、記録を残すことで自己点検時などに見直し、改善を図ることができます。

1. 9. 1は商品に関する苦情・異常への対応手順に関する項目です。

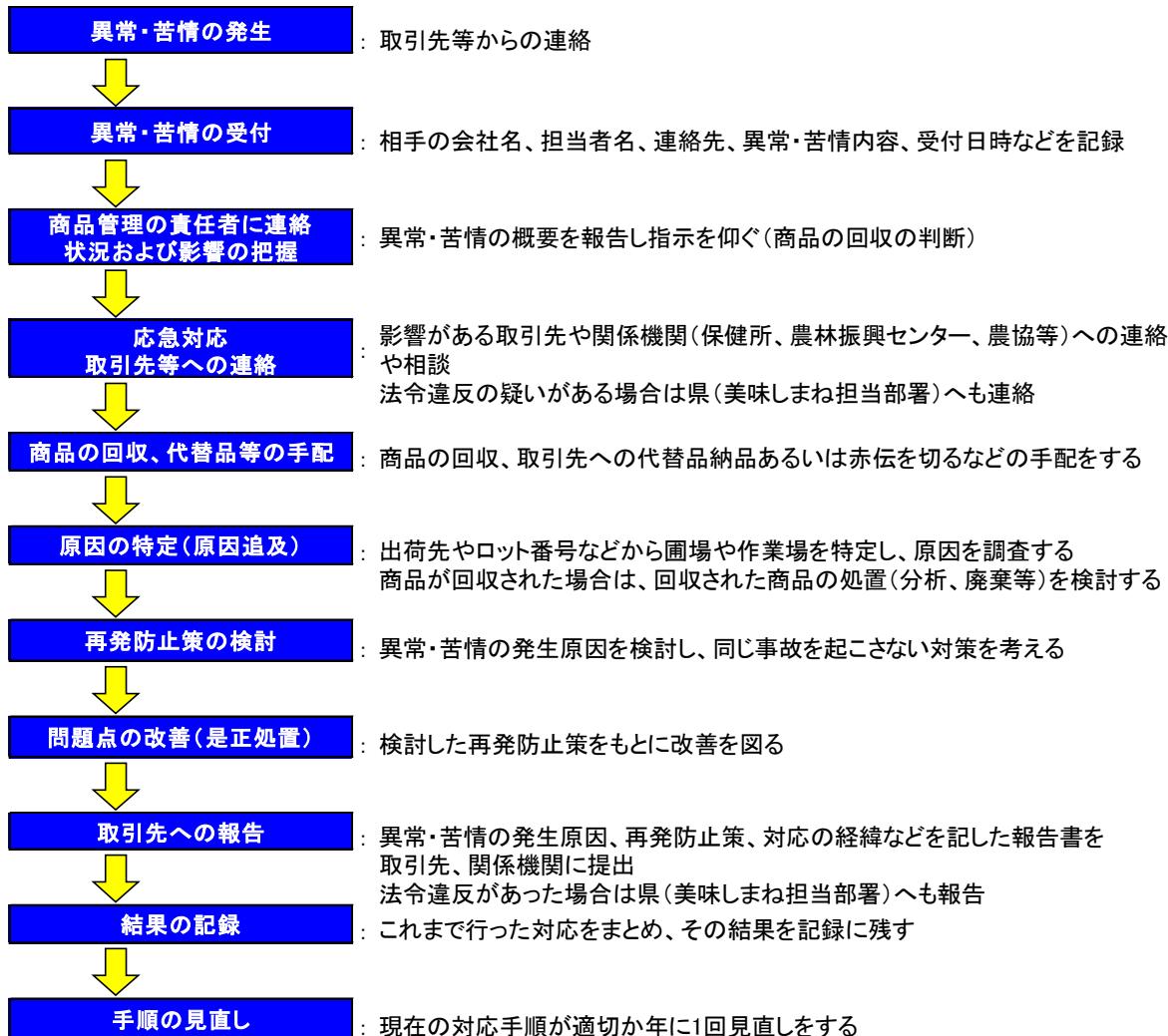
商品の異常・苦情があった場合の対応手順書を作成します。手順書の内容には適合基準の①から⑥までの項目を含めます。

共通

【参考帳票例】(1. 9. 1で求められる対応手順書の作成例)

商品の異常・苦情(商品の回収を含む)対応の例

商品に関する苦情・異常対応手順の例



※応急対応・取引先等への連絡の項目について

取引先、保健所、農林振興センター、農協、美味しまね認証担当部署の電話番号などを別紙で
まとめて閲覧できるようにしておくと実効性が高まります。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 9 苦情、異常への対応

1. 9. 2 商品に関する苦情・異常に對処したときは、記録を残しているか。

【適合基準】1. 9. 2

商品に関する苦情・異常が発生した場合には、「管理すべきポイント」1. 9. 1の管理手順に従って対応したことが記録でわかる。

【解説】1. 9. 2

商品に関する苦情・異常への対応に関する項目です。

1. 9. 1で作成した手順書に対応した記録用紙を作成しておきます。

商品の苦情・異常が発生した場合、対応手順書に従って対応し、対応した内容を記録用紙に記録します。

自己点検や経営者による見直しの際にこれらの記録を改善の資料として活用することでよりよい農場づくりにつなげることができます。

1. 9. 3 原子力災害に關係して、出荷する商品について放射能に対する安全性を説明できるか。

【適合基準】1. 9. 3

①原子力災害に關係して、作物の栽培や農産物の出荷に対する行政の規制または監視対象地域に圃場がある場合、行政の指導に従うとともに、出荷する商品について放射能に対する安全性を説明できる。説明の手段には放射能検査を含む。

②土・水・肥料の放射能に関する安全性については次の「管理すべきポイント」で確認している。土(「管理すべきポイント」2. 2. 1)、水(「管理すべきポイント」2. 3. 1)、肥料(「管理すべきポイント」2. 6. 3)

※島根県は、規制または監視対象地域には該当しない。

共通

【参考帳票例】(1. 9. 2で求められる対応記録の例)

異常・苦情・ルール違反対応記録			
種類を○で囲む	社長	商品管理責任者	受付者
商品の苦情、商品の異常	* * * * *	* * * * *	* * * * *
商品の回収、農場のルール違反	* 年 * 月 * 日	* 年 * 月 * 日	* 年 * 月 * 日
情報源 スーパー〇〇	申出者	〇井〇男 (青果バイヤー)	
連絡先 03-0000-0000	品目名	レタス	
発生日 * * * * *	圃場名	不要	
苦情・異常・ルール違反の内容及び応急対応			
ダンボールを開けたらレタスだけでなく収穫用の包丁が入っており、レタス(出荷ロット**)を出そうとしたパートさんがけがをしてしまった。〇月〇日にスーパー〇〇のバイヤー及び負傷したパート(**さん)に謝罪とお見舞を実施。他の商品に影響ないため回収は実施せず。			
発生原因			
使った包丁は各自が洗浄して所定の場所に保管することになっているが、作業者のAさんが家庭の事情で急に家に戻らなければならなくなった際に片付けがおろそかになってしまった。所定の場所は特に誰の包丁が戻されていないかが分かるような管理はしていなかった。			
是正処置			
収穫道具の保管場所を作業者ごとにどこに置くかを前もって決めておき、誰が置いていないか一目で分かるようにした。毎日収穫の責任者が作業終了後に保管場所の確認を行うこととした。これらを改定した「収穫出荷工程リスク管理表」で関係者に周知徹底した。(7/3)			
外部への報告 (不要 ・ 県(美味しまね担当) ・ 取引先 ・ JA ・ その他())			
一連の是正対策を報告した。(7/3)			
経過観察 (要 ・ 不要)			
新たなルールで2週間経過したが、適切に包丁が戻されており是正処置は効果があったと思われる。(7/20)			

共通

1 経営全般

基準項目 1. 10 消費者の信頼構築

管理すべきポイント

1. 10. 1 生産者は積極的に消費者と接する機会を持ち、消費者の意識を把握する努力を行っているか。

【適合基準】1. 10. 1

生産者自らが店頭で販売促進を行うなど、積極的に消費者と接する機会を持ち、消費者の意識を把握する努力を行っている。



[店頭での試飲販売の様子]

■美味しまね認証マーク



美味しまね認証のマークは「縁結び」と「水引」をモチーフに消費者に贈り物をする気持ちを込めています。島根県の観光キャラクター「しまねっこ」とのコラボマークもあります。

1. 10. 2 包装ラベルに生産者名を分かりやすく表示するなど、消費者が安心して購入できるような情報提供を行っているか。

【適合基準】1. 10. 2

包装ラベルに生産者名を分かりやすく表示する、生産者の顔や産地風景などの店頭掲示の写真を用意するなど、消費者が安心して購入できるような情報提供を行っている。

【解説】1. 10. 1、1. 10. 2

生産者や農協などの生産者団体がGAPに取り組む目的として、GAPの第三者認証制度（美味しまね認証制度では県が第三者として認証）を通して、「農場管理の良さを販売に生かす」という側面があります。

そのためには、生産者自らも積極的にGAPに取り組んでいることを消費者にPRすることが大切であり、そうすることで、生産者と消費者との信頼関係が強化され、消費者との“きずな”ができあがっていきます。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 1.1 記録の保存

管理すべきポイント

1. 1.1. 1 作業記録があるか。

【適合基準】 1. 1.1. 1

圃場及び農産物取扱い施設での作業を記録している。

【取組例・備考】

記録には、例えば下記がある。

- ・作業日
- ・作業者名
- ・作業内容
- ・作業時間
- ・機械の稼働時間
- ・天候による作業への影響(雨または風の発生など)
- ・苦情・異常・ルール違反・事故等のトラブル及びヒヤリハット

【解説】 1. 1.1. 1

記録は計画に対して実施した証拠となります。また、次回の作業の参考データとしても活用できます。そのため、一定期間保管管理する必要があります。

1. 1.1. 1は作業記録に関する項目です。

いつどこでどんな作業を行ったか記録します。作業記録(作業日誌、野帳など)は農薬使用記録や肥料使用記録などの元帳や教育訓練の記録にもなります。スマートフォンのアプリなどを活用する方法もあります。記録項目は特に決められていませんが、作業日、作業者名、作業内容、作業時間、天候を基本として農場のニーズに合わせて項目を選びましょう。

共通

【参考帳票例】

作業記録（様式例1）

月日	作業者名	圃場	作業内容 (番号)	作業時間	使用機械	機械の稼働時間	備考
				時 分 ~ 時 分			
				時 分 ~ 時 分			
				時 分 ~ 時 分			

※1 天候による作業への影響、苦情・異常・ルール違反、事故等のトラブル、ヒヤリハット等があれば備考欄に記載
※2 かん水した量（又は時間）を備考欄に記載する。

※3 農薬・肥料使用の詳細は、農薬・肥料使用記録に記載する。

作業内容

番号	作業内容	番号	作業内容	番号	作業内容
①	ビニール被覆	③		⑤	
②		④		⑥	

作業日ごとに記録する様式例です。

圃場ごとに記録する様式例です。

作業記録（様式例2）

農場名	記録者			圃場名:			年 月分	
月 日 ()	月 日 ()			月 日 ()			月 日 ()	
氏名	場所	作業内容(番号)	氏名	場所	作業内容(番号)	氏名	場所	作業内容(番号)
番号	作業内容	番号	作業内容	番号	作業内容	番号	作業内容	番号
①	ビニール被覆	③		⑤		⑥		
②		④						

※1 収穫・出荷した圃場、作物、量、出荷先を記入する

※2 かん水した量または時間を記入する

※3 農薬・肥料使用の詳細は、農薬・肥料使用記録に記入する

作業記録（様式例3）

農場名								
責任者								
圃場番号	1		2		3			
面積(a)								
作業内容 (従事者)	作業月日	作業内容	作業者	作業月日	作業内容	作業者	作業月日	作業内容
肥料 (商品名、使用量)		※ 肥料の使用量を記入します。 記入した場合は肥料台帳にも記入します。						
特記事項		※ 生育状況など今後の生産の参考となるメモ等を記入します。						

他に、農薬、収穫、調整、出荷など、必要な作業内容の欄を作ります。

作業内容ごとに記録する様式例です。

1 経営全般

基準項目 1. 1.1 記録の保存

1. 1.1. 2 記録・帳票類を適切に保管しているか。

【適合基準】 1. 1.1. 2

- ①この生産工程管理基準で要求する各種記録を原則として過去2年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。
- ②2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従って記録を保管している。

〔穀物〕

※米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく取引等の記録は3年間の保存義務がある。

【取組例・備考】

〔穀物〕

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」では、米穀等について①品目、②産地、③数量、④年月日、⑤取引先名、⑥搬出入した場所、⑦用途を限定する場合にはその用途等の記録の作成及び3年間の保存が義務付けられている。

【解説】 1. 1.1. 2

記録は見返すために保管しておきます。適合基準では2年以上保管することを求めていますが、例えば、法律や取引先がそれ以上の期間の保管を求めている場合はそちらを優先します。

また、新規に美味しまね認証に取り組む場合は審査時に栽培期間を含む3ヶ月以上の基準を満たす記録があれば、現地審査を受審できます。例えば、米の保管の記録のみ3ヶ月分ある状況では、栽培期間を含む記録が確認できないため現地審査を実施できません。GAPの取組を開始し、現地審査までの期間(栽培期間を含む3ヶ月以上の期間)に発生しない作業の記録は整備されていなくともかまいませんが、どのような様式で記録するのかは定めておきましょう。



[記録とファイルの保存]

生産者の皆さまも取組が必要です。

- 伝票を受領・発行**
「お米」を出荷する際には、伝票等を受領するか、自ら出荷記録を作成してください。
- 3年間保存**
受領した伝票や作成した記録等は3年間保存してください。
- 産地を伝達**
「お米」を出荷する際、米、米加工品を一般消費者に直接販売する際には、必ず産地を伝えてください。

用途限定米穀については、加工用米は①、米粉用米は②、飼料用米は③などと、その他用途は、その用途に即して輸出用などと記載が必要です。

この法律により、生産者の皆さまだけでなく、米・米加工品に関わる全ての事業者が、同様の取組を行わなければならないことになっています。

[出典：
農林水産省ホームページ
「米トレーサビリティ法事業者別パンフレット」より
抜粋]

取引等の記録の作成・保存が必要です。

記録

- 対象品目の確認**(米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)
 - もみ、玄米、精米、碎米、種もみ、ふるい下米
 - 米粉や米こうじ等の中間原材料
 - ご飯、炊き込みごはん、おにぎり等の米飯類
 - もち、だんご、米菓 等
- 伝票等についての確認事項**
 - 実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録を作成・保存したことになります。
- 伝票の内容の確認**

<input type="checkbox"/> 品名	(通常用いている名称)
<input type="checkbox"/> 産地(注)	(「国産」「○○国産」「○○県産」等)
<input type="checkbox"/> 数量	(通常用いている単位)
<input type="checkbox"/> 年月日	(搬出入した日 [困難な場合は、受発注日等])
<input type="checkbox"/> 取引先名	(取引先の氏名又は名称)
<input type="checkbox"/> 搬出入した場所	(その場所が特定できるような名称及び所在地)
<input type="checkbox"/> 用途	(用途が限定されている場合、その用途)

生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、
伝票等を保存していかなかった場合には…罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)
- 「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- 農林水産省ホームページ
「トレーサビリティ関係」
<https://www.maff.go.jp/j/syousan/seisaku/trace/>
 - ・トレーサビリティに関しては、農林水産省のホームページに詳細な情報が記載されています。
 - 「お米の流通に関する制度」
<https://www.maff.go.jp/j/syousan/keikoku/index.html>

共通

1 経営全般

基準項目 1. 12 自己点検

管理すべきポイント

1. 12. 1 美味しまね認証にかかる基準について自己点検を実施し、必要な改善を行っているか。

【適合基準】1. 12. 1

- ①美味しまね認証にかかる要綱・要領・基準等を十分に理解した者による自己点検を年1回以上実施したことが記録でわかる。
- ②自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録でわかる。

【取組例・備考】

- *原則として団体の場合には該当外可能
例えば、下記の方法もある。
 - ・県やJAなどの美味しまね認証の指導に携わる職員と共同で行う。
 - ・県やJAなどの美味しまね認証の指導に携わる職員による充分な指導のもとで農場の責任者が行う。

【解説】1. 12. 1

自己点検の実施に関する項目です。

自己点検とは、適合基準に基づいて、農場のルールが決定され、ルールに基づく運営が実施されているかどうか、自らの農場管理の状況を農場が点検・確認することです。美味しまね認証では年に1回以上の自己点検が必要であり、通常、審査や監査の総点検として実施します。自己点検の精度を上げることにより、審査や監査に向けた準備が整います。

特に新規に美味しまね認証に取り組む際は、GAPを十分に理解した指導者(普及部、農協のGAP指導員等)と実施するとよいでしょう。実施した自己点検の記録は実施日を記載しておきます。自己点検の結果として、不適合だった項目を一覧表に記載し、是正内容と是正した日付の記録を残しましょう。

[参考]

■自己点検等を効率的に行うために

自己点検や審査を受ける時には様々な帳簿書類を確認することになるため、生産工程管理基準による点検の他、帳簿書類一覧チェックシートなどを作成し、確認作業を実施すると効率的です。帳票類は、最新版であることを確認しましょう。チェックシートに最新版の更新日を記載するなどの確認方法もあります。

共通

【参考帳票例】

自己点検不適合の改善記録（様式例1）				
品目				
点検日時				
点検実施者				
点検立会人				
管理すべきポイント番号	不適合内容	改善内容	確認者	確認日

自己点検不適合の改善記録（様式例2）				
責任者氏名		点検日	年 月 日	
記入日	年 月 日			
改善必要事項	項目	.	.	.
改善記録・内容				

共通

1 経営全般

基準項目 1. 12 自己点検

1. 12. 2 経営者は、自己点検の結果を把握し、農場経営を見直しているか。

【適合基準】1. 12. 2

- ①経営者は、年1回以上、自己点検(団体の場合には内部監査)の結果を把握し、農場管理の仕組みの有効性を見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。
- ②上記の見直しの結果及び該当する責任者への改善指示を記録している。

【取組例・備考】

例えば、「経営者による見直し記録」としてまとめる。
なお、団体の場合には、団体代表者による見直しとなる。

【解説】1. 12. 2

経営者による見直しに関する項目です。
経営者が自己点検の結果を把握し、農場管理を見直すことが必要です。
見直したことを記録しておきましょう。

[参考]

■持続的な改善の勧め

GAPの実践は、単に点検項目を確認するだけではありません。農場利用計画・点検項目の作成(Plan)から、記録・実践(Do)、点検(Check)、見直し・改善(Action)の作業を繰り返し実行し、PDCAサイクルを回し続けることで農場経営の改善につながります。

持続的な農場の改善は、GAP導入の最も重要な意義でもあります。審査等の前に実施するだけでなく、日常の営農活動の中で改善が必要な事項を隨時確認し改善につなげましょう。帳票類の記帳により得られた結果の集計や見直しを実施することで、一年間記帳してきた記録が農場改善の貴重な資料となります。農業普及員や農協の営農指導員のアドバイスを受け、記録の集計・分析・見直しを行うことで、農場改善につなげましょう。

共通

【参考帳票例】

経営者による見直し記録

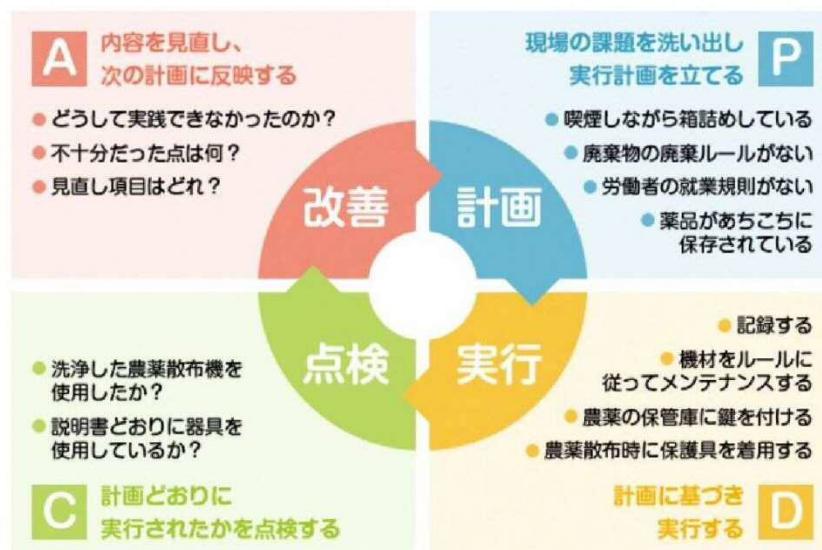
食品安全の目標の達成度	①異物混入クレーム=0 → 1件あり(昆虫) ②残留農薬事故=0 → 発生なし		
1. 内部監査の結果より	①農薬保管庫に関する指摘が多いので、写真等の事例を定例研修会で使用して適正化を図ること。	農薬管理責任者	2016.02
	②肥料については、安全性の観点から、事務局での選定に切り替える準備をすること。	肥料管理責任者	2016.01
	③防虫対策の強化を図ること。提案あれば予算を付ける。	商品管理責任者	2016.03
2. 生産実績より	収穫量が計画比70%だったのは、夏場の渇水が主原因。来年は共同の灌水施設の充実を図る。	生産指導部長	2016.03
3. 経営環境の変化より	①高齢で来年廃業する4名の圃場10haを何とかして当団体の会員の中から利用権設定したい。	社長	2016.02
	②主要取引先のA社が有機農産物の充実を図っている。有機農産物を現在の2倍になるように早急に対策を検討したい。	生産指導部長	2016.01
	③3月のBさんの退職に伴う従業員の確保と教育体制を準備する。	総務部長	2016.02

2015.12.20
株式会社○○農園
代表取締役社長:山田 太郎

【参考資料】

PDCA (Plan-Do-Check-Action) の重要性

GAP ではいろいろなルール作りや基盤作りがありますが、一度ルール作りや取組を行えばそれで完成というわけではありません。さらに改善を続けることによって生産性の向上や競争力の強化が図れ、次世代に引き継げる農業経営を構築することができます。



出典:農林水産省ホームページ <https://gap.maff.go.jp/> 「これからはじめるGAP」解説書 より抜粋

共通

1 経営全般

基準項目 1. 13 ルール違反への対応

管理すべきポイント

1. 13. 1 農場のルール違反への対応手順を定めているか。

【適合基準】 1. 13. 1

美味しまね認証に関する農場のルール違反が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。

- ①状況及び影響の把握
- ②応急対応(影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表等を含む)
- ③原因追及
- ④是正処置
- ⑤残留農薬等の基準値超過、適用外農薬等の検出、認証マークの不適正利用、法令違反などにより認証制度の信頼性を損ねる恐れのある場合の県(美味しまね認証担当部署)への報告

【取組例・備考】

例えば、農場のルール違反には下記がある。

- ・近隣者の苦情により発覚した騒音、悪臭等
- ・労働安全事故やけがの発生
- ・燃料タンクからの燃料漏れ等
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等
- ・美味しまね認証マークの使用方法の違反等

【解説】 1. 13. 1

農場のルール違反とは、農場が美味しまね適合基準に基づき定めたルールに違反していることを指します。

例えば、美味しまね適合基準に基づきリスク評価をした結果、出荷作業の前には手を洗い、手袋を着用する、というルールを決めたとします。ある作業者が手袋をつけずに出荷作業を行っていた場合は農場のルール違反となります。

農場のルール違反も商品の異常・苦情同様、原因を追及し、再発防止に努めなければなりません。

1. 13. 1は農場のルール違反への対応に関する項目です。

ルール違反があった場合の対応手順を作成します。手順書の内容には適合基準の①から⑤までの項目を含めます。

共通

1 経営全般

基準項目 1. 13 ルール違反への対応

管理すべきポイント

1. 13. 2 農場のルール違反への対応を記録しているか。

【適合基準】1. 13. 2

農場のルール違反が発生した場合には、「管理すべきポイント」1. 13. 1の手順に従って対応したことが記録でわかる。

【解説】1. 13. 2

農場のルール違反への対応に関する項目です。

1. 13. 1で作成した手順書に対応した記録用紙を作成しておきます。

農場のルール違反が発生した場合は、対応手順に従って対応し、対応した内容を記録します。

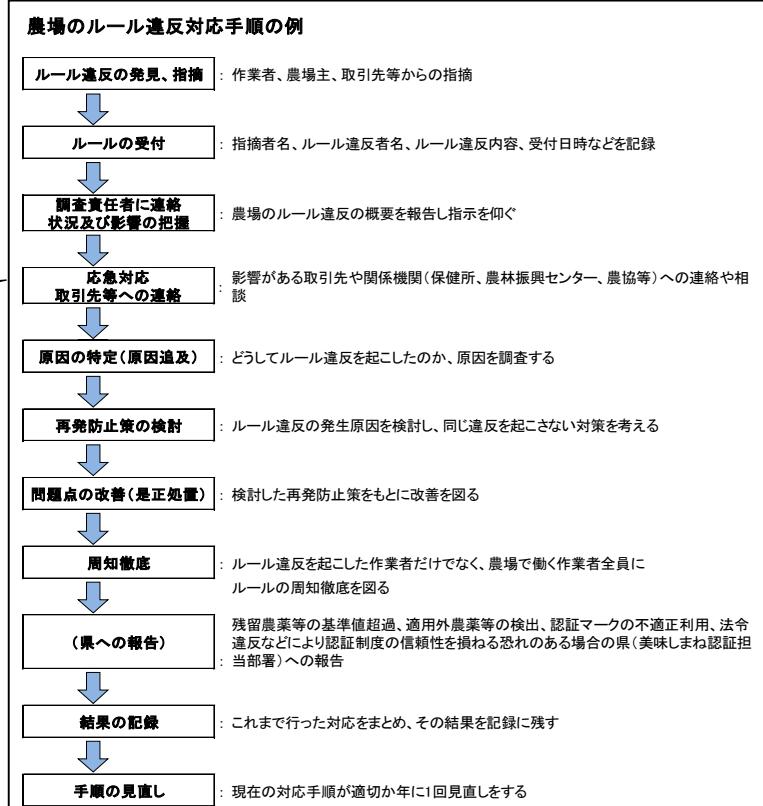
自己点検や経営者による見直しの際に農場のルール違反の記録も改善の資料として活用するとよりよい農場づくりに役立ちます。

美味しまね認証制度の適合基準に従って定めたルールに対する違反があった場合は、各責任者が中心になって対応する手順としておくなどの作成例が考えられます。

ルール違反対応記録の参考様式は、1. 9. 2で利用している苦情・異常対応記録と同じ様式を参考様式としています。

【参考帳票例】

※応急対応・取引先等への連絡の項目について
取引先、保健所、農林振興センター、農協、美味しまね認証担当部署の電話番号などを別紙でまとめて閲覧できるようにしておくと実効性が高まります。



2 農産物の安全

基準項目 2. 1 栽培工程におけるリスク管理

管理すべきポイント

2. 1. 1 圃場及び倉庫における交差汚染防止のためのリスク評価を行い対策を講じているか。また、圃場における鳥獣被害防止対策を講じているか。

【適合基準】2. 1. 1

- ①圃場及び倉庫における下記のものと、汚染物質との交差汚染に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。
 - 1)種苗、作物及び農産物
 - 2)包装資材
 - 3)収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等
- ②リスク評価の結果及び対策を記録している。
- ③圃場における鳥獣被害防止対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば、汚染物質には農薬及び農薬に関連するもの(散布機械・調製器具(計量カップ・秤)・防除具(マスク・ゴーグル)・防除衣)、肥料(特に堆肥や有機肥料)、薬剤・燃料・機械油、廃棄物、有害生物(昆虫及び鳥獣類)、人由来のもの、周辺環境由来のもの等がある。

例えば、下記の事例がある。

電線にとまった鳥からの著しい糞の落下。ペットの侵入。農薬保管庫に隣接した収穫容器の保管。収穫容器や被覆資材への軒先に巣を作った鳥による糞の付着。農薬散布機を取り出す時に収穫容器に接触する可能性、機械の燃料タンクから燃料が漏洩して収穫容器や被覆資材が汚染される可能性等を検討する。

他の「管理すべきポイント」の対策を引用してもよい。

圃場における鳥獣被害対策として、例えば食品残渣の管理の徹底等鳥獣を引き寄せない取組、侵入防止柵の設置、追い払い活動などがある。

【解説】2. 1. 1

圃場及び倉庫における交差汚染の防止に関する項目です。

交差汚染とは、作業者、機械・器具、水・空気などの移動によって、微生物汚染、農薬汚染、異物混入などが起こることです。

圃場および倉庫における交差汚染について、地図やレイアウト図を活用するなどしてリスク評価し、対策・手順・ルールなどを決め、リスク評価の結果・対策を記録します。記録には汚染物質に関するリスクの内容、重要度、対策を記載します。

共通

[参考]

リスク評価とは、リスク(危険度)の大きさについて判断を行うことです。どのような事故がおこるのか、事故の発生頻度はどうか、事故の重大さはどうかを検討するための考え方です。「事故が起きた時の被害の大きさ」と「事故が発生する可能性」を組み合わせて、与える影響の大きさを「高い・低い」、「大きい・小さい」等で評価します。

GAP、美味しまね認証の取組では、このリスク評価に基づき農場のルールを決めることがあります。この考え方をしっかりと身につけましょう。

○リスクとは

危害の発生確率及びその危害の程度の組み合わせです。

$$\text{リスク} = \text{発生する可能性} \times \text{発生したときの被害の大きさ}$$

また、危害とは人の受ける身体的傷害や健康傷害、財産または環境の受ける害です。従って、

食品安全のリスク＝健康傷害の発生確率×健康傷害の程度 であり

労働安全のリスク＝身体的傷害の発生確率×身体的傷害の程度 となります。

○リスク評価の考え方

危害の大きさ(重篤性)	
事故が発生した場合の影響の大きさ	
<評価例>	
3 (重)	死亡につながる疾病・事故 法令違反または商品回収
2 (中)	入院等が必要な疾病・事故 商品苦情(影響大)
1 (軽)	応急手当ですむ事故 商品苦情(局所的)



農場での発生頻度(確率)	
自分の農場で危害要因の発生する可能性	
<評価例>	
3 (重)	過去に自分の農場で発生した
2 (中)	産地又は業界で発生した
1 (軽)	発生する可能性が考えられる

○危害要因とは

安全に対し悪影響をもたらす可能性のある物質や状態を言い、この危害要因により生じる、悪影響とその程度をリスクと言います。

○リスク管理とは

リスク低減のための措置を決定、実施、検証、見直しを行うことを言います。

リスクは、危害要因によって生ずる被害の大きさとその危害要因の発生確率を掛け合わせたものに比例するため、甚大な被害を与える危害要因であっても、その発生確率を限りなく下げるようリスク管理を行うことで、リスクを小さくすることができます。なお、リスクを完全になぐすことは不可能な場合が多く、「合理的に実施可能な範囲」で対応しましょう。

共通

○食品安全危害要因とは
食品安全を脅かす要因となるもので、大きく分けて3種類あります。

化学的 危害

農薬、化学肥料、動物用医薬品、化学薬品、油類、放射性物質等

生物的 危害

食中毒細菌、家畜糞尿による病原性大腸菌、かび、かび毒、ウイルス 等

物理的 危害

毛髪、虫、金属片、プラスチック片、ガラス片、石、砂、虫 等

生産物への汚染物質の付着について考えるとき、洗わずに生で食べる、洗ってから生で食べる、皮をむいて食べる、など、利用の仕方でリスクが変わります。出荷後の利用方法がわかっている場合はそれに合わせてリスク評価します。

■ 作業場所や環境からの検討の手順

〈手順1〉

圃場や関連施設、周辺の状況がわかる地図をつくります。

圃場と施設の地図は管理点1. 1. 2で作成します。地図には周辺の状況を記載します。

2. 1. 1で倉庫などの施設のレイアウト図をつくります。

〈手順2〉

適合基準にあるように、圃場や施設において、「種苗、作物および農産物」、「包装資材」、「収穫、農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器備品等」に食品安全を脅かす汚染物質を付着させる要因にはどのようなものがあるか考え、発生する可能性と発生したときの被害の大きさからリスク評価を実施します。

汚染物質の例は食品安全危害要因の項を参考にしてください。

〈手順3〉

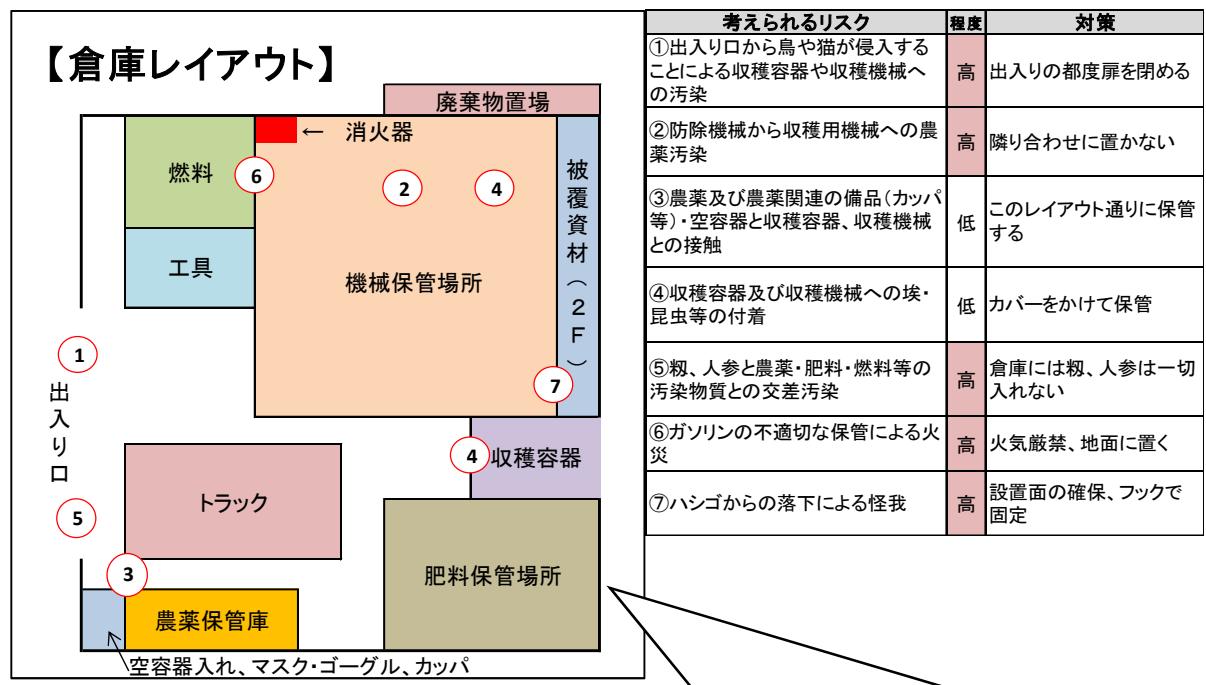
圃場、施設などにおけるリスク評価に対し、対策やルール・手順を決め、リスク評価の結果と対策を記録します。

※決めた対策やルール・手順などは、1. 4. 7(作業者への教育訓練)の項目などで周知・教育訓練を実施します。

※※2. 8 (ドリフト対策)、2. 11. 1(農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入防止)、3. 5. 1(周辺環境への配慮)、4. 1. 1(危険な場所や危険な作業に関するリスク評価)にも地図、レイアウト図を活用します。地図の作成に合わせてリスク評価を行うと効率的です。

共通

【参考帳票例】



○圃場地図と倉庫のレイアウト図を作成し、管理すべきポイント 2.1.1（圃場及び倉庫における交差汚染に対するリスク評価）を行いましょう。

○倉庫のレイアウト図を、管理すべきポイント 4.1.1（危険な場所や危険な作業に関するリスク評価）にも活用しましょう。

○リスク評価は、リスクの「有・無」ではなく、「危害の大きさ×発生頻度」により「高～低」で行います。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 1 栽培工程におけるリスク管理

管理すべきポイント

2. 1. 2 新規圃場の使用にあたり、農産物の安全、労働安全、周辺環境への影響、自然保護地域の開発規制などを検討しているか。

【適合基準】2. 1. 2

下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。検討の結果を記録している。

- ①農産物の安全(土壤や水の安全性(「管理すべきポイント」2. 2. 1、2. 3. 1)、ドリフト被害の可能性(「管理すべきポイント」2. 8. 1))
- ②労働安全(「管理すべきポイント」4. 1. 1)
- ③周辺環境への影響(騒音、振動、悪臭、虫害、煙、埃、有害物質の飛散・流出等(「管理すべきポイント」3. 5. 1))
- ④自然保護地域の開発規制

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

④自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。

管理すべきポイント

2. 1. 3 新規圃場の使用にあたっての農産物の安全等の検討の結果、改善を行った場合は、対策の内容とその結果を記録しているか。

【適合基準】2. 1. 3

新規圃場の使用にあたっての農産物の安全等の検討(「管理すべきポイント」2. 1. 2)の結果、改善を行った場合は、対策の内容とその結果を記録している。

【解説】2. 1. 2、2. 1. 3

2. 1. 2は新規圃場の適性の検討に関する項目、2. 1. 3は新規圃場の問題への対策に関する項目です。

新規に圃場を購入したり借りた場合、その圃場が農業生産にふさわしいかどうか確認する必要があります。確認する項目としては、(1)農産物の安全、(2)労働安全、(3)周辺環境への影響、(4)自然保護地域の開発規制があります。

共通

(1)の農産物の安全は土壤の安全性、水の安全性、ドリフトを受ける可能性を調べます。土壤の安全性の確認方法は管理点2. 2. 1、水の安全性の確認は管理点2. 3. 1、ドリフトの確認は管理点2. 8. 1を参考にします。

(2)の労働安全については、危険な場所、けがをしやすい場所がないか確認します。確認方法は圃場地図(管理点1. 1. 2)と管理点4. 1. 1(危険作業の把握)を参考にします。

(3)の周辺環境への影響について、圃場で作業を行う際に周りに迷惑をかける可能性があるか確認します。確認方法は管理点3. 5. 1を参考にします。

(4)の自然保護地域の開発規制は自然環境保全地域など取組例に記載されている地域のことを持します。新しい圃場がこれらの指定を受けているかどうか確認します。県のホームページなどで確認ができます。もし指定を受けている場合は、行政の指示に従います。

(1)から(4)までの検討の結果、特に問題がなければ新規圃場の使用を始めます。検討記録は検討日を記載して保管しておきます。

検討の結果、何らかの問題があった場合、改善を行います。改善方法は上記(1)から(3)の管理点の方法を参考にします。管理点2. 1. 3では改善を行った場合に記録を残しておくことを求めています。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■島根県ホームページ

「島根県自然環境保全地域」

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/shizenkankyo_hozenteki/

「島根県ラムサール条約登録湿地」

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/ramsar/

「島根県の自然公園・自然保護・自然観察」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/>

「鳥獣保護区等の指定状況」

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/choujyu_taisaku/cyojyu_hogoku_tou_sitei_jyokyoo.html

■一般財団法人 食品産業センターホームページ

「HACCP 関連情報データベース」「食品の危害要因」

<https://haccp.shokusan.or.jp/haccp/information/>

共通

【参考帳票例】

		新規圃場チェック表	
		使用の可否	可・否
チェック日:	年月日	記入者	
生産者名			
圃場の扱い	購入・借り入れ・その他		
圃場の所在地		面積	
土地の使用履歴	以前の使用状況(使用者、作物名など)、自然保護地域の指定の有無:		
土質	作物に適した土質か	土壤図の有無	有・無
土の安全性	使用農薬の履歴、土壤汚染地域の指定の有無		
水質	栽培に適した水質か		
水の安全性	行政の水質検査で水質基準を超過した地点が近くにあるか 近隣に産廃処理場、化学工場等水質汚染の危険がある施設がないか		
作業の安全性	危険な地形があるか(崖など)		
周囲の状況	ドリフトの危険性、汚染施設の存在、周辺環境へ悪影響を及ぼす可能性		
問題があった項目 と改善内容			

この欄が 2.1.3 の対策
の内容とその結果の
記録にあたる

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 2 土壌の管理

管理すべきポイント

2. 2. 1 土壌の安全性についてリスク評価を行っているか。

【適合基準】2. 2. 1

下記の情報を参考に、土壌(客土・培土・水耕栽培の培地を含む)の安全性について年1回以上リスク評価し、問題がある場合には行政に相談して対策を講じている。リスク評価の結果と対策を記録している。

- ①行政による土壤汚染地域通知・指定の有無
- ②「管理すべきポイント」1. 1. 2の周辺の状況、これまでの圃場の使用履歴

【取組例・備考】

安全性の評価項目としては、例えばドリン系農薬などのPOPs物質の残留、重金属類、放射性物質等がある。

※穀物では、「カドミウムなどの重金属類」と記載

【解説】2. 2. 1

土壌の安全性に関する項目です。

土壌に汚染物質が蓄積されていた場合は、作物が汚染物質を吸収して作物自体が汚染される可能性があります。土壌のリスクを評価し、問題がある場合は対策を取りましょう。圃場の土壌だけでなく、客土、培土、培地についても安全性を確認しましょう。

(取組の例)

自分が使用する圃場が土壤汚染地域の対象地域に含まれているか確認します。情報入手先の例として、農用地土壤汚染対策地域について環境省ホームページで確認する、土壤汚染により健康被害が生ずる恐れがある土地について県のホームページで確認するなどが考えられます。もし自分の圃場が土壤汚染地域にある場合は、行政の指示に従います。

他にも、圃場の周辺に土壌を汚染する可能性のある施設があるか確認します。工場からの排出物や産業廃棄物処理場からの流出物による土壌汚染が懸念される場合や、行政による土壌検査によって自分の圃場の近隣で環境基準超過の物質がある場合など、問題があると思われる物質について圃場の土壌分析を行います。分析の結果が環境基準を超過していた場合、地域の問題として行政に相談しましょう。

これまでの圃場の使用履歴を確認し使用履歴表を作成します。土壌の安全性についてリスク評価を行います。安全性の評価項目は取組例・備考欄を参考にしてください。

[参考]

■POPs系物質の土壤汚染リスク

POPs系物質のリスク検討は、POPs系農薬の使用履歴や物質による作物の吸収特性を把握することがポイントになります。

共通

検討の結果リスクが低いと判断された場合は分析の必要はありませんが、リスクが高い場合は土壤分析を実施し安全性を確認します。問題があつた場合には、行政に相談し、適切な対応を取ります。

※POPs系農薬(成分名)

アンドリン、ヘプタクロル
DDT、エンドリン、クロルデン
ディルドリン、BHC(HCH)

※POPs物質の内、日本で登録実績のあつた農薬、埋設の対象となつた農薬、商品名は異なるものがあります。

■カドミウムのリスクについて（穀物）

カドミウムは、全国の土壤に普遍的に存在する重金属で、一定以上の量を長期的に継続して摂取し続けると、健康に悪影響を及ぼす可能性があります。

過去の米穀のカドミウム含量や行政の情報などを確認し、高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性が高いと考えられる地域で米を栽培する場合には、カドミウムの吸収抑制対策に取り組むことが重要です。

吸収抑制対策においては、「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」及び「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」などを参考に、出水前後の各3週間の湛水管理によって土壤を還元的な状態に保つことで、土壤中のカドミウムを溶出しにくくし、稻への吸収を抑制する方法をとるなど、適切な管理を行いましょう。

【参考帳票例】

土壤リスク評価表		
作成日 作成者		
圃場番号		
農用地土壤汚染対策地域 の指定の有無	有	・ 無
■土地の使用履歴		
使用年・月	栽培品目	備考
年 月		
年 月		
年 月		
■周辺の状況（工場、施設、廃棄物等による汚染リスク）		
■その他		
■リスク評価		
項目	リスク評価	対策
POPs物質	高・低	
重金属類	高・低	
放射性物質	高・低	
	高・低	

【参考資料】

POPsって何ですか？

化学物質の中には、環境中で分解されにくく、人や野生生物などの体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠い国の環境にも影響を及ぼすおそれがあり、一旦環境中に排出されると私達の体に有害な影響を及ぼしかねないものがあります。このような性質を持つ化学物質は通称POPs(ポップス)と呼ばれています。POPsとは残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants)の頭文字をつないだ略称(語尾のsは複数を示しています)で、例えば、ダイオキシン類やPCB(ポリ塩化ビフェニル)、DDTといった化学物質が挙げられます。

POPsは生物に蓄積しやすいため、環境にある量が少くとも、食物連鎖による生物濃縮によってより高次の捕食者の体内に高い濃度で蓄積してしまうので、悪い影響が起こるのではと心配されています。

さらに、POPsは環境中で分解されにくいため、例えば、発生・使用時に飛散したり、揮発したりして空気中に拡散したものが、大気の流れに乗って移動し、冷たい空気に触れることで地上に降下することが考えられます。これを繰り返して、熱帯や亜熱帯、温暖な地域で環境中に排出されたPOPsが、中緯度地方や極域へと長距離を移動して、地球全体に広範囲に移動・拡散するのです。このように、POPsが地球上で長距離を移動することから、POPsをこれまでに製造・使用したことがない地域でもPOPsによる汚染が見つかっています。例えば、PCBを製造したことでも使用したこともないアラスカなどに住むイヌイットの人たちの血液からもPCBが検出されています。このように、国境を越えてPOPsが移動してしまうという問題が生じています。

我が国ではPOPsの製造・使用を既に法律で原則として禁止していますが、POPsの中には、製造しなくても意図せず生成してしまうものがあります。また、海外では、現在もPOPsを使用している国や、POPsによる環境汚染について十分な対策を取っていない国があります。これらに加えて、過去に使用されたPOPsが現在もなお我が国の環境中に存在しています。そのため、今後も引き続き環境中に存在するPOPsを監視していくことが必要と考えられます。



出典:環境省ホームページ(<https://www.env.go.jp/chemi/pops/pamph/index.html>)

POPs 残留性有機汚染物質 パンフレットより抜粋

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 2 土壌の管理

管理すべきポイント

2. 2. 2 土壤流出を食い止めるような耕作技術を利用しているか。

【適合基準】 2. 2. 2

風や水による土壤流出を食い止めるような耕作技術を利用している。

【取組例・備考】

例えば、下記の方法がある。

- ・土壌の透水性改善
- ・草生栽培等の被覆作物の栽培
- ・植生帯の設置
- ・等高線栽培
- ・石積・ブロックの施工

【解説】 2. 2. 2

土壤流出の防止に関する項目です。

土壤は降雨や強風によって侵食を受けます。放置すれば、これまで土作りを行ってきた、作物を健全に生育させるための良い土を失うことになり、農業生産の持続性が損なわれる可能性があります。傾斜地は雨水によって表土が流失しやすいなど、圃場の条件や土壤の性質によって侵食を受けやすい場合があるため注意しましょう。

土壤の侵食を軽減する対策の実施に関し、「地力増進基本指針」及び「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例が示されています。

取組例・備考欄の記載の他の取組として、以下の例もあります。

- ・適地における不耕起栽培を行っている
- ・風向を考慮した畠立の実施、防風垣の設置を行っている

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 2 土壤の管理

管理すべきポイント

2. 2. 3 堆肥の使用など、よい土作りのための努力を行っているか。

【適合基準】2. 2. 3

圃場の土壤特性を把握し、持続的な土地利用のための土作りを行っている。

【取組例・備考】

例えば、下記の方法がある。

- ・土壤図の利用
- ・堆肥の施用(植物残渣のリサイクルを含む)
- ・緑肥の栽培(輪作の検討を含む)
- ・適切な土壤改良資材の使用
- ・深耕の実施

【解説】2. 2. 3

土作りに関する項目です。

土壤特性に応じた土作りを実施することで持続的な土地利用を実現でき、持続的な農業経営につながります。

目標としている品質や数量の作物を継続的に生産するために、どのような土の状態を目指すべきか検討し、土作りを実践しましょう。



[堆肥散布風景]



[糞糞のすき込みによる土作り]

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 2 土壤の管理

管理すべきポイント

2. 2. 4 汚水の圃場への流入による土壤及び作物に対する影響がないように、対策を講じているか。また、汚水が流入した場合のリスク評価を行っているか。

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適合基準】 2. 2. 4

- ①汚水の圃場への流入による土壤及び作物に対する影響がないように、対策を講じている。
- ②汚水が流入した場合、作物や土壤に対する食品安全のリスク評価を実施し、必要な対策を講じている。行政の規制がある場合には、汚水に接した作物は規制に従っている。リスク評価の結果及び対策を記録している。

【取組例・備考】

汚水が流入する例として洪水がある。

例えば、予防対策として排水溝や圃場への入水口を把握し、大雨の危険がある場合には圃場に水が入り込まないように土嚢を積むなどして管理する。また、排水溝につまりがないことを事前に点検するなどがある。

汚水が圃場に流入してしまった場合には、例えば、土壤環境基準(環境基本法)に基づく土壤検査を実施して使用可否を判断する。

【解説】 2. 2. 4

汚染水の流入対策に関する項目です。

大雨や洪水により汚染された水が圃場に流入すると土壤や作物が汚染される可能性があります。極力流入を防ぐ対策と万が一流入した後の対策を検討しましょう。

予防対策として、取組例・備考欄に記載の他に、排水溝や圃場への入水口に詰まりや堆積物が多い場合は除去しておく、畦を確認し崩れたり穴が開いたりしている場合は補修する、などの取組例も考えられます。

流入後の対策として、流入して圃場にとどまっている水がある場合は、例えば、水質の環境基準の「人の健康の保護に関する環境基準」の関連する項目の水質検査を行うなどの取組例もあります。

【参考】

■地力増進基本指針（農林水産省 平成 20 年 10 月 16 日付公表（抜粋））

III その他地力の増進に関する重要事項

第3 土壌侵食対策

土壌侵食を軽減する営農上の方策としては、適地における不耕起栽培のほか、次に掲げるようなものがある。

1 水食対策

(1) 耕うん整地上の改善方策

ア 等高線に沿った畝立てを行う。

イ 侵食により生じた溝は速やかに修復する。

ウ 土壌の透水性の改善を図る。

(2) 斜面分割

地表面の流水速度を下げるため、等高線に沿って帯状の水平面等を設ける。

(3) 植物等による地表面の被覆

多雨期には場が裸地状態で放置されないようにするために、栽培体系の改善、農作物残さ等による被覆又は樹園地における草生栽培による地表面の被覆を行う。

(4) グリーンベルトの設置

土壤のほ場外への流出を防止するため、グリーンベルトの設置を行う。

(5) り底盤の形成を防止するための心土破碎の実施

(6) り底盤の形成による表面侵食を防止するため、心土破碎を行う。

2 風食対策

(1) 耕うん整地上の改善方策

ア 風に対して直角に畝立てを行い、畝の間隔を狭くする。

イ 風食を生ずる時期の耕うんは極力避けるようにする。

(2) 植物等による地表面の被覆 1 の (3) に同じ。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）

■土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

■環境省ホームページ「農用地土壤汚染に係る細密調査結果及び対策の概要」

<http://www.env.go.jp/water/dojo/nouyo/index.html>

■農林水産省ホームページ「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく対策」

https://www.maff.go.jp/syousan/nouan/kome/k_cd/2_taisaku/02_law.html

■農林水産省ホームページ「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」（平成 23 年 8 月策定、平成 30 年 1 月改訂）

<https://www.maff.go.jp/j/press/syousan/nouan/attach/pdf/180112-1.pdf>

■農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

https://www.maff.go.jp/seisan/kankyo/hozen_type/

■農林水産省ホームページ「地力増進基本方針」

https://www.maff.go.jp/seisan/kankyo/hozen_type/h_dozyo/pdf/chi4.pdf

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 1 生産工程で使用する水の安全性についてリスク評価を行っているか。

【適合基準】2. 3. 1

- ①生産工程で使用する水の種類とその水源及び貯水場所を把握している。
- ②生産工程で使用する水が農産物に危害を与える要因がないか、リスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。リスク評価の結果及び対策を記録している。リスク評価は下記の情報を利用する。

- 1) 使用方法、使用時期及び使用期間
- 2) 水源及び貯水場所の周辺の状況
- 3) 水源及び貯水場所やその周辺で行われた行政等による水質調査の結果
- 4) 農場が実施した水質検査の結果

※4)は1)から3)によるリスク評価の結果、検査が必要と判断した場合に実施する。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①水の種類には農業用水、井戸水、河川水、ため池水、雨水、廃水の利用等がある。
- ②危害要因には例えば、病原性微生物、重金属類、農薬、有機溶剤、放射性物質等がある。

行政が実施する公共水域に関する環境影響評価「人の健康の保護に関する環境基準」や「生活環境保全に関する基準」に対する水質検査結果を参考にする。農場が水質検査を実施する場合には取水場所の周辺状況からリスクが考えられる項目を検査する。

【解説】2. 3. 1

生産工程で使用する水の安全性に関する項目です。

水は農産物の生産において必要不可欠な経営資源です。

生産工程で使用する水の種類や水源を把握し、リスク評価する必要があります。栽培工程ではかん水、農薬・液肥の希釈などに使用し、農産物取扱い工程では農産物を洗浄する場合もあります。また、機械・器具の洗浄、作業者の手洗いなどに使う水もあります。生産工程で使用する水の安全性は農産物の安全性に関わります。使用時期・使用場所・使用方法によって、求められる水の安全性の程度は異なります。

共通

【具体的な手順】

- ① 水の種類と水源を確認します(井戸、河川、ため池、雨水等)。
- ② 水の使用方法、使用時期及び使用期間を把握します。
- ③ 水源や水路周辺における化学工場や産廃処理場、畜舎など、危害要因の発生源となる施設の立地状況について、年1回以上リスク評価をし、対策をします。

(注)水質汚濁防止法により、一定規模以上の畜舎や工場等については排水の基準が設けられ、保健所への届出や定期検査が義務付けられていますので、これらの施設が立地していることをもって直ちに水が汚染されていることにはなりません。ただし、これらの施設における事故の発生や不適切な排水事案の発生等には常に留意しておく必要があります。

- ④ 水源や水路周辺における行政による水質検査結果を年1回以上確認し、リスク評価をし、対策をします。

○河川等の公共的水域については、水質汚濁防止法に基づく水質検査が行われている場合がありますので、参考にします。(県内の検査結果は環境政策課ホームページで確認できます。)

○用水を管理している管理組合や土地改良区が水質検査を実施している場合があるので、取り寄せて参考にします。

○なお、地下水についても、水質汚濁防止法に基づく水質検査が保健所によって実施されていますが、調査地点が民家である等の理由から具体的な調査地点は公表されていないため、活用することは困難です。

- ⑤ 水源や水路が動物糞等の汚物や家畜糞堆肥で汚染されていないか定期的に確認し、汚染箇所があれば、清掃とともに、今後汚染されないよう対策をします。

(注)汚れが残っている間は、収穫直前にその水が野菜の可食部にかかるようなかん水(頭上かん水)を行わないようにします。また、その水を野菜の可食部にかかる薬剤の希釀に使わないようにします。

- ⑥ ①～⑤のリスク評価の結果、検査が必要だと判断された場合には、農場による水質検査を実施する。

(注)現時点では、農作物の安全性の視点からの水質基準は設けられていないため(2018年7月6日農林水産省確認)、水質検査結果の判断基準としては次のものを活用することになります。

水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)

- ・人の健康の保護に関する環境基準
- ・生活環境の保全に関する環境基準

「農業(水稻)用水基準」(昭和47年3月農林省(当時)公害研究会)

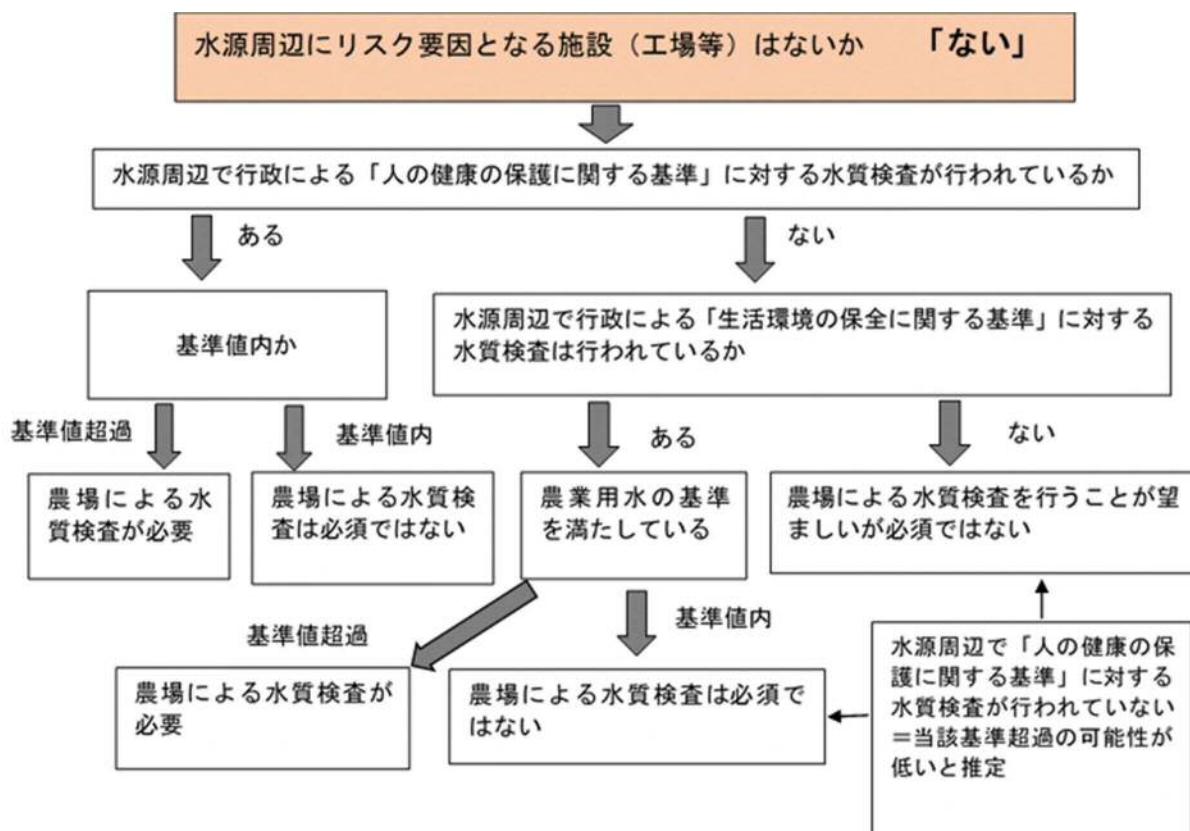
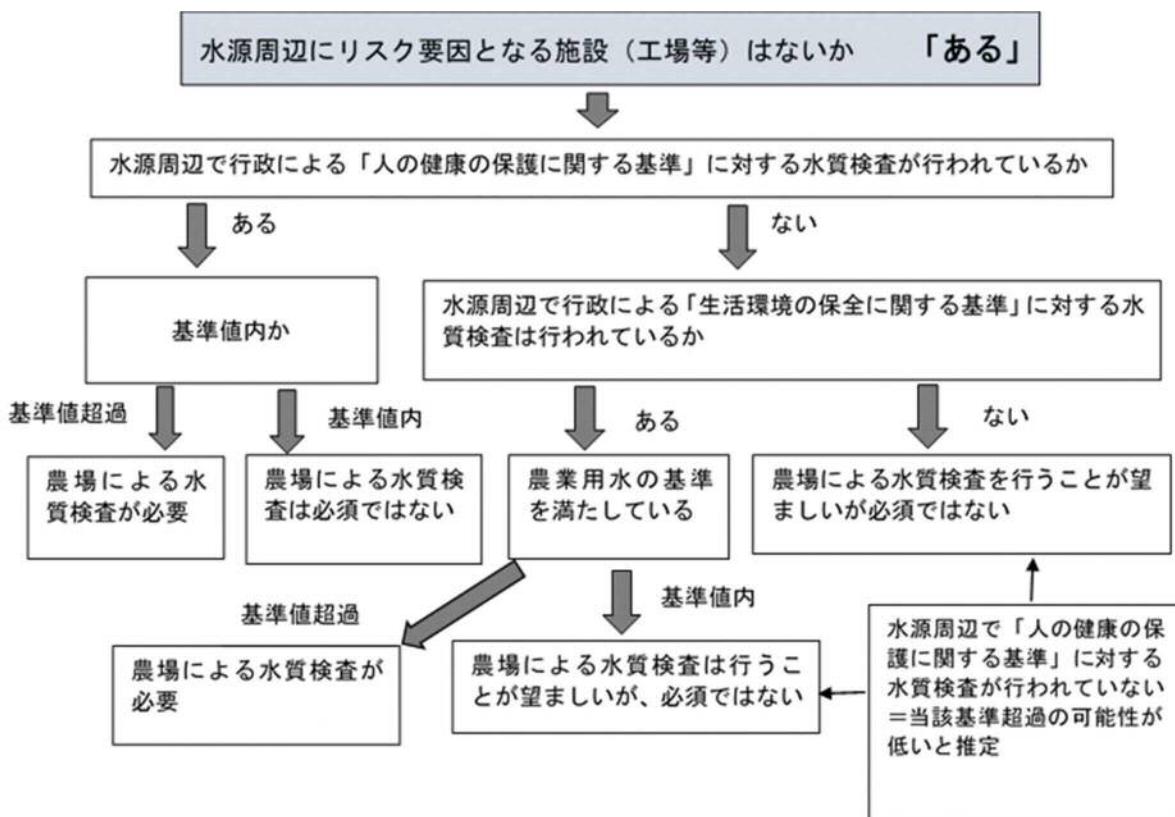
※リスク評価の中で危害要因を見落とす可能性もあります。

上記、次項フロー図に基づき、検査は必須でないと判断されても、定期的に水質検査を実施することが望ましいでしょう。

※※水のリスク評価表の参考帳票例は2.3.3「水源などの保護」の項を参照

共通

【フロー図】



共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 2 農産物取扱い工程で使用する水や氷は衛生的か。

【適合基準】 2. 3. 2

〔青果物〕

農産物を最後に洗う水、収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる水、農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水を衛生的に取り扱っている。また、水道水以外の水源を利用している場合は、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認し、検査結果を保管している。主に生食するものは行政が飲用にできると認めた水を使用している。

問題が発見された場合は使用を一時中止し、行政に相談している。

〔穀物〕

農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水及び作業者の手洗いに使用する水を衛生的に取り扱っている。また、水道水以外の水源を利用している場合は、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認している。検査結果を保管している。

問題が発見された場合は使用を一時中止し、行政に相談している。

※青果物と穀物で一部記載が異なります。

【取組例・備考】

WHO の「飲用水の水質基準のガイドライン(第4版)」の微生物基準には 100ml 中に大腸菌不検出が示されている。

例えば水道水を使用する。水道水以外の場合には、飲用井戸水と同等レベルの「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査を実施して確認する。

問題が発見された場合の行政の相談先として、例えば、保健所に相談している。

【解説】 2. 3. 2

農産物取扱い工程で使用する水の安全性に関する項目です。

収穫後に使用する水が汚染されると、消費者の健康被害に直接つながる可能性があります。水の利用方法に応じてリスクを検討し、水の安全性を確認して使用しましょう。

水道水の場合は水質検査の必要はありませんが、井戸水など水道水以外を利用する場合は水質検査を行う、自治体に確認するなどにより、大腸菌不検出であることや、用途によっては行政が飲用にできると認めたことを確認するなどして使用しましょう。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 3 水源等の故意又は偶発的な汚染に対する防止対策を講じているか。

【適合基準】2. 3. 3

自分の管理する水源、貯水場所及び水路が故意または偶発的に汚染されることを防止する対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば、井戸の場合、蓋をして施錠することで、故意に汚染物質を混入されることや小動物が侵入することを防止する。水路やバルブ類が動物ふん等の汚物や家畜ふん堆肥で汚れていないか定期的に観察する。大雨や洪水のあとにも汚れていないか観察する。汚れている場合は清掃とともに汚染物が流入しない対策を検討する。

【解説】2. 3. 3

水源などの保護に関する項目です。

水源が汚染されると作物の生育に悪影響を与えることや農産物汚染の心配があります。自分の管理する水源・貯水場所・水路について、汚染防止の対策をとりましょう。

大雨、洪水後の水路の汚染の確認は管理点2. 2. 4と合わせて行うといいでしよう。

【参考帳票例】

水のリスク評価表									作成日 作成者	
場所	対象品目	水源	用途	周辺の状況	行政等による 水質検査結果	農場が実施した水 質検査	リスク 評価	対策		
圃場①～⑩	水稻	○○農業用 水	灌水 農薬希釈水	危害要因とな る施設等はな い	管理組合の水 質検査で水稻の 基準値以下を確 認	-	低	定期的に管理組合の水質検査結果を確認する。		
調製施設	ダイコン	井戸	農産物の洗浄 作業者の手洗い コンテナの洗浄 農薬希釈水	近隣に廃棄物 処理施設あり (排水処理さ れている。)	なし	○年○月○日実施 大腸菌不検出を確 認※1	中	ポンプ小屋は施錠する。※2 周辺環境の変化があった時に水 質検査を実施する。		
事務所	水稻 ダイコン	水道	作業者の手洗い	-	不要	-	低	-		

※1 農産物の洗浄や農産物が接触するコンテナの洗浄に使用する水なので、大腸菌不検出であることを確認する必要があります。
(管理すべきポイント2.3.2)
※2 水源が故意又は偶発的に汚染されることを防止する対策も講じます。(管理すべきポイント2.3.3)

[参考]

■「生鮮野菜を衛生的に保つために—栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針ー」(平成23年6月策定、令和2年度9月改訂 農林水産省 試行第2版)

野菜の衛生管理に関する各工程における対策例（抜粋）

(1) 栽培に使う水の管理

①かん水や散布する薬剤の希釀など栽培に使う水が、水道水、井戸水、河川やため池の水等のいずれなのかを知る。（河川やため池の水は、深い井戸の水に比べ、汚染されやすい傾向があるので、特に②や③に注意する。）

②栽培に使う水の水質を確保する。

・使用前に、水の濁りや異臭がないことを確認し、これらに異常があれば、異常がある間は使わない。

・汚水や汚物により水が汚染されないよう、水源、水路、バルブ等やそれらの周辺を定期的に点検し、適宜、整備・清掃する。

③特に、生で食べられる野菜(収穫部位)に対して、

・収穫までの1週間以内にかん水や薬剤散布をする場合は、水道局等の行政や生産者等が実施した水質検査により安全性を確認した水、飲用に適する水又は消毒した水を使うよう努める。

・やむを得ず、こうした検査や消毒がされていない水を使う場合には、できるだけ収穫まで日を空ける。

※収穫部位、水質検査については「生鮮野菜を衛生的に保つために—栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針ー」を参照。

(3) 栽培等に使う農機具や収穫容器、資材の管理

③農具や収穫容器は、（※略）

・特に、収穫する野菜や収穫物に直接触れる農具や収穫容器の洗浄には、水道水等の飲用に適する水、水質検査で安全性を確認した水又は消毒した水を使うことが望ましい。洗った後には、必要に応じて消毒する。

(4) 収穫

③収穫時又はその直前には、飲用に適する水、水質検査で安全性を確認した水又は消毒した水を使う。

(5) 調製

③収穫後の野菜（※1）を洗う場合には、水道水等の飲用に適する水、水質検査で安全性を確認した水または消毒した水を使う。

※1 皮を剥いてから食べられる大根などのように、直接可食部に水がかからないものは除きます。

※水質検査の詳細は「生鮮野菜を衛生的に保つために—栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針ー」を参照。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 4 圃場及び農産物取扱い施設で発生した廃水を適切に管理しているか。

【適合基準】 2. 3. 4

圃場及び農産物取扱い施設で発生した廃水やそれに含まれる植物残渣、掃除ゴミ等を管理している。

【取組例・備考】

廃水には例えば、機械類の洗浄水、農産物の洗浄水などがある。

例えば、農産物の洗浄水の場合、廃水枠で残渣を沈殿させてから処理する。廃水枠がない場合には、残渣を網等で濾してから河川等へ排水する。

【解説】 2. 3. 4

廃水の管理に関する項目です。

農場から出る様々な廃水は、環境汚染の原因となることや、自分の生産工程で使用する水の汚染にもつながります。影響を減らすためにどのような対策が可能かを検討しましょう。

(取組の例)

農機具、農産物の洗浄水など、どんな廃水がどこから出るのかを確認し、リストアップします。リストアップした廃水の排水経路を確認し、他の圃場や民家、河川などの水源に流れ込んでいないことを確認します。流れ込んでいるような場合は、洗浄場所を変えるなどの対策を講じます。または廃水枠を設置し、残渣や汚泥を沈殿させてから処理するなどの例があります。

農薬散布設備の洗浄水に関しては管理点2. 9. 9、堆肥の保管に関しては管理点2. 5. 4を参照してください。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■環境省ホームページ「水質汚濁に係る環境基準」<https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

■環境省ホームページ「人の健康の保護に関する環境基準」

<https://www.env.go.jp/kijun/wt1.html>

■農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理に関する情報」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/

■島根県ホームページ「公共用水域・地下水水質調査」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/mizu/chousa/>

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 4 種苗の安全性確保

管理すべきポイント

2. 4. 1 種苗の品質を確認し、記録しているか。また、種苗に対する農薬の使用を記録しているか。

【適合基準】2. 4. 1

- ①種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分(種子の場合は種子消毒、苗の場合は種子消毒及び育苗期間中に使用した農薬すべて)と使用回数が記載された証明書等を保管しているまたは記録している。
- ②自家増殖の場合、採取した種苗の圃場を記録している。
- ③行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していることを確認している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、薬用作物の場合、学名等を正確に同定できるものを選択している。
- ③例えば種馬鈴しょ合格証票を確認している。

【解説】2. 4. 1

種苗の調達に関する項目です。

健全な種苗の調達は、経営上重要な工程であり、入手先やどのような種苗を調達したのか記録します。種苗法で規定されている品目については農薬の使用履歴も確認できなければなりません。調達した種苗を播種・定植した際の記録もトレーサビリティの確保のために必要となります。

種苗を購入する際、適合基準の表示事項を確認し、証明書を保管するか、種苗購入記録に記載します。必要事項が確認できる種の袋などの保管でもかまいません。

【参考帳票例】

種苗台帳

氏名				購入先 (※栽培履歴)	購入日 (※採種日)	入り数 購入数量	遺伝子組み換 えの有無	ロット番号(製造番号)/生産地(国)/有効期限(採種年月 日)/使用農薬と使用回数/などが記載された部分を貼り付 けるか、書き写してください。	生産地: 使用回数
記入日									
NO	作物名	品種名		年 月 日	粒 個	有/無	ロット番号: 有効期限: 使用農薬:	生産地: 使用回数	
1				年 月 日	粒 個	有/無	ロット番号: 有効期限: 使用農薬:	生産地: 使用回数	
2				年 月 日	粒 個	有/無	ロット番号: 有効期限: 使用農薬:	生産地: 使用回数	
3				年 月 日	粒 個	有/無	ロット番号: 有効期限: 使用農薬:	生産地: 使用回数	
4				年 月 日	粒 個	有/無	ロット番号: 有効期限: 使用農薬:	生産地: 使用回数	

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 4 種苗の安全性確保

管理すべきポイント

2. 4. 2 播種・定植を記録しているか。

【適合基準】2. 4. 2

播種・定植について下記を記録している。

- ①種苗ロット
- ②播種・定植の方法(機械の特定を含む)
- ③播種・定植日
- ④圃場の名称または圃場番号

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

①種苗ロットには、例えば、種苗購入日、種子製造番号等がある。

【解説】2. 4. 2

播種・定植の記録に関する項目です。

農産物のトレーサビリティは種苗の紐づけから始まるため、播種・定植を記録しておくことが必要です。

作業記録などに①～④の内容を記載する方法でもよいでしょう。

【参考帳票例】

播種・定植記録				
圃場名・圃場番号	播種日・定植日	播種・定植の方法	使用機械	種苗ロット

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 4 種苗の安全性確保

管理すべきポイント

2. 4. 3 遺伝子組換え作物を栽培する場合、行政の指導等に従っているか。

【適合基準】2. 4. 3

遺伝子組換え作物は下記の項目を満たしている。

- ①行政の指導に従って栽培している。
- ②栽培を許可された品種である。
- ③栽培記録において、遺伝子組換えであることを明記している。
- ④遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物の圃場を明確に区分して栽培している。
- ⑤種苗と農産物は、遺伝子組換え作物と非遺伝子組換え作物を明確に区分して保管している。
- ⑥取引する国の行政の指導に従って販売している。
- ⑦取引する国の行政が販売を許可した品種である。
- ⑧取引する国の行政による遺伝子組換え農産物に関する表示義務に従っている。法令が存在していない場合は、少なくとも作物の名称、原産地、「遺伝子組換え」または「遺伝子組換え、不分別」のいずれかを表示する。

【解説】2. 4. 3

遺伝子組換え作物の栽培・保管・販売に関する項目です。

遺伝子組換え作物については、この項目で種苗だけでなく栽培・保管・販売についても管理します。遺伝子組換え作物の栽培がなければ非該当です。

遺伝子組換え作物は非遺伝子組換え作物との交雑を防がなくてはなりません。播種から収穫まで明確な区分管理し、収穫後も遺伝子組換え農産物の識別管理が必要です。販売時には法令に従った表示が必要です。

平成30年2月時点では、遺伝子組換え技術を利用した農作物について、日本での栽培は試験的にされていますが、商業栽培はされていません（「観賞用」のバラを除く）。（消費者庁ホームページより）

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農林水産省ホームページ「指定種苗制度」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/>

■農林水産省ホームページ「生物多様性と遺伝子組換え」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/seibutsu_tayousei.html

■消費者庁ホームページ「遺伝子組換え食品」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 5 肥料の適正保管

管理すべきポイント

2. 5. 1 肥料は台帳により管理されているか。

【適合基準】2. 5. 1

肥料等の在庫台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫が確認できる。

ただし、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。

【取組例・備考】

例えば、堆肥の量をトラックの台数で把握している。

【解説】2. 5. 1

肥料等の在庫管理に関する項目です。

在庫台帳を活用し適切に肥料の在庫管理を行うことで計画的に肥料を購入できるようになり過剰在庫の防止などコストダウンにつながります。施肥のトレーサビリティの視点から、肥料使用記録だけでなく肥料等の在庫台帳があることで入庫と出庫の両面から明確になり、記録の信頼性が向上します。

具体的な管理方法の例として、例えば、資材ごとの入庫量、出庫量、入出庫の日付がわかる在庫台帳を用意し、入出庫ごとに記帳します。

納品されたものをすぐに全量使ってしまう場合、納品書に使用日を記載し保管する方法もあるでしょう。

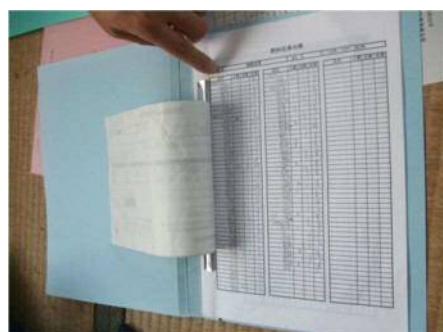
袋詰めされていないものの場合、2t トラック 1台分、マニュアスプレッダー2回分といったわかる範囲で記録を行うなどの方法があります。

この基準でいう肥料等には、「肥料の品質の確保等に関する法律」でいう普通肥料と特殊肥料(堆肥等)、圃場に投入する農薬以外の資材(土壤改良剤や葉面散布剤、微生物資材、敷き草・敷き藁等)を含みます。

共通

【参考帳票例】

肥料在庫管理台帳				
農場名		責任者		
作成日	年	月	日	
No.	肥料名	容量	成分量	在庫管理
1				日付 / / / /
				入庫
				出庫
				在庫
2				日付 / / / /
				入庫
				出庫
				在庫



[肥料在庫台帳の点検]

管理すべきポイント

2. 5. 2 発熱・発火・爆発の恐れがある肥料は適切に保管しているか。

【適合基準】2. 5. 2

発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫酸粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。

【解説】2. 5. 2

発熱・発火・爆発を起こす可能性がある肥料の保管に関する項目です。

肥料には発熱・発火・爆発を起こす可能性があるものも含まれます。それらの中には消防法で保管量や保管方法が規制されているものもあります。その場合、保管量によっては消防署に届け出が必要な場合があります。該当する肥料を保管している場合は火災などの事故を防ぐために安全な保管方法をとる必要があります。

発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫酸粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って適切に保管します。

生石灰は水に触れない、近くに燃えやすい物がない場所に保管するなど、肥料ごとの詳細な取扱いは製品安全データシートなどを参照してください。

2 農産物の安全

基準項目 2. 5 肥料の適正保管

管理すべきポイント

2. 5. 3 肥料が農産物、種苗、梱包材、農薬などと接触しないように、また水源を汚染しないように保管しているか。

【適合基準】2. 5. 3

袋詰めの肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。

- ①覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。
- ②きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。
- ③肥料等を直接土の上に置いていない。
- ④農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。

【解説】2. 5. 3

肥料等の保管条件に関する項目です。

肥料には堆肥のように袋詰めされていないものと、肥料メーカーが製造したもののような袋詰めされたものがあります。2. 5. 3では袋詰めされたものの保管方法について記載しています。肥料等自体の劣化を防ぐ視点と、肥料等による環境の汚染を防ぐ視点から保管方法に注意します。袋詰めには液肥などのボトル詰め、フレコン詰めも含まれます。

肥料等を適切に保管しないと肥料が固まったり劣化したり、包装が傷んで漏洩するなどの可能性があります。包装の劣化を防ぐ、地面からの湿気や雨の影響などによる肥料の品質低下を防ぐ、こぼれた肥料への接触による健康被害やこぼれた有機質肥料などにより小動物や虫などを呼び寄せるなどを防ぐなどの視点で適切に保管する必要があります。

適合基準の①～④を満たすように肥料の保管場所を選び、管理しましょう。

選び方や工夫には、例えば次のようなものがあります。

- ①保管場所は、雨が吹き込んだり、雨漏りしたりしない場所を選ぶ。直射日光が肥料袋にあたると袋が劣化して破れる可能性があるため、シートをかけるなど日が当たらない工夫をする。
- ②入出庫のたびに清掃するなどのルールを定め、実践する。
- ③地面からの湿気などを避けるためパレットの上に肥料を積むなど地面に直接肥料を置かないようにする。
- ④農薬入り肥料、石灰窒素など農薬登録のあるものの保管について、農薬保管庫に入りきらないなどの場合には、例えば、パレットごとに分けるなど、他の肥料等と区別できるようにする。

共通



[肥料保管状況の事例]

管理すべきポイント

2. 5. 4 堆肥の管理施設は、流出液による水源汚染等を生じないよう対策を講じているか。

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適合基準】2. 5. 4

堆肥の管理施設は、床を不浸透性材料(コンクリート等)で作り、風雨を防ぐ覆いや側壁を設けるなどにより、流出液による水源汚染及び原料の家畜糞や製造途中の堆肥と完成した堆肥との接触を防いでいる。

【解説】2. 5. 4

堆肥の保管に関する項目です。

自分で堆肥を製造・保管したり、バラの堆肥を購入し保管する場合は、流出液が農産物や水源に影響を与えないように保管することが必要です。

流出液による汚染が懸念される場合は、屋根があり、コンクリートの床・側壁のある堆肥場で保管するか、堆肥にシートをかけて雨を防ぐなどの対策を行います。

また、原料の家畜糞や製造途中の堆肥と完成した堆肥が接触しないようにします。



[堆肥の散乱と汁の流出] [出典：NPO 法人 農業ビジョン研究所 「GAP 取組支援データベース」]

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範(平成 16 年度農林水産省通知)

2 農産物の安全

基準項目 2. 6 肥料の適正使用

管理すべきポイント

2. 6. 1 肥料成分を把握しているか。

【適合基準】2. 6. 1

- ①購入した肥料はその成分がわかる文書を保管している。
- ②自家製堆肥等、成分表がないものについては、検査機関による分析または書籍等により標準的な成分量を把握している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、保証票を保管している。施肥設計外の肥料を使った場合、その肥料の成分表も保管している。

【解説】2. 6. 1

肥料成分の把握に関する項目です。

この基準でいう肥料等には、「肥料の品質の確保等に関する法律」でいう普通肥料と特殊肥料(堆肥等)、圃場に投入する農薬以外の資材(土壌改良剤や葉面散布剤、微生物資材、敷き草・敷き藁等)を含みます。それらが安全であることを確認し、使用する肥料にどのような栄養成分がどれだけ含まれているか把握した上で施肥設計を立てます。

肥料を施用する場合、必ず施肥設計を行い必要な肥料の量を計算します(2. 6. 2参照)。

土壤診断等で必要な成分量を把握していても、施用する肥料の成分量を把握していないければ、施用量がわかりません。まず使用する予定の肥料の成分を把握しましょう。市販されている肥料等は保証票や成分表で成分を確認することができます。

自作堆肥など成分表のないものについても、成分の把握をすることが必要です。確実なのは検査機関に成分分析を依頼することですが、牛糞堆肥の窒素分はどの程度あるかといったことを書籍などから把握することでもかまいません。

2 農産物の安全

基準項目 2. 6 肥料の適正使用

管理すべきポイント

2. 6. 2 土壌診断等を活用し、品質向上と環境保全のバランスを考慮した施肥設計を行っているか。

【適合基準】2. 6. 2

- ①肥料管理の責任者が、施肥設計を行っている。
- ②施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、10a当たりの投入量と成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。
- ③施肥設計は、下記の情報を元に、品質向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。
 - 1) 過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係
 - 2) 土壌診断の結果
 - 3) 行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量
 - 4) 土作り(「管理すべきポイント」2. 2. 3)の必要性
 - 5) その地域及び下流域における肥料による水質汚染に関する情報
 - 6) 使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出)

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ②例えば、定植直前に堆肥を散布していない。
- ③土壌診断の項目としては、pH・EC・CEC・窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土、微量元素（ミネラル）等があるが、目的（品質向上・環境保全）により作物に適した項目を選択し、適切な周期（例えば野菜であれば作付前、永年作物であれば年に1回等）で実施するとよい。堆肥を使用する場合は、施肥設計において堆肥の成分寄与について考慮する。硝酸塩やリン酸が地下水や河川を汚染しないよう、例えば、施肥量の削減、施肥時期の調整、緩効性資材や有機質肥料の施用、局所施肥や液肥等の施肥方法の工夫等を実施する。
- また、窒素肥料の施用により亜酸化窒素 (N_2O) の発生を抑制する方法として、例えば、石灰窒素、硝化抑制剤入り肥料、被覆肥料、適切な堆肥の施用等を実施する。
- 環境省のホームページで排出係数を確認することができるため、窒素を亜酸化窒素 (N_2O) に換算して計算することが可能である。

【解説】2. 6. 2

適切な施肥設計に関する項目です。

肥料は適期に必要な量を施用します。特定の成分が過剰となったり欠乏すると、作物の生

共通

育に影響することもあります。また、作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、過剰な施用は、過繁茂や生育障害による収量・品質の低下、環境への負荷、生産コストの増加を招く恐れがあります。特に畳土壤においては、酸性化、塩類の集積等土壤の化学的性質の悪化を招くことがあります。

作物に必要な養分量と圃場に残っている養分量を把握し、必要な施肥量を計算し、必要な量を適期に使用します。必要な養分量の把握には、県の施肥基準や農協の栽培暦などの施肥量、施肥方法などを参考にします。

施肥設計は書面に残し、下記の項目の記載が必要です。

- (1)肥料名と含有成分比率(○○有機入り化成、NPK=8、5、3%など)
- (2)10a当たりの投入量・成分量(○○有機入り化成 100 kg、NPK=8、5、3kgなど)
- (3)施肥方法(プロードキャスター散布など)
- (4)施肥時期・タイミング(○月上旬、定植2週間前散布など)

【参考】

③ 6) の「使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響(亜酸化窒素の排出)」について
亜酸化窒素は地球温暖化への影響が大きい温室効果ガスの一つで、人為的発生源は農業が最大とされています。肥料・有機物として投入される窒素の量が多いと発生量が増えるとされています。

抑制のための工夫として、取組例・備考欄に記載されたものその他に、無駄な窒素肥料の削減、局所施肥、分肥などの方法もあります。

【参考帳票例】

施肥設計書																	
農場名: ○山農園			作成日: ○○年2月2日					作成者氏名:									
作物: キャベツ			圃場番号: ①														
施肥時期	肥料名	購入先	成分(%)					内容量	10aあたり					肥料登録	施肥方法(散布機)		
			N	P	K	Mg	アルカリ(Ca)		袋数	施肥量	N	P	K	Mg	アルカリ(Ca)		
作付1か月前	AGフミン	○○肥料店	(腐植酸)					20kg	40	800kg						特殊	ライムソワー
	硫マグ25	"				25		20kg	3	60kg					15	普通	ライムソワー
	AG苦土リン	"	35		5			20kg	3	60kg		21		3		普通	ライムソワー
	苦土石灰	"				15	55	20kg	6	120kg					12	66	普通
作付前日	AG化成1号	"	14	14	14			20kg	4	80kg	11	11	11			普通	手散布
追肥	AG化成1号	"	14	14	14			20kg	1	20kg	2.8	2.8	2.8			普通	手散布
	カルパック	"	14					29	20kg	1	20kg	2.8				5.8	普通

施肥設計書の様式例です。

記載の様式は任意です。適合基準①の事項を確認できればどのような書式でもかまいません。栽培暦などで確認できる内容は組み合わせて確認できるようになっていてもかまいません。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 6 肥料の適正使用

管理すべきポイント

2. 6. 3 肥料の安全性を確認しているか。

【適合基準】2. 6. 3

- ①肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。
- ②普通肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来含む)、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認している。
- ③堆肥は、適切な発酵温度の確保などにより病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策を実施している。
- ④堆肥を扱った作業者、器具、設備、装置による農産物の汚染を防ぐ対策をしている。
- ⑤その他水源や土壤を汚染する可能性のあるものを圃場に入れていない。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

肥料等には土壤改良材、土壤活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥、敷き草（稻わら、刈り草、樹木の皮等の資材）及びその他の資材（登録のない肥料効果を目的とした資材、植物活性剤・忌避剤等）を含む。

- ①放射性物質の確認が必要な肥料は、農林水産省より通達が出ているため、例えば販売業者やメーカーに確認して検査記録入手する。
- ②農産物に危害を及ぼす要因としては、重金属類、化学物質、微生物等がある。
- ③例えば、数日間 70°C の発酵を続けている。
- ④例えば、堆肥の散布後は着替え、手洗いをしてから収穫作業を行っている。堆肥を運んだ後はトラックの荷台を洗浄してから収穫物を運んでいる。
- ⑤例えば、人糞や産業廃棄物等がある。また、敷き藁等の投入物からの残留農薬を考慮している。

【解説】2. 6. 3

肥料などの安全性に関する項目です。

肥料等の安全性は作物の生育や農産物の安全に関わってきます。

登録されていない肥料等については自分で安全性を確認する必要があります。

普通肥料は、行政による公定規格に合格した肥料で保証票があります。

②の適合基準では普通肥料以外の肥料等について、原材料、製造工程または検査結果を把握することによって農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認します。

④では堆肥の取扱いによる農産物の交差汚染の防止について配慮します。

共通

取組例・備考欄に記載されたもの以外の取組例として、次のようなものがあります。

- ・普通肥料の登録のある肥料を使用する。
- ・自家造成した堆肥は腐熟度を確認する。
- ・購入する堆肥は、成分や原材料、生産工程の証明書を保管する。
- ・堆肥が農産物に付着することを防ぐ対策の例
　　堆肥散布に使用した器具や装置などは使用の動線が農産物の動線と交差しないようにする。
　　散布機器は使用後すぐに洗い農産物に触れない場所に保管する(農産物取扱い施設と倉庫を離す、肥料散布時期と収穫時期をずらすなど)。



[未熟堆肥と完熟堆肥の比較]

[参考]

■「生鮮野菜を衛生的に保つために—栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針ー」（令和2年9月最終改訂 農林水産省 試行第2版）

野菜の衛生管理に関する各工程における対策（抜粋）

(2) 家畜ふん堆肥の管理

- ① 家畜ふん堆肥の製造では、十分に発酵させるため、
 - ・副資材(例えば、もみがらやおがくず)の利用等により、水分を調整する。
 - ・定期的な切返し(目安:1か月ごと1回で計3回以上)等により、全体に空気を入れる。
- ② 自分で堆肥を作る場合は、製造時(目安:堆積2週間後)の堆積物の内部温度を測定し、55℃以上が3日間以上続いていることを確認するよう努める。
※ 家畜ふん中の食中毒を起こす菌の死滅には55℃以上の温度を保つことが必要です。雑草種子の死滅には、60℃以上の温度を保つことが必要です。
- ③ 出来上がった堆肥について、褐色から黒褐色になり、原料の家畜ふんの臭いがほぼなくなったことや手触りがさらさらであることを確認する。
- ④ 畜産農家や販売店など他者から入手した堆肥をそのまま使う場合は、入手元にこれらの事項を守って作られたものであることを確認するよう努める。特に、③については、自分でも確認する。
- ⑤ 上記以外の堆肥を使う場合は、収穫の2か月以上前に施用するよう努める。特に、葉物野菜など土壤に近く、かん水や大雨時に土が収穫部位に付き得る野菜では、収穫の4か月以上前に施用するよう努める。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 6 肥料の適正使用

管理すべきポイント

2. 6. 4 施肥について適切に記録しているか。

【適合基準】2. 6. 4

肥料等の使用について下記の内容を記録している。

- ①施肥した場所(圃場名等)
- ②施肥日
- ③肥料等の名称
- ④施肥量
- ⑤施肥方法(散布機械の特定を含む)
- ⑥作業者名

【解説】2. 6. 4

肥料を施用した記録を残しておきます。この記録は出荷した商品に問題が発生した際に原因追及の資料となったり、次年度の施肥設計を立てるときの参考資料となります。

肥料使用記録簿と在庫台帳、実在庫の整合性を確認します。

【参考帳票例】

肥料使用記録

農場名				責任者名				提出日	年 月 日		
圃場名				圃場面積				作物名	品種名		
発芽日		年 月 日		開花日		年 月 日		収穫開始日	年 月 日	収穫終了日	年 月 日
日付	作業者名	肥料(商品名)		成分量		使用量		使用方法(散布機)		使用後の機械洗浄	
/		◎◎バーカ堆肥		N○%、P○%、K○%、C●%		●●●kg		マニュアルブレッダー		✓	
/		なたね油かす		N●%		◎◎kg		手散布			
/		有機入り◎◎配合肥料		N●%、P●%、K○%		●kg		手散布			
/		※※石灰		石灰■■%		●●kg		手散布			
/											
/											
/											
/											

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)

■農林水産省ホームページ「肥料関係情報」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/

■環境と調和のとれた農業生産活動規範(平成 16 年度農林水産省通知)

■農林水産省ホームページ「地力増進基本指針」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozon_type/h_dozyo/houritu.html

■農林水産省ホームページ「生鮮野菜を衛生的に保つためにー栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針(試行第 2 版)ー」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-15.pdf

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 7 農薬の適正保管

管理すべきポイント

2. 7. 1 農薬は台帳により管理されているか。

【適合基準】2. 7. 1

農薬の在庫台帳には、入庫ごと、出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。

【解説】2. 7. 1

農薬の在庫管理に関する項目です。

在庫を適切に管理することにより、計画的に購入でき、過剰在庫を防止するとともに有効期限切れを防止することができます。在庫台帳と農薬使用記録を連動させることで適正使用に関する説明責任の記録となります。

農薬の在庫管理台帳を用意して記録します。在庫台帳はノートでも、専用の書式でもパソコンで管理してもかまいません。一般的には記入用紙を農薬保管庫の近くに置いておき、農薬を入出庫したらすぐに記録するのがやりやすいでしょう。

在庫台帳と実際の在庫が合っているか確認します。

しばらくすると記帳の内容と実際の在庫量が合わなくなる可能性があります。年に何回か棚卸しを行い、合っているか確認します。もし、ずれがあった場合は、原因を追及し、再発防止策を検討します。

【参考帳票例】

農薬在庫管理台帳							
農場名		責任者					
作成日		年	月	日			
No.	区分	農薬名(商品名)		容量/剤型	在庫管理		
1	殺菌剤	商品名:		容量	日付	/	/
	殺虫剤	商品名:			入庫		
	除草剤	商品名:		剤型	出庫		
	ホルモン剤	農水省登録番号:			在庫		
2	殺菌剤	商品名:		容量	日付	/	/
	殺虫剤	商品名:			入庫		
	除草剤	商品名:		剤型	出庫		
	ホルモン剤	農水省登録番号:			在庫		
3	殺菌剤	商品名:		容量	日付	/	/
	殺虫剤	商品名:			入庫		
	除草剤	商品名:		剤型	出庫		
	ホルモン剤	農水省登録番号:			在庫		
4	殺菌剤	商品名:		容量	日付	/	/
	殺虫剤	商品名:			入庫		
	除草剤	商品名:		剤型	出庫		
	ホルモン剤	農水省登録番号:			在庫		

2 農産物の安全

基準項目 2. 7 農薬の適正保管

管理すべきポイント

2. 7. 2 農薬は適切な場所で適切な方法で保管されているか。

【適合基準】2. 7. 2

- ①農薬を農薬保管庫外に放置していない。
- ②作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬を分けて保管している。
- ③農薬関係以外のものは置かれていない。
- ④農薬管理の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防止している。
- ⑤農薬保管庫は強固であり、施錠されており、農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬に触れることができないようになっている。
- ⑥毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。
- ⑦引火しにくい材質でできている。
- ⑧立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性がある。
- ⑨ラベルが読める程度の明るさがある。
- ⑩ラベルに保管温度に関して指示がある場合には、それに従っている。

【取組例・備考】

例えば、農薬保管庫に入りきらない大きな容器の農薬は、倉庫全体を保管庫とする方法がある。その場合、出入りの都度施錠をし、農薬管理の責任者の許可・指示なく開錠できないことなど「管理すべきポイント」2. 7. 1～2. 7. 5全体を満たす必要がある。

【解説】2. 7. 2

農薬の保管に関する項目です。

農薬は、農薬取締法、毒物及び劇物取締法などにより取扱いが定められています。また危険物指定の農薬については消防法に従った保管・管理をします。

「盗難防止」「誤使用防止」「混入や汚染の防止」を原則として、取扱いのルールを確認し、遵守することが必要です。

さらに、農薬による環境や人体への悪影響を防ぐためにも、正しい保管や取扱いの手順を守り、日常的に汚染事故などのリスクを軽減することが必要です。

万一、事故が発生した場合は、直ちに保健所や、消防、警察等の関係機関に連絡しましょう。

取組例・備考欄に記載された取組の他に、次のような取組例もあります。

(取組例)

農薬は全て農薬保管庫にしまい、外に置きつ放しにしないようにします。使い掛けの放置も

しないようにします。

農薬保管庫は施錠し、鍵は農薬管理の責任者が自分で持ち歩くか、事務室の鍵置き場に保管します。鍵穴に指したままにしたり、第三者がすぐに見つけたり持ち出せるような場所に置かないようにします。作業者が農薬保管庫を開け閉めする場合、散布指示を出す際に農薬管理の責任者が鍵を渡します。

毒物・劇物の農薬を保管している場合、農薬保管庫に毒物・劇物の表示をします。第2石油類・火気厳禁など、消防法による表示のある、危険物に該当する農薬を保管している場合、火気厳禁とし、危険物表示をします。

毒物・劇物、危険物の農薬がある場合、保管の仕方について行政の指導に従います。具体的な指示のない場合は、他の農薬と明確に区分して保管します。

中に立入可能な農薬保管庫の場合、窓や換気口、換気扇を用意する、または出入り口を開けたままにできるようにするなど、通気性を確保します。

農薬保管庫内が暗い場合、照明を用意します。蛍光灯などの照明を設置する、懐中電灯を用意するなどがあります。

フェロモン剤などは5°C程度の低温保管が必要な場合があります。そのような農薬は極力自分で保管せず、使用直前に購入し、使い切りましょう。

■適切な農薬保管の例



[水和剤・粒剤など個体の
剤は上部、液状の剤は下部]



[開封済みの農薬を密閉し、
種類別にトレーに入れて保管]



[毒劇物用保管庫]



[毒劇物の掲示]



[確実な施錠]

[出典：NPO法人 農業ビジョン研究所「GAP取組支援データベース」]

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 7 農薬の適正保管

管理すべきポイント

2. 7. 3 農薬の誤使用を防ぐ対策を講じているか。

【適合基準】2. 7. 3

- ①農薬は、購入時の容器のままで保管されている。容器が壊れてしまった場合、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベル表示が書き写されている。
- ②農薬の取り違えを起こさないように保管している。
- ③使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は誤使用を防ぐため、区分して保管している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①飲料容器等への移し替えは誤飲の危険性があるため絶対にしない。
- ②例えば、作物に使用するもの、作物以外に使用するもの(除草剤や非農耕地に限って使用が許可されているもの)を分けて保管している。使用作物ごとに棚を分けて保管している。またラベル表示がわかるようにしている。
- ③使用禁止農薬については回収されるまでの一時保管であり、農協等の農薬販売者により速やかに回収してもらう必要がある。

【解説】2. 7. 3

農薬の誤使用防止に関する項目です。

誤使用は残留農薬事故の原因になるほか、飲料容器への移し替えによる誤飲は、農薬中毒事故につながります。誤使用防止のための対策が必要です。

取組例・備考欄に記載された取組の他に、次のような取組例もあります。

(取組例)

農薬は移し替えないようにします。農薬の袋が破れてしまった場合は、密封できるビニール袋等に入れて外に漏れないようにするなどの例があります。

農薬容器は深いトレーなどに入れ、トレーに除草剤、殺菌剤などのラベルを貼り、取り違えを防ぎます。棚ごとに分類を分ける例もあります。

使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は、誤使用を防ぐために他のものと区分して保管し、産業廃棄物として、農協等の農薬販売者に回収してもらうなどの例があります。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 7 農薬の適正保管

管理すべきポイント

2. 7. 4 農薬の転倒、落下防止対策等を講じているか。

【適合基準】2. 7. 4

- ①使いかけの農薬は封をしている。
- ②農薬の転倒、落下防止対策を講じている。
- ③農薬の流出対策を講じている。
- ④保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策を講じている。
- ⑤農薬もれに備えて、こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。
- ⑥農薬が農産物や他の資材に付着しない対策を講じている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

例えば、液状の農薬は粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない。開封した農薬ボトルは深さがあり穴の空いていない容器に入れる。

- ⑤こぼれた農薬を処理する道具としては例えば、砂、ほうき、ちりとり、ゴミ袋がある。
- ⑥例えば農薬保管庫に他の資材を入れない。農薬保管庫の近くに種苗や農産物を置かない。

【解説】2. 7. 4

農薬の混入・汚染防止に関する項目です。

使い掛けの農薬容器から農薬が流出することなどによって、農産物に農薬が付着すると、食品安全に影響します。流出しないような対策や、流出したときに速やかに処理できるようにしておく必要があります。

取組例・備考欄に記載された取組の他に、次のような取組例もあります。

(取組例)

農薬ボトルの栓をしっかりと閉めます。袋の場合は開け口を巻いてクリップで留め、密封できるビニール袋に入るなどの例があります。

農薬保管庫を農産物や肥料など他の資材から離れた場所に置きます。倉庫全体を農薬保管庫とする場合、他の資材に農薬が付着しないかリスク評価を実施し、その結果に基づいて区分管理を徹底します。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 7 農薬の適正保管

管理すべきポイント

2. 7. 5 発火性または引火性の農薬を保管している場合、適切に保管し、危険物の表示をしているか。

【適合基準】2. 7. 5

発火性または引火性の農薬(油剤・乳剤等の危険物)を保管している場合は、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管している。また、危険物の表示をしている。

【取組例・備考】

消防法による危険物の指定数量管理が該当する(「管理すべきポイント」4. 5. 1参照)。

【解説】2. 7. 5

危険物に該当する農薬の適正な保管に関する項目です。

具体的な手順の例として、まず、危険物に該当する農薬を保管しているか確認します。例えば、油剤や乳剤などがあります。該当する農薬を保管する場合、販売店やメーカーに保管方法を確認し、指示に従います。消防法による危険物の指定数量管理が該当する場合は保管数量に注意します。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- 消防法（平成23年法律第186号）
- 農林水産省ホームページ 「農作業安全のための指針」
<https://www.maff.go.jp/kokujituti/tuti/t0000931.html>
- 厚生労働省ホームページ 「毒物劇物の適切な保管管理について」
<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/hokan/hokan.html>

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 8 ドリフト対策

管理すべきポイント

2. 8. 1 農薬のドリフト（飛散）の危険性について把握し、被害防止対策を講じているか。

【適合基準】2. 8. 1

- ①自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。灌漑用水を通じての農薬の流入などについての危険性も認識している。
- ②周辺の生産者とコミュニケーションをとる等によって、周辺地からのドリフト対策を行っている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

②コミュニケーションの内容としては、農薬散布や収穫時期の連絡、散布方法を話し合う等がある。

例えば、コミュニケーションで改善しないドリフトについて下記に取り組んでいる。

- ・立札をする
- ・緩衝地帯を設ける
- ・防風ネットを設ける

【解説】2. 8. 1

農薬のドリフトとは、農薬散布時に発生する飛散のことです。散布中の農薬が対象としている圃場以外の圃場に飛散し、散布対象としていない農産物に付着すると残留農薬事故につながることがあります。農薬のドリフトは残留農薬基準違反の原因の一つです。

2. 8. 1は農薬のドリフト被害の防止に関する項目です。

農薬のドリフトや灌漑用水を通じた農薬の流入の危険性の有無を認識し、自分の農場に対して被害の可能性がある場合は効果的な対策をとる必要があります。ドリフトの危険性は圃場ごとに異なるため、危険度の高い圃場から優先的に対策を検討していくことが現実的な取組み方といえます。

具体的な手順の例としては次のようなものがあります。

自分の圃場を含む、周辺圃場の地図を作り周辺の状況を把握します。周辺圃場地図に「誰が、いつ、何を作っているのか」を書き入れます(管理すべきポイント1. 1. 2参照)。リスク評価の際には次のようなことからを参考にします。

- ・自分の圃場も含めた周辺圃場で、スピードスプレーヤ(動力噴霧器による液剤散布)などを使用している。
- ・自分の圃場も含めた周辺圃場で、自分の圃場で作っている作物に適用のない農薬が使用されている。

共通

- ・自分の圃場を含めた周辺圃場で、農薬の散布回数の多い作物が栽培されている。
- ・自分の圃場の収穫時に、周辺圃場で農薬散布を行っている。

周辺圃場からの農薬のドリフトの危険性が高いと判断した場合、周辺の生産者から農薬散布に関する情報(農薬散布日時、使用農薬の種類)を事前に連絡してもらいます。取組例・備考欄に記載の対策の他に、次の対策例もあります。

- ・ハウスの場合、周辺の生産者が農薬散布する時間帯は窓や出入口を閉める。

自分が農薬散布する上での、他者への加害防止については次の項目で管理します。

【参考資料】

●ドリフトを防ぐ!!

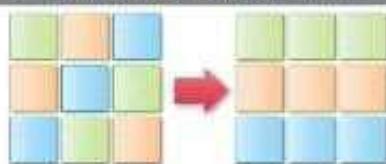
《ドリフトの要因》

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 風が強い(3m/s以上) | ④ 丈の高い作物への上向き散布 |
| ② 噴霧粒径が小さい(0.1mm以下) | ⑤ 敷布量が多い |
| ③ 敷布位置が対象作物から離れている | |

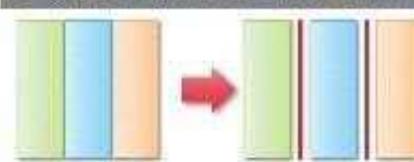
- 散布作業は、風の強くない日・時間帯に行い、風向き等に十分注意する。また、圃場の外側から内側に向けて散布するよう心がける。
- 別作物での散布による飛散のほか、庭木消毒や家庭菜園からの飛散、ハウス内への飛散にも十分注意する。
- 圃場が隣接する耕作者間等で「いつ、どこに、何を散布するか」等の情報交換を日頃から密に行う。

<ドリフト防止のための栽培法>

1 モザイク状の栽培・畦間圃場を渠約



2 緩衝地帯や物理的障壁を取り入れた栽培



<作物の種類による残留リスク>

大 ↑ リ ス ク	軽量・小型の葉菜類	しゅんざく葉ネギ類等
	黄ごと食べる豆類	さやえんどう等
	軽量葉菜類	ピーマン等
	果菜類	なすトマト・かぶ等
	重量葉菜類	はくさい、キャベツ等
	花壇を食べる野菜	ブロッコリー等
	皮ごと食べる果実	ぶどうりんご等
	皮を剥いて食べる果実	オレンジ・メロン等
	皮を剥いて食べる作物	スイートコーン等
	穀類	玄米・乾燥豆類等
	食用部が地下の作物	たまねぎ・だいこん等

出典:島根県農畜産課ホームページ「農薬の適正使用に関する情報—農薬を使用する時のポイントについて」

『農薬は正しく使って事故防止！！』リーフレットより抜粋

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/nouyaku/tekiseisyou.html>

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)
- 農林水産省ホームページ「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html
- 農林水産省ホームページ「農薬飛散対策技術マニュアル」
http://www.maff.go.jp/j/syousan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/

2 農産物の安全

基準項目 2. 8 ドリフト対策

管理すべきポイント

2. 8. 2 農薬のドリフトや地下水・河川等への流出対策を講じているか。

【適合基準】2. 8. 2

自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策を講じている。地下水・河川等の水系へ農薬流出を防ぐ対策を講じている。

土壤くん蒸剤を使用する場合は、ラベルに従い被覆等をしている。

【取組例・備考】

例えば、下記の方法がある。

- ・風の強さ・風向き等、天候や時間帯の注意
- ・散布の方向や位置の注意
- ・細かいすぎる散布粒子のノズルの不使用
- ・適切な散布圧力
- ・飛散しにくい剤型(粒剤等)の農薬の使用
- ・近隣生産者とのコミュニケーション
- ・緩衝地帯を設ける

【解説】2. 8. 2

農薬のドリフト加害の防止に関する項目です。

自分の農産物へのドリフトを防ぐだけでなく、自分が行う農薬散布が周りの作物にドリフトすることを防ぐ対策の検討も必要です。自分の使用した農薬が周辺の圃場・民家等へ飛散すること、地下水や河川等の水系へ影響を及ぼすことについて検討し、可能性がある場合には対策を取ります。

具体的には、例えば、自分が農薬散布する場合には事前に農薬散布に関する情報を連絡する体制を整え、農薬のドリフトを減らすための対策を行います。また、農業普及部、農協などから農薬のドリフトに関する情報を入手し、対策に役立てます。土壤くん蒸剤を使用する場合、揮散した農薬成分が周辺住民に健康被害を及ぼさないよう、被覆することが農薬ラベルに指示されている場合は適切に被覆等を行います。

取組例・備考欄に記載の対策の他に、次のような対策もあります。

- ・ドリフト低減型ノズルに交換する。
- ・境界区域では農薬を散布しないようにする。
- ・境界区域では、遮蔽物(ネット等)を設置するようにする。

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 1 人の健康へのリスクと環境負荷の低減を図るために、化学農薬散布を減らす工夫をしている。

【適合基準】2. 9. 1

- ①農薬管理の責任者は、耕種的防除・生物的防除・物理的防除及び化学的防除を適切に組み合わせることにより、病害虫・雑草による被害を抑える計画としている。(総合的病害虫・雑草管理(IPM:IntegratedPestManagement))
- ②過去の病害虫・雑草の発生状況、農薬使用計画・実績による改善策を検討し、その結果を農薬使用計画に反映している。

【取組例・備考】

例えば、下記の取組みを行っている。

- ・病害虫に強い品種選定等、病害虫・雑草の発生を予防するための工夫
- ・病害虫・雑草の発生状況の的確な把握、防除方法やタイミングを決定するための情報の収集
- ・病害虫・雑草の発生状況に基く必要最低限の農薬散布
- ・こまめな除草
- ・太陽熱消毒による連作障害の予防

【解説】2. 9. 1

IPM の実践に関する項目です。

IPM (IntegratedPestManagement)とは、「総合的病害虫・雑草管理」と訳され、病害虫・雑草防除において、化学合成農薬だけに頼るのではなく、あらかじめ病害虫・雑草の発生しにくい環境を整え、病害虫の発生状況に応じて、利用可能なすべての防除技術(耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除)を適切に組み合わせ、環境への影響を軽減しつつ病害虫の発生を抑制する防除体系です。

基本的な実践方法として、輪作・抵抗性品種の導入などによる病害虫・雑草が発生しにくい環境づくり、圃場状況の観察などによる病害虫・発生状況の把握により防除の要否・タイミングを判断し、適期に効果的な防除を行います。防除方法は、耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除を適切に組み合わせて利用します。

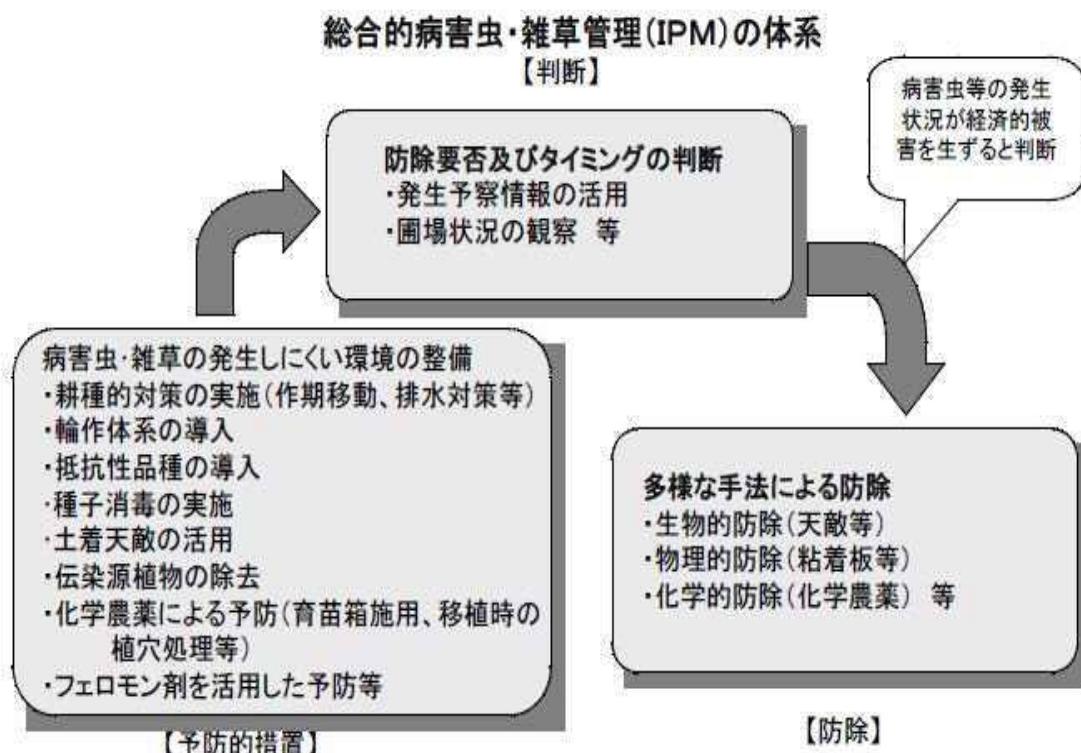
具体的な取組例は、取組例・備考欄を参考にしてください。

共通

IPMでは、病害虫・雑草の徹底的な防除ではなく、経済的に許容できるレベル以下に被害を抑制することが目的となります。

病害虫の被害が蔓延してから対処したのでは手遅れになり、収量や品質に大きな影響を受けます。また農薬の使用回数や使用量が増えるため、食品安全のリスクも高まります。こうした悪影響を防ぐためにも、IPMは有効な手段です。病害虫防除所が発表する病害虫発生予察情報等入手するなどし、圃場の観察と合わせて防除のタイミング、手段を検討しましょう。

【参考資料】



出典:「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」

農林水産省ホームページ（https://www.maff.go.jp/j/syowan/syokubo/gaicyu/g_ipm/）

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農林水産省ホームページ「総合的病害虫・雑草管理 (IPM)」

https://www.maff.go.jp/j/syowan/syokubo/gaicyu/g_ipm/

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 2 農薬使用基準を遵守した農薬使用計画となっているか。

【適合基準】2. 9. 2

農薬管理の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。計画を変更する時も、下記を満たしていることを確認している。

①使用する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法(散布以外)を書いた農薬使用計画がある。

②上記の農薬使用計画は、農薬使用基準を満たしている。

③取引先及び地域の規制要求がある場合には、その農薬使用基準を満たしている。

④輸出を検討している場合は、輸出先の国で使用が禁止されている農薬を使っていない。また、使用が認められている農薬は、残留農薬基準を確認した上で選択している。

⑤水田または水系に近い圃場での使用については、生活環境動植物への影響を考慮している。

⑥収穫後に防かび剤、くん蒸剤を使用する場合、農薬使用計画は、それらを含めたものになっている。

【取組例・備考】

例えば、農協や普及センターが作成した防除暦・有効成分とその総使用回数の記載がある使用可能な農薬リスト等を参考にして農薬使用計画を作成する。

計画を変更する場合は、例えば普及指導員や農協・農薬メーカーの有資格者に確認をとつてから変更する。

輸出先の国に残留基準値がない場合 CodexMRL を使用する。

【解説】2. 9. 2

農薬の選択・計画に関する項目です。

農薬使用計画を事前に立てることで、適用外使用や基準外使用を未然に防止できます。

自分が使う予定の農薬の成分や使用方法などの情報を入手します。入手先は、農薬のラベル、農薬メーカーのホームページ、FAMIC の農薬検索、普及部や農協、生産部会の防除暦などがあります。

ただし、古い防除暦を使っていると、登録失効農薬や適用がなくなった農薬が記載されている可能性があります。最新の防除暦であることを確認しましょう。

輸出を検討している場合は輸出先の国で使用が禁止されている農薬や残留基準値を調べます。

共通

天敵を導入している場合、天敵に影響を及ぼす薬剤を調べて使用の判断をします。

取組例・備考欄や解説欄の情報源などから情報を入手し、①～⑥を満たすような農薬使用計画を作成します。防除暦で確認できる内容は防除暦を利用してもかまいません。

【参考帳票例】

農薬使用計画								
栽培品目 ○○			作成者（農業管理責任者）： 山田 ○○			作成日： 2019/1/28		
殺虫剤								
薬剤名	成分名	病害虫名	希釈倍率	使用量	回数	総使用回数	使用時期	使用方法
ネマトリンエース粒剤	ホスチアゼート1.5%	ネコブ線虫	-	15～20kg/10a	1回	1回	定植前	全面土壌混和
D-D92	D-D92%	ネグサレ・根コブ線虫	-	15～20L/10a	1回	1回	作付10-15日前まで	全面処理
ラグビーMC粒剤	カズサホスマイクロカプセル	ネコブ線虫	-	20～30kg/10a	1回	1回	定植前	全面処理土壌混和
チエス顆粒水和剤	ビメトロジン	アブラ虫・コナジラミ・	5000	100～300L/10a	3回以内	4回以内	収穫前日まで	散布
ペストガード粒剤	ニテンピラム	アブラ虫・コナジラミ・ハモグリバエ	-	1～2g/株	1回	4回以内	定植時	植穴処理土壌混和
カスケード乳剤	フルフェノクスロン10%	マメハモグリバエ・アザミウマ	2000～4000	100～300L/10a	4回以内	4回以内	収穫前日まで	散布
殺菌剤								
薬剤名	成分名	病害虫名	希釈倍率	使用量	回数	総使用回数	使用可能期間	使用方法
ダコニール1000	TPN	うどんこ、疫病、炭疽病、灰色かび	1000	100～300L/10a	4回以内	6回以内	収穫前日まで	散布
トリフミン水和剤	トリフミゾール	葉かび	3000～5000	100～300L/10a	5回以内	5回以内	収穫前日まで	散布
アミスター20フロアブル	アソキシストロビン20%	葉かび、灰色かび	2000	100～300L/10a	4回以内	4回以内	収穫前日まで	散布
ランマンフロアブル	シアゾファミド3.4%	疫病	1000～2000	150～300L/10a	4回以内	4回以内	収穫前日まで	散布

◎作物名の認識不足による適用外使用

原因

- 「トマト」と「ミニトマト」では、農薬登録上の適用作物の区が異なることについて、認識がなく、適用のない「ミニトマト」に適用外使用した。
- 「たまねぎ」と「葉たまねぎ」では、農薬登録上の適用作物の区が異なることについて、認識がなく、適用のない「葉たまねぎ」に適用外使用した。

対策

同じ科に属する農作物、名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、農薬を使用しようとする農作物に使用できるとは限りません。必ず、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認しましょう。また、誤認しやすい農作物名があることに、注意しましょう。

*[飛沫成リーフレット「その作物にその農薬使えますか？」](#) 参照



◎同一の有効成分を含む農薬の使用回数を誤って使用

原因

- 同一の有効成分を含む複数の農薬を使用し、使用回数が基準を超えていました。



対策

同一の有効成分を含む農薬の使用には注意しましょう。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に、使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。

◎思い込み・慣れによる油断から使用時期等を誤って使用

原因

- よく使用する農薬であったため、ラベルを確認せずに使用し、使用時期を誤った。
- 使おうとする作物に登録があると思い込み、ラベルを確認せず適用外使用した。

対策

日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前に、その都度ラベルを確認しましょう。

◎効果不足への不安から規定よりも濃い濃度で使用

原因

- 農薬をよく効かせようと思って、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用した。

対策

農薬の使用量又は希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められています。ラベルに記載された使用量・希釈倍数を守りましょう。

[出典：島根県農畜産課ホームページ 「農薬はラベルをよく見て正しく使用」 リーフレットより抜粋]

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 2. 1 後作で残留農薬基準違反を起こさないよう対策を講じているか。

【適合基準】 2. 9. 2. 1

今作で使う農薬が後作の作物にも適用があるか確認し、後作で残留農薬基準違反を起こさないように対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば下記がある。

- ・後作物に適用がなく、残留基準が一律基準の場合は基準値超過の恐れがあるため農薬を変更するか、適用がある後作物に変更する。
- ・栽培を途中で切り上げた場合、すぐに後作の作付をせず期間をあけたり緑肥を撒いたりしている。
- ・育苗箱に農薬を使用した場合、苗箱処理時にシートを下に敷いていたことを確認してから後作の作付をしている。対策が行われていない場合は後作の作付を控えている。

【解説】 2. 9. 2. 1

残留農薬の後作への考慮に関する項目です。

農薬は適用のある作物に対しては、ラベル通りに使用している限り残留農薬が基準値を超えることはありません。しかし、栽培を途中で切り上げ、次の作付を予定より早く始めた場合など、前作の作物に使用した農薬が土壤中に残存し、次作の作物が吸収して残留農薬基準違反を起こしてしまうこともあります。このようなことを防ぐためにも生産計画(作付計画)や農薬使用計画の作成時には注意が必要です。

(取組例・備考欄の補足)

育苗をしていた場所に、育苗後、他の作物を作付ける場合は注意する必要があります。育苗箱に使用した農薬(箱処理剤)が土壤に浸透し、次の作物が吸収してしまう場合があるためです。対策の例として、育苗箱を直置きせず防水性シートを敷いてから育苗箱を並べる、後作を作付けする場合は育苗ハウス内で箱処理剤を施用しない、育苗施設は育苗専用とし、他の作物を作付けしない、などがあります。

前作で使用する農薬について、後作での残留農薬基準値を確認します。もし一律基準(0.01ppm)の場合は少しでも検出されれば即基準値超過になります。農薬使用計画を変更し、後作にも適用がある農薬を選択するか、どうしてもその農薬を使用しなければならない場合は、後作の作物を変更し、その農薬の適用のある作物を選ぶなどの例があります。

前作の生育不良や病害虫の大量発生などで栽培を途中で切り上げた場合に、次の作物をすぐに作付けると、前作に使用した農薬が残存している可能性があります。そのような場合、

共通

次の作物をすぐに作付けず、予定の作付け時期まで作付けを待つなどの対策を検討します。

管理すべきポイント

2. 9. 3 耐性を生じないような防除計画になっているか。

【適合基準】2. 9. 3

過去に使用した農薬を把握し、耐性・抵抗性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。

【取組例・備考】

例えば、対策として、同系統の有効成分の農薬を連続して使用しない、ラベルに記載された希釈倍数より薄く希釈しない等がある。

【解説】2. 9. 3

病害虫の耐性・抵抗性の防止に関する項目です。

同じ農薬や、同じ系統の有効成分の農薬を連続して使用すると病害虫に耐性・抵抗性が生じ、農薬が効きにくくなる可能性があります。その結果、より多くの農薬を使用するようになるなど、農薬費用が増加したり、環境保全に悪影響を及ぼしかねません。そのようなことを防ぐためにも、病害虫の耐性・抵抗性の発達を防ぐ必要があります。

同じ有効成分の農薬を多用している場合や連続使用している場合は、違う系統の有効成分を持った農薬を選ぶ、農薬以外の防除方法を検討するなどがあります。相談先としては普及部、農協、農薬販売店などがあります。

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 4 農薬使用計画に従って農薬の使用を決定しているか。

【適合基準】2. 9. 4

- ①農薬の使用にあたっては、「管理すべきポイント」2. 9. 2で立てた農薬使用計画に従っていることを農薬管理の責任者が確認している。
- ②収穫予定日から逆算して使用日を決定している。
- ③その他、ラベルの指示事項に従っている。

【解説】2. 9. 4

農薬使用の決定に関する項目です。

農薬は事前に立てた計画に基づいて使用します。しかし、天候や病害虫の発生状況によって予定通りにはいかないこともあります。そのような場合は、農薬使用計画を変更します。変更後の計画も、管理点2. 9. 2を満たしている必要があります。

具体的な手順には、例えば下記の例があります。

- ・農薬使用計画を確認し、計画通りに農薬を使用するか検討する。
- ・天候不順、病害虫の発生等により計画を変更する場合、新しい計画も管理点2. 9. 2を満たしていることを確認する。普及部や農協、農薬メーカーなどに変更後の計画を確認してもらう。
- ・農薬使用日を決定する際は、収穫予定日と農薬使用計画を調べ、使用時期(収穫前日数)が適切であることを確認する。
- ・使用する予定の農薬のラベルを確認し、注意事項を確認する。

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 5 農薬管理の責任者の許可・指示を得て、農薬の準備・使用を行っているか。

【適合基準】2. 9. 5

- ①農薬の準備・使用にあたっては農薬管理の責任者の許可・指示を得ている。
- ②最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。

【解説】2. 9. 5

農薬の準備・確認に関する項目です。

農薬は必ず農薬管理の責任者が使用を判断し、指示します。

もし、作業者が勝手に農薬を使用し、それを知らないで農薬管理の責任者が別の作業者に同じ農薬の使用を指示した場合、重複して散布するなどのリスクが考えられます。作業者が農薬使用計画にない農薬を勝手に使用することもあってはいけません。

残留農薬事故を防ぐために農薬管理の責任者はすべての農薬使用について把握している必要があります。そのために、農薬散布にあたっては、農薬管理の責任者の許可・指示を徹底させる必要があります。そのような体制を作ることが、農場から残留農薬の基準違反を出さないために必要です。

具体的な手順には、例えば下記の例があります。

- ・小規模の農場の場合、農薬管理の責任者が自分で農薬の準備や使用を行う。
- ・大規模の農場で農薬管理の責任者と農薬の準備・使用を行う作業者が異なる場合、農薬管理の責任者が作業指示を出す。指示の出し方としては、農薬散布指示書を渡す、ミーティングの際などに口頭で指示を出すなどがある。
- ・農薬管理の責任者から指示を受けた作業者は散布の準備をする。農薬保管庫から農薬を出す際にラベルを確認し、最終有効年月(有効期限)を確認する。期限切れの農薬があれば期限切れ農薬用の保管場所に移し(2. 7. 3参照)、使用しないようにする。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 6 農薬の準備・散布はラベルの指示に従い、正確に希釀しているか。

【適合基準】2. 9. 6

- ①必要な散布液量を計算し、散布後に散布液や散布薬剤(粒・粉)が余らないようにしている。
- ②正確に希釀している。
- ③混用が必要な場合はラベルの指示に従い、剤型による投入の順番を考慮して良く混ぜている。
- ④計量カップや農薬の空容器は使用後、3回以上すすぎ、すすぐだ水は薬液のタンクへ希釀用の水の一部として戻している。

【取組例・備考】

- ②例えば、希釀倍数を間違えないよう早見表を利用している。希釀用の水を正確に計るために平らな場所で水を準備している。
- ③混用の前に混合剤があるか確認する。混用する場合は、例えば農協・農薬メーカーに相談したり、混用事例集を活用する。

【解説】2. 9. 6

農薬の計量・希釀に関する項目です。

取組例・備考欄に記載されたものその他に、以下のような取組例があります。

- ①散布液が余ると環境汚染につながったり、無駄な費用をかけることになりかねないため、散布予定の圃面積から必要な散布量を計算する。正確に希釀できるよう、必要な農薬量・水の量を計算する。
- ④計量カップを洗浄しないと農薬の原液が内部に残ることが考えられる。残った農薬が次の計量の際に他の農薬と混ざり、農薬事故の原因となる可能性がある。そのため農薬を計量したカップ等は3回以上すすぐようとする。すすぐだ水を周囲に捨てると環境問題となるため、必ず散布液のタンクの中に入れる。使いきった農薬の容器(空容器)も同様に処理する。

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 7 農薬散布を準備する場所は、農産物や環境に危害のない状態か。

【適合基準】2. 9. 7

- ①農産物や環境に危害のない場所で散布液を調製している。
- ②農薬を正確に計量している。
- ③こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具がある。
- ④農薬の計量と散布液の調製は、ラベルに従い、防除衣・防除具を着用して行っている。
- ⑤散布液の調製時に給水ホースをタンクに入れて攪拌していない。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ②例えば、正確に計量できる秤、計量カップを用いている。
- ③例えば、こぼれた農薬を処理する道具には、砂、ほうき、ちりとり、ゴミ袋等がある。道具は「管理すべきポイント」2. 7. 4⑤の道具と兼用にしている。
- ④防除具は、例えば、保護眼鏡、農薬用マスク(粉剤・液剤用)・防護マスク(粉剤・液剤用)・防護マスク(土壤くん蒸用)、ゴム手袋、ゴム長靴等がある。マスクの種類は農薬のラベルに記載の安全使用上の注意事項に従う。

【解説】2. 9. 7

散布液の調製に関する項目です。

散布液の調製をする際に農産物安全、環境保全、作業者の安全に配慮する必要があります。

取組例・備考欄に記載されたものの他の取組例として、以下のような例があります。

①散布液の調製をする場所は、事前に農産物や環境に危害のない場所に決めておく。農産物の一時保管場所の近くや農産物を運ぶ動線上は避ける。河川や井戸など水源の近くも避ける。農薬の保管場所から準備場所まで運ぶ間に、農産物等に付着する可能性がないか確認する。



[農薬を準備する場所の事例]



[注意事項の表示]

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 8 農薬使用後、残った農薬は適切に処理しているか。

【適合基準】2. 9. 8

- ①調製した散布液は、対象圃場で使い切るようにしている。
- ②農薬散布後の残液の処理は、行政の指導に従っている。
行政の指導がない場合には、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

②例えば、残液は、作物の植わっていない自分の土地で作業の動線や水路から離れた雑草の生えた区画に散布して浸透させている。

【解説】2. 9. 8

残液の処理に関する項目です。

準備段階で必要な量を計算し、調製した散布液は余らないようにします。(2. 9. 6参照)。散布時には散布速度を調整するなどして使いきるようにします。

残液の処理場所は、農産物や水源に危害のない場所で、農産物を運ぶ動線上や農産物取扱施設の近隣、河川や井戸の近隣は避けるようにします。



[散布残農薬処理施設]



2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 9 農薬使用後、農薬散布機を洗浄しているか。

【適合基準】2. 9. 9

- ①散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後は散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを速やかに洗浄している。
- ②散布設備の洗浄は、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で行っている。
- ③洗浄液の処理は行政の指導に従っている。
行政の指導がない場合には、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理している。

【取組例・備考】

例えば、複数の作物に同じ農薬散布機を使用している場合には特に注意している。洗浄液を畝間に処理していない。薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。

【解説】2. 9. 9

農薬散布機の洗浄と洗浄液の処理に関する項目です。

散布に使用した動噴、ホース、ノズル、タンクなどの器具類はしっかりと洗浄する必要があります。洗浄が不十分では、前に使用した農薬の成分が次の農薬散布時に混ざり、残留農薬事故の原因となってしまいます。洗浄不足や不洗浄による残留農薬基準超過が起きています。

散布機の洗浄水には、薄い濃度ではあっても農薬成分が含まれています。誤って、出荷する農産物に付着しないよう、周辺住民の健康被害を起こさないよう、適切な洗浄場所を決めておくことが大切です。

洗浄液を処理する場所は管理点2. 9. 8の残液処理場所を利用するなどがあります。



出典：島根県農畜産課ホームページ「農薬は正しく使って事故防止」

リーフレットより抜粋

[農薬散布機を洗浄後保管]

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 10 農薬散布を適切に記録しているか。

【適合基準】2. 9. 10

農薬を使用した場合、下記の項目を記録している。

- ①対象作物(農薬登録における適用作物名)
- ②使用場所(圃場名等)
- ③使用日
- ④農薬の商品名
- ⑤使用目的(適用病害虫・雑草名)
- ⑥有効成分
- ⑦希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量
- ⑧使用時期(収穫前日数等)
- ⑨使用方法(散布機等の機械の特定を含む)
- ⑩作業者名
- ⑪農薬管理の責任者による検証

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

農薬使用計画に④⑤⑥⑧⑨を記載しており、計画通りに使用した場合、農薬使用の記録には④のみを記載し、⑤⑥⑧⑨を省略してもよい。

⑦は散布液を調製する際に計量した原液量を記録することを推奨する。

⑨使用方法には、散布、株元散布、土壤灌注等がある。

⑪例えば、農薬管理の責任者が農薬使用基準を満たしていることを確認し、押印している。

【解説】2. 9. 10

農薬使用の記録に関する項目です。

農薬の使用記録は残留農薬基準超過などの事故発生時に原因を調べる資料や証拠になります。農業生産工程管理の手法により残留農薬基準超過の発生リスクは抑えられますが、農薬使用記録は適切な農薬使用の裏付けとなるため、適切に記帳することが必要です。

記録様式は、圃場1枚型、全圃場1枚型、日付順、農薬順など、農場に適した書式で記録しましょう。

記録が適切か、農薬管理責任者が検証します。散布回数や希釈倍数などのチェックを行い、問題ないことを確認したらサイン、押印する等の例があります。問題を発見した場合は管理点1. 13. 1の手順に従い原因の追及などを行います。

共通

【参考帳票例】

農薬使用指示・使用記録								
農場名	しまね農場	責任者名	島根 太郎					
圃場名	●●-2	圃場面積	10a	作物名	かき	品種名	西条	
発芽日	年 月 日	開花日	年 月 日	収穫開始日	年 月 日	収穫終了日	年 月 日	
責任者記入欄					作業者記入欄			検証
農薬(商品名)	使用量	希釈倍率	使用方法(散布機)	使用日	作業者名	作業日	使用後の機械洗浄	責任者確認印
◎◎◎◎乳剤	100ℓ	1,000倍	散布(動力噴霧器)	/	A	/	✓	印
●●●●水和剤	150ℓ	1,500倍	散布(動力噴霧器)	/	A	/	✓	印
××××フロアブル	300ℓ	2,000倍	散布(SS)	/	B	/	✓	印
△△△△水溶剤	300ℓ	2,000倍	散布(SS)	/	B	/	✓	印
				/		/		印
				/		/		印
(参考) 管理すべきポイント2.9.4 ①農薬の使用にあたっては、「管理すべきポイント」2.9.2で立てた農薬使用計画に従っていることを農薬管理の責任者が確認している。 ②収穫予定日から逆算して使用日を決定している。 ③その他、ラベルの指示事項に従っている。					/	(参考) 管理すべきポイント2.9.10 農薬を使用した場合、下記の項目を記録している。 ①対象作物(農薬登録における適用作物名) ②使用場所(圃場名等) ③使用日 ④農薬の商品名 ⑤使用目的(適用病害虫・雑草名) ⑥有効成分 ⑦希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量 ⑧使用時期(収穫前日数等) ⑨使用方法(散布機等の機械の特定を含む) ⑩作業者名 ⑪農薬管理の責任者による検証		
(参考) 管理すべきポイント2.9.5 ①農薬の準備・使用にあたっては農薬管理の責任者の許可・指示を得ている。 ②最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。					/			
				/		/		印
				/		/		印
使用目的(適用病害虫・雑草名)、有効成分、使用時期(収穫前日数等)は農薬使用計画を参照								

農薬使用指示・使用記録の様式例です。

農薬使用指示を書面で行うことは必須ではありません。農薬管理責任者の許可・指示を得て使用するルールがあるなど、第三者が確認できる方法で実施してください。

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 11 残留農薬検査の計画を策定しているか。

【適合基準】2. 9. 11

- ①残留農薬検査の計画を文書化している。
- ②残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬及びドリフトの可能性がある農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。
- ③上記②で特に残留の可能性が高い成分を特定できない場合は、多成分一斉分析を行い、リスク評価に役立てている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ②残留の可能性がある農薬成分には、下記がある。
 - ・周辺作物からのドリフトが懸念される成分
 - ・同じ農薬散布機を使用して栽培している他の作物に散布した成分
 - ・過去に使用した残留性の高い成分
 - ・収穫から近い時期に散布した成分
 - ・使用回数の多い成分
 - ・作物に残留しやすいという知見のある成分

団体の場合、「団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン」に従っている。

【解説】2. 9. 11

2. 9. 11, 2. 9. 12は残留農薬に関する検証についての項目です。このうち、2. 9. 11は残留農薬検査のサンプリング計画に関する項目です。

美味しい認め証の管理点に従って工程管理を実施していれば、農薬使用による残留農薬のリスクはかなりの確率で排除されます。この項目の残留農薬検査は、これまでの生産工程管理が適切だったのか確認するためのものです。

美味しい認め証では、県が制度の信頼性確保のために実施する残留農薬検査を行っています。この残留農薬分析を計画に活用することも可能です。

この場合、100成分一斉分析を行うこととなります。農場が農薬使用履歴や周辺作物からのドリフトのリスクなどを検討し、追加で残留農薬分析が必要と判断した場合は、農場自らが残留農薬分析を実施しましょう。

共通

農薬残留の可能性が高いと思われる品目、場所、時期、成分について残留農薬分析計画を立て、文書化します。

残留の可能性がある成分の例は取組例・備考欄を参考にしてください。

残留の可能性が高い成分を特定できない場合は、多成分一斉分析を行い、リスク評価に役立てます。

サンプリング場所の例として、ドリフトが心配される場所、農薬が多くかかっている可能性のある場所、農薬が多くかかっている場所がわかつていない場合は圃場全体から均等に採取するなどが考えられます。

サンプリング時期の考え方として、周年栽培する作物の場合、農薬散布の多い時期はいつごろか、などを参考に考える方法があります。

団体認証の場合の農場の選定数・方法は、取組例・備考欄にあるとおり、「団体における残留農薬検査の農場のサンプリングに関するガイドライン」に従って選定する等の例があります。

【参考帳票例】

残留農薬分析計画

2016年度 生産者名：_____

栽培品目	収穫時期	サンプル提出予定日
大葉	周年	8月25日
小松菜	周年	8月25日

分析成分は収穫前最後に散布した成分を含む多成分一斉分析とする。

サンプリングは農薬散布回数が一番多い作を選ぶ。

サンプリング方法

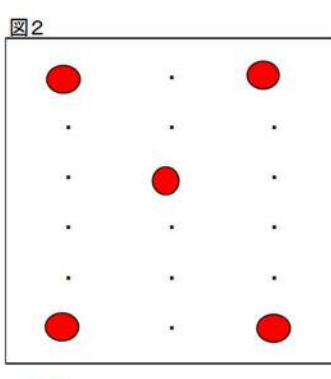
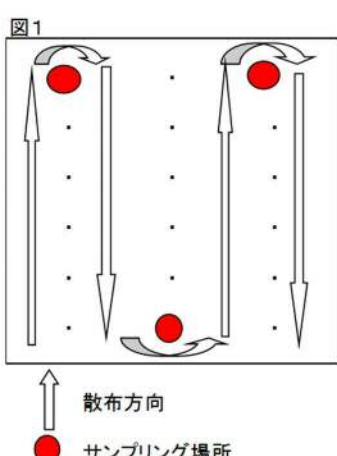
農薬散布の状況に応じ図1あるいは図2を選択する。

図1は特に農薬が多くかかっていると思われる箇所が分かっている場合の例、

図1では方向転換している箇所でサンプリングをしている。

図2は図1の場合以外の一般的な場合、採取方法は4すみと中心の5点からとする。

大葉は隣が水田のハウス、小松菜は隣が梨園の圃場から採取



今回選択したサンプリング方法に丸をつける：図1、図2

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 12 残留農薬検査結果を保管しているか。基準値を超過した場合に、適切に対応しているか。

【適合基準】2. 9. 12

①残留農薬検査の計画(「管理すべきポイント」2. 9. 11)に従って、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬使用が適正であることを確認している。基準値を超過した場合には、商品に関する苦情・異常への対応手順(「管理すべきポイント」1. 9. 1)に従い、記録を残している。

②残留農薬検査の結果を保管している。

【解説】2. 9. 12

管理点2. 9. 11の残留農薬検査計画に従って検査をし、検査結果を保管します。

万が一、残留農薬の基準値を超過していた場合、管理点1. 9. 2の手順に従い、出荷停止などを行い、一連の結果の記録を残します。

【参考帳票例】

残留農薬検査のサンプリング記録	
生産者名	○野○男
サンプリング日	2010年8月1日
圃場番号	①
品目名	ほうれん草
サンプリング方法	畑の四隅と中心の五点から採取し混合

共通

【参考資料】

●器具洗浄不足

原因 防除器具の洗浄が不十分であったため、前回の使用時に別の農作物に使用した農薬が混入した。

対策 ●散布後の器具洗浄を徹底する。
●農薬の使用前に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。

●ドリフト

原因 隣接したば場で栽培していた作物に使用した農薬が飛散した。

対策 ●飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
●飛散低減ノズルを使用する。
●ば場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
●適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
●散布作業は、風の強くない日・時間帯に行い、風向きに注意する。
●庭木消毒・家庭菜園からの飛散にも注意

●混植栽培

原因 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布された。

対策 ●混植している全ての作物に適用のある農薬を選択する。

●水稻育苗ハウスの土壤に農薬が残留

原因 ハウス内で水稻育苗時に使用した箱処理剤が土壤に残留し、後後に栽培、収穫したねぎから、基準値を超える農薬が検出された。

対策 ●後作で野菜等栽培する際、箱処理剤はハウス内で散布しない。
●播種と同時に薬剤処理した育苗箱を置いたハウスでは、後作で野菜等を栽培しない。

●水稻余り苗を敷き藁に使用

原因 畑で野菜苗の保護・乾燥防止のため、水稻の余り苗を敷きワラの代用として敷いたことが原因で、収穫した野菜から基準値を超える農薬が検出された。

対策 ●箱処理剤を散布した残り苗については、ハウスや栽培は壙に持ち込まない。
●箱処理剤を散布した残り苗については、水田に予備苗としても、持ち込まない。

出典：島根県農畜産課ホームページ

「農薬は正しく使って事故防止」

リーフレットより抜粋

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
- 農林水産省 「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」
- 農林水産省ホームページ「農薬コーナー」
<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>
- 農林水産省ホームページ「農薬の適正な使用」
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html
- 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）「農薬登録情報提供システム」
<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vt11m001.html>
農薬の登録・失効について調べることもできます。
- 厚生労働省ホームページ「食品中の残留農薬等」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/index.html
- 島根県ホームページ 「病害虫の防除について」
<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/byougaityuu/>
農林水産省「農薬コーナー」、島根県農作物病害虫雑草防除指針、島根県病害虫発生予察情報へのリンクあり

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 10 収穫の過程

管理すべきポイント

2. 10. 1 収穫して農産物取扱い施設へ輸送するまでの過程を文書により明確にしているか。

【適合基準】2. 10. 1

- ①農産物・品目ごとに、下記の内容を含む収穫工程を文書化している。
 - 1)作業工程
 - 2)工程で使用する主要な資源(器具・容器、機械・設備、運送車両等)
 - ②工程を変更した場合には、文書を見直している。

2. 10. 2 文書により明確にした収穫工程について、食品安全危害要因を特定し、リスク評価を実施しているか。

【適合基準】2. 10. 2

- ①「管理すべきポイント」2. 10. 1で明確化した収穫工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。
- ②上記の評価の結果を文書化している。
- ③「管理すべきポイント」2. 10. 1で収穫工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。

2. 10. 3 収穫工程のリスク評価に応じて食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めているか。

【適合基準】2. 10. 3

- ①収穫工程のリスク評価(「管理すべきポイント」2. 10. 2)に応じて、食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

下記に示す「管理すべきポイント」の対策・ルール・手順を引用してもよい。

- 2. 12. 1 整理整頓
- 3. 2 廃棄物の保管・処理
- 4. 4 機械等の適正な利用

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 10 収穫の過程

2. 10. 4 収穫工程における食品安全を確保するための対策・ルール・手順を周知し、実施しているか。

【適合基準】2. 10. 4

収穫工程における食品安全を確保するための対策・ルール・手順(「管理すべきポイント」2. 10. 3)を周知し、教育訓練した上で実施している。

【解説】2. 10

2. 10. 1から2. 10. 4まで順に取り組むことで、収穫の過程における食品安全に関するリスク評価と対策・ルールづくり、作業員への周知を実施することになります。

リスク評価の考え方や食品安全危害要因については、2. 1. 1の項を参考にしてください。

■ 作業工程からの検討の手順

〈手順1:2. 10. 1〉 生産工程・主要な機械・器具類、環境の洗い出し

申請品目ごとに収穫作業の流れがわかるように、作業工程を分解して作業順に作業内容を書き出します。工程で使用する主要な資源も書き出し、リスク評価表に記入します。

(器具・容器、機械・設備、運送車両など)

※ここで書き出す収穫工程は「収穫～農産物取扱い施設への引き渡し」までです。

〈手順2:2. 10. 2〉 食品安全危害要因の特定とリスクの評価

2. 10. 1で分解した作業工程、関係する資源(人・機械・備品など)ごとに「作物および農産物」に汚染物質を付着させる要因を洗い出し、リスク評価表に記入します。

〈手順3:2. 10. 3〉 リスク評価に応じた対策・ルールづくり

2. 10. 2で実施したリスク評価に応じて対策・ルールを決め、リスク評価表に記入します。

〈手順4:2. 10. 4〉 対策・ルールの周知・作業者への教育訓練

2. 10. 3で決めた対策や手順を作業者に周知、教育訓練し、実践します。教育訓練の記録は1. 4. 7に合わせて作成し保管します。対策・ルールは必要に応じて掲示するなどし、どのように周知しているか確認できるようにします。

共通

【参考帳票例】

■収穫工程(収穫して農産物取り扱い施設(調製場)へ輸送するまで)の工程とリスク評価・対策の例							作成年月日	
工程	作業内容と使用する機械・器具類		食品安全危害要因	リスク	対策	実施者	時期	管理すべきポイント
①収穫	トマトを手で収穫する。その場で果こうの軸をハサミで根元まで切除する。	手袋 ハサミ	手指の汚れ	低	*手洗いの実施 手洗い手順を表示	作業者	始業前	2.12.2(作業者の健康管理)
			トイレ使用後の手指の汚れ付着	高		作業者	入場時用便後	2.12.3(作業者の衛生)
			手指の傷口からの病原菌付着	高	傷があるときは手袋を使用する	作業者	入場時	2.12.3(作業者の衛生)
			長い爪からの汚染(不潔・農産物を傷つける)	低	爪を短く切る	作業者	入場時	2.12.2(作業者の健康管理)
			不潔な服装からの異物付着	低	清潔な服装をする(農薬使用時の服は厳禁)	作業者	入場時	2.12.3(作業者の衛生)
			手袋の素材の安全性	低	食品専用の手袋を使う	作業者	入場時	4.4.3(収穫関連容器・備品の点検)
			手袋からの異物付着・汚染	低	劣化や汚れのひどいものは交換する	作業者	入場時	4.4.3(収穫関連容器・備品の点検)
			喫煙による灰・吸殻の付着	低	所定場所以外は喫煙禁止	作業者	入場時	2.12.3(作業者の衛生)
			不衛生なハサミからの汚染物質付着	低	ハサミは使用後洗浄・消毒し、清潔に保管する。使用前に点検する。	作業者	作業前作業後	4.4.3(収穫関連容器・備品の点検)
			収穫したトマトをプラスチックコンテナに収納。このとき規格外品は外す。	コンテナ 敷紙	コンテナの汚れ・劣化・異物付着 コンテナに敷く紙の安全性 コンテナに敷く紙の劣化・カビの付着	定期的及び汚れがひどい時は洗浄・消毒する 植物性インク使用の新聞紙を使用する 毎朝新しい紙に交換する	作業者 始業時 始業時	4.4.3(収穫関連容器・備品の点検) 4.4.3(収穫関連容器・備品の点検) 4.4.3(収穫関連容器・備品の点検)
②調製場への輸送	コンテナをトラックで調製場まで運搬する。	軽トラック	荷台の不衛生	低	汚れがひどい時は荷台を洗浄する	作業者	始業前	4.4.1(運送車両の点検)
			輸送中の異物付着、雨による商品の濡れ	低	ビニールシートをかける	作業者	積込前	
			不安定な積み方による商品のつぶれ	低	コンテナの積み方を確認する	作業者	輸送前	
	トマトを調製場に荷下ろしする。	パレット	床から出荷用コンテナへの汚れ・異物付着	低	床や土に直置きしない	作業者	荷卸時	2.11.1(農産物取扱い施設の交差汚染)
			トラックの排気ガス	低	エンジンを停止する	作業者	荷卸時	2.11.1(農産物取扱い施設の交差汚染)

*リスク評価は年1回以上行う。作業者に周知し、対策が実行できるよう教育訓練する。環境・安全面、交差汚染などは圃場・施設地図を利用して記入する方法もある。

【参考帳票例2】

【収穫工程管理一覧表】・・・施設トマト							制定日：2016.04.01	商品管理責任者：▲▲▲
工程	使用機器・機械	作業内容	食品安全危害要因	リスク評価			対策・ルール・手順	
				危険の大きさ	発生頻度	リスクの大きさ	内容	実施者
①収穫	作業者、手袋、綿	トマトを手で収穫。その場で果梗の軸を鉢で根元まで切除。	手指の汚れ	3	1	高	健康確認 手洗い(流水・石鹼・乾燥) *手洗い手順を表示	作業者 始業前
			手指の傷口からの病原菌	2	1	低	管理者への報告・指導に従う 軽微の場合は手指への絆創膏処置	作業者 入場時
			長い爪からの汚染(不潔・農産物を傷つける)	1	1	低	爪を短く切る	作業者 入場時
			不潔な服装からの異物	1	1	低	清潔な服装(農薬使用時の服装は厳禁)	作業者 入場時
			手袋の素材の安全性	1	1	低	食品専用の会社支給の手袋の装着	作業者 入場時
			手袋からの異物・汚染	1	1	低	劣化や汚れひどいものは交換	作業者 入場時
			喫煙による灰・吸殻	1	2	低	所定場所以外園場内禁煙	作業者 常時
			不衛生なハサミ	1	1	低	洗浄・消毒	作業者 作業前後
	コンテナ	収穫したトマトをプラスチックコンテナに収納。この時、規格外品は外す。	コンテナの汚れ・劣化・異物	1	2	低	消毒、洗浄(汚れのひどい場合) 劣化激しいものは交換	作業者 終了時
			コンテナに敷く紙の安全性	1	1	低	ソイイング使用の新聞紙を使用	作業者 始業時
			コンテナに敷く紙の劣化・カビの付着	1	1	低	毎朝新しい紙に交換	作業者 始業前
②選果場へ運送	台車、トラック	コンテナを台車またはトラックで選果場まで運搬。	荷台の不衛生	1	2	低	清掃	作業者 積込前
			輸送中の異物付着、雨による濡れ	1	1	低	幌付きのトラックカバーをかける	作業者 輸送前
	トマトを選果場に荷卸しする。	床からの出荷用コンテナへの汚れ・異物付着	1	3	高	トマトの量、コンテナの重なりを確認	作業者 輸送前	
		トラックの排気ガス	1	1	低	地下置きしない	作業者 荷卸時	

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 1 農産物取扱い施設及びその敷地における交差汚染や異物混入について、リスク評価を実施し、対策を講じているか。

【適合基準】2. 11. 1

①農産物取扱い施設及びその敷地内における下記のものと、汚染物質との交差汚染及び異物混入に対するリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。なお、対策には立地や施設構造の見直しを含む。

- 1) 農産物
 - 2) 包装資材
 - 3) 収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等
- ②リスク評価の結果及び対策を記録している。

【取組例・備考】

例えば、汚染物質には農薬・肥料・薬剤・燃料・機械油、廃棄物、有害生物(昆虫及び鳥獣類)、汚水(停滞水・廃水)・雨漏りや結露による汚染、有害な排気、人由来のもの、施設構造物(天井・壁・床等)・設備・備品(照明、空調、机等)等の経年劣化・破損等による異物等がある。

必要な対策には、例えば、点検・補修・交換、ゾーニング(汚染エリアと清潔エリアを分ける)、整理・整頓・清掃・洗浄・殺菌、入場ルールの徹底等がある。

対策は他の「管理すべきポイント」の対策を引用してもよい。

【解説】2. 11. 1

農産物取扱い施設における交差汚染及び異物混入の防止に関する項目です。

汚染リスクのある区域(農薬保管庫、堆肥保管場所等)と清潔な区域の間で人や物の流れが交差することによって、農産物などへの汚染が起こることを防ぐ必要があります。

農産物取扱い施設及びその敷地について、施設レイアウト図などを活用しリスク評価し、対策・手順・ルールなどを決め、リスク評価の結果・対策を記録します。記録には汚染物質に関するリスクの内容、重要度、対策を記載します。

リスク評価の考え方や食品安全危害要因については、2. 1. 1の項を参考にしてください。

■ 作業場所や環境からの検討の手順

〈手順1〉

農産物取扱い施設の状況がわかるレイアウト図をつくります。

共通

〈手順2〉

適合基準にあるように、農産物取扱い施設において、「農産物」、「包装資材」、「収穫及び農産物取扱い関連の機械・設備・輸送車両・容器・備品等」に食品安全を脅かす汚染物質を付着させる要因にはどのようなものがあるか考え、発生する可能性と発生したときの被害の大きさからリスク評価を実施します。

汚染物質の例は食品安全危害要因の項を参考にしてください。

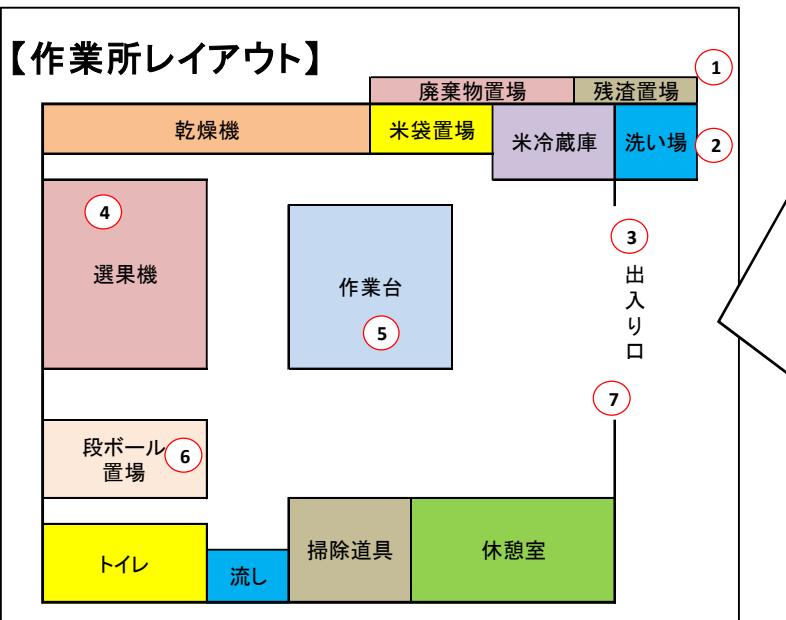
〈手順3〉

手順2で実施したリスク評価に対し、対策やルール・手順を決め、リスク評価の結果と対策を記録します。

※決めた対策やルール・手順などは、1. 4. 7(作業者への教育訓練)の項目などで周知・教育訓練を実施します。

【参考帳票例】

【作業所レイアウト】



○農産物取扱い施設のレイアウト図を作成し、管理すべきポイント 2.11.1 (農産物取扱い施設及びその敷地における交差汚染や異物混入に対するリスク評価) を行いましょう。

○農産物取扱い施設のレイアウト図を、管理すべきポイント 4.1.1 (危険な場所や危険な作業に関するリスク評価) にも活用しましょう。

○リスク評価は、リスクの「有・無」ではなく、「危害の大きさ×発生頻度」により「高～低」で行います。

考えられるリスク	程度	対策
①残渣置場の残渣の放置による汚染、昆虫の発生	高	毎日処分し置場を洗浄
②洗い場への排水溝への残渣停留による汚染、昆虫の発生	低	毎日除去、洗浄
③出入り口から鳥や猫が侵入することによる汚染	高	・出入りの都度扉を閉める ・防鳥テープの設置
④選果機の上の天井のベンキの剥げ	低	半年に1回点検、補修
④選果機の上の照明の破損による異物混入	中	照明カバーを設置
⑤作業台の表面の劣化による異物混入	低	毎月1回コンパネ交換
⑤作業台の上の照明の破損による異物混入	中	照明カバーを設置
⑥段ボールへの埃・昆虫等の付着	低	カバーをかけて保管
⑦圃場作業した作業者の入場による汚染	高	そのまま作業所に入らない

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 2 農産物取扱い工程を文書により明確にしているか。

【適合基準】2. 11. 2

①農産物・品目ごとに、下記の内容を含む農産物取扱い工程を文書化している。

1) 作業工程

2) 工程で使用する主要な資源(水、資材、機械・設備、運送車両等)

②工程を変更した場合には、文書を見直している。

管理すべきポイント

2. 11. 3 文書により明確にした農産物取扱い工程について、食品安全危害要因を特定し、リスク評価を行っているか。

【適合基準】2. 11. 3

①「管理すべきポイント」2. 11. 2で明確化した農産物取扱い工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。

②上記の評価の結果を文書化している。

③「管理すべきポイント」2. 11. 2の農産物取扱い工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。

【取組例・備考】

食品安全危害要因は、下記の観点で特定するとよい。

- ・その工程で混入・付着する可能性のある危害要因
- ・栽培工程や収穫工程で抑制しきれない残存している危害要因
- ・管理をしないと増大する危害要因

また、食品安全危害要因の健康への悪影響の重大さ及びその起こりやすさにより、リスクの程度(高い、低い等)を評価する。

食品安全危害要因には、例えば下記がある。

- ・生物的危険要因: 病原微生物
- ・化学的危険要因: 農薬・カビ毒・肥料・油類等の化学物質、重金属類
- ・物理的危険要因: ガラス片・金属片・プラスチック片・木片・石・砂・降灰等の異物
- ・放射性物質

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 4 農産物取扱い工程のリスク評価に応じて食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めているか。

【適合基準】2. 11. 4

農産物取扱い工程のリスク評価(「管理すべきポイント」2. 11. 3)に応じて、食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化している。

【取組例・備考】

下記に示す「管理すべきポイント」の対策・ルール・手順を引用してもよい。

- ・2. 3 水の利用及び廃水管理
- ・2. 11 農産物の取扱い(2. 11. 6～)
- ・2. 12 衛生管理
- ・3. 2 廃棄物の保管・処理
- ・4. 4 機械等の適正な利用

また、生産工程管理基準(基本基準)の「管理すべきポイント」2. 10. 2の適合基準も参考にする。

管理すべきポイント

2. 11. 5 農産物取扱い工程における食品安全を確保するための対策・ルール・手順を周知し、実施しているか。

【適合基準】2. 11. 5

農産物取扱い工程における食品安全を確保するための対策・ルール・手順(「管理すべきポイント」2. 11. 4)を周知し、教育訓練した上で実施している。

【解説】2. 11

2. 11. 2から2. 11. 5まで順に取り組むことで、農産物取扱い工程における、食品安全に関するリスク評価と対策・ルールづくり、作業員への周知を実施することになります。手順は2. 10と同様です。

■ 作業工程からの検討の手順

〈手順1:2. 11. 2〉 生産工程・主要な機械・器具類、環境の洗い出し

申請品目ごとに農産物取扱い作業の流れがわかるように、作業工程を分解して作業順

共通

に作業内容を書き出します。工程で使用する主要な資源も書き出し、リスク評価表に記入します。(器具・容器・機械・設備、運送車両など)

※ここで書き出す農産物取扱い工程は「農産物取扱い施設での受け入れ～出荷」までです。

〈手順2:2. 11. 3〉 食品安全危害要因の特定とリスクの評価

2. 11. 2で分解した作業工程、関係する資源(人・機械・備品など)ごとに「作物および農産物」に汚染物質を付着させる要因を洗い出し、リスク評価表に記入します。

〈手順3:2. 11. 4〉 リスク評価に応じた対策・ルールづくり

2. 11. 3で実施したリスク評価に応じて対策・ルールを決め、リスク評価表に記入します。

〈手順4:2. 11. 5〉 対策・ルールの周知・作業者への教育訓練

2. 11. 4で決めた対策や手順を作業者に周知、教育訓練し、実践します。教育訓練の記録は1. 4. 7に合わせて作成し保管します。対策・ルールは必要に応じて掲示するなどし、どのように周知しているか確認できるようにします。

【参考帳票例】

■農産物取り扱い工程(選別・調製・包装・保管)の工程とリスク評価・対策の例							作成年月日	
工程	作業内容と使用する機械・器具類		食品安全危害要因	リスク	対策	実施者	時期	管理すべきポイント
③選果・調製作業 選果機で選別する。	選果機	選果機の汚れや異物の付着	低	使用後の清掃、使用前の点検の実施	作業者	荷卸時	2.11.1(農産物取扱い施設の交差汚染)	
		潤滑油の付着	低	食品機械用の油を使用する	作業者	始業前	4.4.5(機械等の適正使用)	
		手指の汚れ	低	*手洗いの実施 手洗い手順を表示	作業者	始業前	2.12.2(作業者の健康管理)	
		トイレ使用後の手指の汚れ付着	高		作業者	入場時 用便後	2.12.3(作業者の衛生)	
④包装 プラ容器に詰める。	包装容器	長い爪からの汚染(不潔・農産物を傷つける)	低	爪を短く切る	作業者	入場時	2.12.2(作業者の健康管理)	
		不潔な服装からの異物付着	低	清潔な服装をする(農薬使用時の服は厳禁)	作業者	入場時	2.12.3(作業者の衛生)	
		手袋の素材の安全性	低	食品専用の手袋を使う	作業者	入場時	2.12.3(作業者の衛生)	
		手袋からの異物付着・汚染	低	劣化や汚れのひどいものは交換する	作業者	入場時	4.4.3(収穫関連容器・備品の点検)	
		喫煙による灰・吸殻の付着	低	所定場所以外は喫煙禁止	作業者	入場時	2.12.3(作業者の衛生)	
		作業者の私物の混入	低	私物の持ち込み禁止	作業者	入場時	2.12.3(作業者の衛生)	
		容器の素材の安全性	低	食品衛生法適合の確認	作業者	購入時	4.4.3(容器・備品等の点検)	
		調製場への虫などの侵入	低	網戸をする、扉はすぐ閉める	作業者	常時	2.11.6(有害生物の侵入防止)	
		食べかすの混入	低	飲食は農産物に影響のない場所で行う	作業者	作業中	2.12.6(衛生管理)	
⑤箱詰め プラ容器を段ボール箱に詰める。	段ボール箱	容器の汚れ	低	衛生的な保管	作業者	常時	4.4.3(容器・備品等の点検)	
		段ボールの素材の安全性	低	農産物と直接接触させない	作業者	作業中		
		段ボールの汚れ	低	衛生的に保管する	作業者	常時	4.4.3(容器・備品等の点検)	
⑥保管 冷蔵庫に一時保管する。	冷蔵庫	段ボールへの虫などの侵入	低	直置きしない 箱を作り置きしない	作業者	常時	4.4.3(容器・備品等の点検)	
		冷蔵庫の故障	低	設定温度の確認	作業者	作業中	4.4.3(容器・備品等の点検)	
		冷蔵庫への虫の侵入	低	扉は開けたらすぐ閉める	作業者	作業中	2.11.6(有害生物の侵入防止)	
		冷蔵庫の温度管理	低	扉は開けたらすぐ閉める 定期的なパッキンの確認	作業者	作業中	4.4.3(備品等の点検)	

*リスク評価は年1回以上行う。作業者に周知し、対策が実行できるよう教育訓練する。環境・安全面、交差汚染などは圃場・施設地図を利用して記入する方法もある。

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 6 農産物取扱い施設における、有害生物の侵入・発生を防止しているか。

【適合基準】2. 11. 6

- ①農産物取扱い施設内において、有害生物(小動物、昆虫及び鳥獣類等)の侵入・発生を防止している。
- ②駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。

【取組例・備考】

例えば、どのような有害生物が発生しやすいかを把握した後に、進入路を塞いだり、駆除を実施する。薬剤での駆除は、農産物等に薬剤の影響がないよう保健所または専門業者に相談後実施する。

【解説】2. 11. 6

農産物取扱い施設における有害生物への対応に関する項目です。

農産物取扱い施設では農産物の調製や保管を行うため、農産物自体や残渣が虫や動物のえさとなる可能性があります。農産物・残渣が虫や動物を寄せ付ける元にならないよう施設内の清掃を徹底し、有害生物の侵入・発生を防ぐ必要があります。

具体的な取組の例として、例えば次のようなものがあります。

- ・必要に応じて、粘着式のゴキブリ捕獲器・ねずみ捕獲器等を設置し捕獲状況を確認し、レイアウト図に発生・侵入しやすい場所を書き込む。また、鳥の巣などがないか見回る。
- ・有害生物が侵入する可能性のある経路を検討する。農産物・残渣の保管場所や搬出のタイミング、清掃の頻度を検討する。
- ・上記の検討結果から、有害生物の侵入を防ぐ方法、残渣などからの有害生物の発生を防ぐ保管・搬出・清掃のやり方・手順を決めて実施する。

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 7 農産物を適切な場所で保管しているか。 (青果物)
穀物は適切な場所で保管されているか。 (穀物)

【適合基準】 2. 11. 7

[青果物]

- ①農産物を保管する場所は適切な温度と湿度が保たれている。
- ②天井・壁等に結露した水滴が農産物に触れないようになっている。
- ③光に敏感な農産物(ジャガイモ等)を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管している。

[穀物]

- 穀物の保管庫は下記を満たしている。
- ①倉庫内は適切な温度と湿度が保たれている。
 - ②結露が起こらないようにしている。
 - ③農産物貯蔵以外の目的で使われていた場所は、使用前に徹底して清掃し、その記録が残されている。
 - ④床は乾燥している。

※青果物と穀物で適合基準の内容が異なります。

【解説】 2. 11. 7

青果物、穀物の保管に関する項目です。

農産物は、品目に適した温度・湿度・明るさで保管する必要があります。水滴の付着・かびの発生などによって保管中の劣化することを防ぐ必要があります。

穀物の場合、季節によって他の目的で利用している場所で保管する場合は、適合基準③で、農産物貯蔵前に徹底して清掃し、その記録を保管しておきます。

具体的な取組の例としては次のようなものがあります。

- ・予冷庫などで保管する場合、その品目に適した温度・湿度に設定する。例えば設定した温度を保っているか定期的(1日2回など)に温湿度計を確認する。常温で保管する場合、換気して調整する。
- ・予冷庫などの場合、結露していないか庫内を確認する。冷却装置の故障、ドレンパイプの詰まり、ドアパッキンの劣化などがないか確認する。
- ・農産物を壁から離す、パレットに載せるなどして水滴が付着しないようにする。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 8 認証を受けていない農産物や他農場の農産物を取り扱っている場合、それらの意図しない混入を防止する対策を講じているか。

【適合基準】2. 11. 8

- ①認証を受けていない農産物や他農場の農産物を取り扱っている場合、それらの意図しない混入を防止する対策ができるおり、記録から確認できる。
- ②他農場の農産物を販売する場合は、生産した農場の情報について、販売先に誤解を与えるような表示をしていない。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①対策として、例えば、保管場所を分ける。他農場の農産物に農場名を明記した表示をする。混入防止のために異なる農場の農産物に切り替えるたびに清掃を行う。

【解説】2. 11. 8

認証を受けていない農産物を取り扱っている場合の、混入の防止に関する項目です。

水稻生産者で他の農場の糀の乾燥調製を行い玄米にする、といった作業受託をすることがあります。預かった農産物が自分の農産物と混ざると、自分の農産物を認証農産物として出荷できなくなります。

他農場の農産物を取り扱う場合は、生産した農場ごとの識別管理が必要です。「保管場所を分ける」、「農産物に農場名を明記する」など対策をします。

具体的な手順の例として次のようなものがあります。

- ・出荷調製ラインを生産者ごとに分ける。例えば、複数の米乾燥機がある場合、生産者ごとに乾燥機を分ける、時間で生産者を分けるなど対策をとる。また、切替時には清掃を徹底し、混入を防ぐ。
- ・乾燥機を分けて作業を行った場合、どの乾燥機で誰の農産物を取り扱ったのか記録する。時間で分ける場合は、何時から何時まで誰の農産物を取り扱ったのか記録する。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 1 2 衛生管理

管理すべきポイント

2. 1 2. 1 整理整頓し清潔な農場を維持しているか。

【適合基準】2. 1 2. 1

圃場、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。

【取組例・備考】

例えば、使わない機械・道具、廃棄物を栽培中の圃場や施設その周辺に放置していない。

【解説】2. 1 2. 1

整理・整頓・清掃に関する項目です。

農産物の安全を確保するために、農場内の衛生管理、整理・整頓・清掃は重要な取組です。

具体的な手順の例として、例えば、圃場、倉庫、農産物取扱い施設などの掃除方法、頻度、担当者を決め、実践するなどがあります。

掃除の頻度や掃除内容の例として、例えば、圃場の清掃は残渣の処理と道具類の片付けを収穫後に行い責任者が確認する、農産物取扱い施設の清掃は作業終了時に毎日行うなどがあります。

[参考]

たとえば「5S の実践」

整理、整頓、清掃、清潔、習慣の 5 つの「S」。

これを毎日行えば、それだけで作業の効率化やリスクの軽減が図れます。

出典：農林水産省 HP <https://gap.maff.go.jp/>

「これからはじめる GAP」解説書 より抜粋



■5Sの徹底

5S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)はGAPの実践を通して身につけたいことの一つです。ものが散乱していると管理ができません。不要品の処分ができるこそ、本当に必要なものがわかれます。物を分類し、保管場所を決めて探す手間が省け、なくした時にも早く気づけます。食品を扱う事業者として、農場を清掃し清潔に保つことが食中毒や異物混入などの食品事故を防ぐことにつながると考え、5Sの徹底を心がけましょう。

共通

■廃棄物や資材等の放置事例



[廃棄物の放置]



[資材の放置]



[残渣の放置]



[残渣の放置]



[たばこの吸い殻の放置]



[農業資材袋の放置]

[上の画像出典：NPO 法人 農業ビーコン研究所「GAP 取組支援データベース」]



[用具、防除機等の整頓]

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 12 衛生管理

管理すべきポイント

2. 12. 2 衛生管理の観点から、作業者及び入場者の健康状態を把握し対策を講じているか

【適合基準】2. 12. 2

- ①農産物を通して消費者に感染する可能性がある疾病に感染しているまたはその疑いのある作業者及び入場者は、事前に農場の責任者へ報告をしている。
- ②農場の責任者は、①に該当する者に対して、収穫及び農産物取扱いの工程への立入・従事を禁止または対策を講じた上で立入・従事を許可している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ②例えば、下記のような対策がある。
 - ・嘔吐、下痢、黄疸、発熱等の症状がある作業者については、感染症(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等)の疑いがあるため立入・従事を禁止する。
 - ・手指に化膿創がある場合には黄色ブドウ球菌による汚染リスクがあるため、重度の場合には農産物に接触する作業には従事させない。

【解説】2. 12. 2

作業者及び入場者の健康状態の把握と対策に関する項目です。

作業者及び入場者の衛生管理は、人由来の食品安全危害要因である、病原微生物や異物混入を防止するために重要です。衛生管理は、農場内部の作業者だけでなく、外部からの入場者(見学者、業者、監査員など)にもあてはまります。特に嘔吐・下痢・黄疸・発熱などの症状があった場合、農産物を通して消費者に疾病が感染する可能性があります。そのような事態を防ぐために事前に症状を申し出てもらう必要があります。

【参考帳票例】

体調確認表

作成日:

次のような症状がある時は、症状の番号を記載してください。

症状がない場合は○を記載してください。

症状: ①嘔吐 ②下痢 ③黄疸 ④発熱 ⑤手指に化膿創

年 月	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1日					
2日					
3日					
4日					
5日					

例えばこのような様式で確認する例があります。

共通

2 農産物の安全

基準項目 2. 12 衛生管理

管理すべきポイント

2. 12. 3 作業者及び入場者に対して衛生管理に関するルールを周知し、実施させているか。

【適合基準】2. 12. 3

下記の項目について衛生管理に関する必要なルールを決め、収穫及び農産物取扱いに従事する作業者及び入場者に周知し実施させている。ルールは文書化している。

- ①作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品及び所持品
- ②手洗いの手順、消毒、爪の手入れ
- ③喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動
- ④トイレの利用
- ⑤農産物への接触

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

①所持品には例えば、時計、メガネ、携帯電話、筆記用具、たばこ、ライター、財布、鍵、付爪・マニュキア、指輪、ピアス等がある。

収穫作業者には、例えば下記のルールを周知する。

- ・ボタンやファスナーの取れかけた作業着は着用しない。
 - ・携帯電話を携帯する場合は、落下防止処置をして携帯する。
 - ・たばこ、ライター、財布、鍵等を携帯する場合は、ファスナーのついたポケットに入れる。
 - ・定められた場所以外ではたばこを吸わない。
- ⑤例えば、生食する農産物を取り扱う場合は食品用手袋の必要性を検討する。

【解説】2. 12. 3

衛生管理について、作業者及び入場者のルールに関する項目です。

人由来の病原菌が農産物に付着することを防がなくてはなりません。

作業者・入場者の健康状態や、農場内各エリアの衛生管理の重要度の組み合わせに応じて作業者・入場者の衛生ルールを決めます。ルールには①～⑤の項目についての衛生管理に関する内容が含まれている必要があります。ルールを文書化し、作業者・入場者に周知し、実践させます。

共通

【参考帳票例】

収穫・調製のルールの掲示(例)

1 作業者の衛生

- 感染症に罹っている作業者は、農産物に直接触れる作業はしないようにしましょう。
- 作業前とトイレの後は、良く手を洗いましょう。
- ほ場でも清潔な水が使えるように、タンクやボトルで水を持ち運びましょう。
- 傷口はバンソウコウと手袋で覆い、傷口が作物に触れないようにしましょう。
- 手袋は、定期的に洗浄・交換して、清潔な状態で使用しましょう。
- 農薬や肥料などで汚れた衣服のままで収穫や調製作業をしないようにしましょう。
- 調製作業の時は、帽子やエプロンなどを着用し、清潔な衣服で作業をしましょう。
- タバコやアクセサリーなどの紛失しやすい小物は、身に付けないようにしましょう。
- 飲食や喫煙をしながら作業をするのはやめましょう。

2 器具・用具の衛生

- ハサミやナイフなどの用具は、定期的に洗浄・消毒し、清潔な状態で使用しましょう。
- 使用後は、決められた清潔な場所に保管しましょう。
- 農産物を入れるコンテナは、定期的に洗浄し破損がないことを確認しましょう。
- 動物の排泄物や土が付かないようにしましょう。

3 調製施設の衛生

- 作業場や選別機、洗浄器などの施設は、定期的に清掃して清潔に保ちましょう。
- 作業場の床は乾燥状態を保ち、病原菌類が増えないようにしましょう。
- 作業場で使用する清掃用品や潤滑油は、食品業界で使用が許可されているものを使用しましょう。
- 清掃用品や潤滑油は、農産物と接触しないような場所に保管しましょう。
- 作業場の窓や出入り口は、動物や虫が入らないようにしましょう。
- 選別で取り除かれた作物やゴミは、決められた場所にまとめ、定期的に清掃・消毒して清潔に保ちましょう。
- 農産物の保管場所は、農産物が傷まないように、温度と湿度を適切に保ちましょう。
- 温度計や湿度計は定期的に点検し、正しく作動するようにしましょう。

4 運搬時の衛生

- 収穫後の農産物は、日光・風雨にさらされないように、覆いをするか、すぐに適切な場所へ運びましょう。
- 農産物の運搬に使う車は、定期的に洗浄し、清潔な状態で使用しましょう。
- 農産物は、農薬や肥料など農産物を汚染する恐れのある物と一緒に運搬しないようにしましょう。

5 洗浄水の衛生

- 農産物の洗浄に使用する水は、飲用に適した水を使用しましょう。
- 洗浄水をろ過して繰り返し使用する場合は、配管や貯水設備を定期的に点検・清掃し、さびや細菌が発生しないようにしましょう。

6 訪問者・業者

- 農場の訪問者や輸送業者などにも、同様の衛生管理を求めましょう。



コラム：正しい手の洗い方

	時計や指輪などを外し、流水で汚れを簡単に洗い流す。		親指は、反対側の手でねじるようにして洗う。
	石けんをつけて十分に泡立てる。		手首も、反対側の手でねじるようにして洗う。蛇口を石けんで洗い流す。
	手のひらをあわせ良くこすった後、手のひらと手の甲をあわせ良くこする。		流水で石けんと汚れを十分洗い流す。
	両手を組むようにして、指の間を良く洗う。		最後にペーパータオル等で水気をふく。
	爪の間も十分に洗う。		手洗い完了！



[出典：農林水産省：

「生鮮野菜を衛生的に保つために—栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針—（試行第2版）」]

2 農産物の安全

基準項目 2. 12 衛生管理

管理すべきポイント

2. 12. 4 トイレ及び農産物取扱い施設の近くに手洗い設備が用意されているか。

【適合基準】2. 12. 4

手洗い設備は、トイレ及び農産物取扱い施設の近くに用意されている。手洗い設備は衛生的に管理され、衛生的な水（「管理すべきポイント」2. 3. 2参照）を使った手洗いができる流水設備と手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品がある。

【取組例・備考】

洗浄剤には例えば液体石けんがある。

【解説】2. 12. 4

手洗い設備に関する項目です。

手洗いは人由来の交差汚染防止のためにも重要です。

洗浄剤や手拭としてせっけん・タオルなどを常備します。せっけんを適切に保管できない環境の場合は液体洗剤を使う方が良いでしょう。湿ったタオルを使い続けると細菌が繁殖するのでこまめに交換するか、ペーパータオルなどを使う方法もあります。さらにアルコールなどで手指消毒を行うとなお良いでしょう。

管理すべきポイント

2. 12. 5 十分な数のトイレが作業場所の近くに確保され、衛生的に管理されているか。また、トイレの汚水等が圃場等を汚染しないようになっているか。

【適合基準】2. 12. 5

①作業員に対し十分な数のトイレが作業現場の近くにある。

②トイレは定期的に清掃されており、衛生的である。

③トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。

④トイレの汚物・汚水は適切に処理されており、圃場や施設、水路を汚染しないようにしている。

【解説】2. 12. 5

トイレの確保と衛生に関する項目です。

取組の例として、例えば、トイレを定期的に清掃します。清掃の頻度と清掃内容を決めて実施するなどの例があります。また、便器にひびが入っていたりすると衛生面、安全面で問題があるため、破損箇所を発見した場合は速やかに修理を依頼します。

トイレがくみ取り式の場合、くみ取り時に農産物に影響がないように行う必要があります。

トイレの確保については、農場所有でなく、公共のトイレなどでもかまいません。

共通

管理すべきポイント

2. 12. 6 喫煙・飲食をする場所は、農産物に影響がないように対策を講じているか。

【適合基準】2. 12. 6

喫煙・飲食をする場所は、農産物に影響がないように対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば、作業場所から隔離された場所で喫煙・飲食をする。作業場所と隔離されていないところで飲食する場合には、飲食後に清掃し、または必要に応じて殺菌をして農産物の衛生に影響がないようする。

【解説】2. 12. 6

喫煙・飲食をする場所に関する項目です。

喫煙・飲食の場所の指定や農場内の農産物に共通する工程の確認等により、異物混入やアレルゲンと農産物の交差汚染の防止対策をすることが必要です。

[参考]

■「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」

（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第 1 農林水産物の採取における衛生管理

食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。

- (1) じん埃、土壤又は汚水による汚染防止を図るほか、廃棄物、有毒物質等を適切に管理することにより、農薬、動物用医薬品、飼料、肥料、糞便等からの汚染を防止すること。
- (2) 食用として明らかに適さない物は、分別すること。
- (3) 廃棄物（排水を含む。）は、衛生上支障がない方法で処理すること。
- (4) 採取、保管及び輸送にあたっては、そ族、昆虫、化学物質、異物（人に悪影響を及ぼしうるガラス及び金属片等。以下同じ。）、微生物等による汚染防止を図ること。
- (5) 温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。
- (6) 施設は清掃及び適切な補修により清潔かつ適切に維持管理されていること。
- (7) 食用に供する農林水産物の取扱者の衛生管理が行われていること。
- (8) 洗浄等に使用する水は、微生物的及び化学的に用途に適した水を使用すること。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■厚生労働省ホームページ「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082847.html>

■野菜の衛生管理に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html

共通

3 環境への配慮

基準項目 3. 1 環境保全

管理すべきポイント

3. 1. 1 環境保全に対する方針を持ち、活動しているか。

【適合基準】3. 1. 1

農業が環境に与える影響及び環境が農業に与える影響の両面を認識した上で、地域社会の一員として、環境と生物多様性に対してどのように貢献できるかの方針を持って活動している。

【取組例・備考】

例えば、下記の活動がある。

- ・その地域の景観を守るために耕作放棄地を積極的に借り受けて耕作している。
- ・市町村の被害防止計画に基づき猪や鹿や猿等を駆除する活動や圃場に引き寄せない対策を実施している。
- ・鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を確認している。
- ・地域の清掃活動や草刈りに参加している。

【解説】3. 1. 1

環境保全に関する項目です。

農業を行う上で、農業が環境保全に与える影響を認識し、環境に負荷を与えるリスクを評価し、そのリスクを低減する対策等、環境保全・生物多様性に良い影響を与えるためにするべき活動を考えることが重要です。

取組例・備考欄の記載の他に、例えば、棚田の保全への協力、水田の生き物調査への参加、ビオトープの設置、地域の希少な在来品種の保存、地域の美化活動への参加などの取組もあります。

管理点1. 2. 1の農場運営の方針・目的に環境保全に関する項目を取り入れましょう。

鳥獣による農業等への被害が深刻な状況にあることから、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、国が定める基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進しています。同法においては、国及び地方公共団体は生物の多様性の確保等に留意することとされており、国・市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施することは生物の多様性の確保の点からも重要です。

基本指針においては生産段階の取組として、具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

(取組例)

- ・食品残渣の管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣等を引き寄せない取組の実施
- ・侵入防止柵の設置
- ・追い払い活動や追い上げ活動の実施

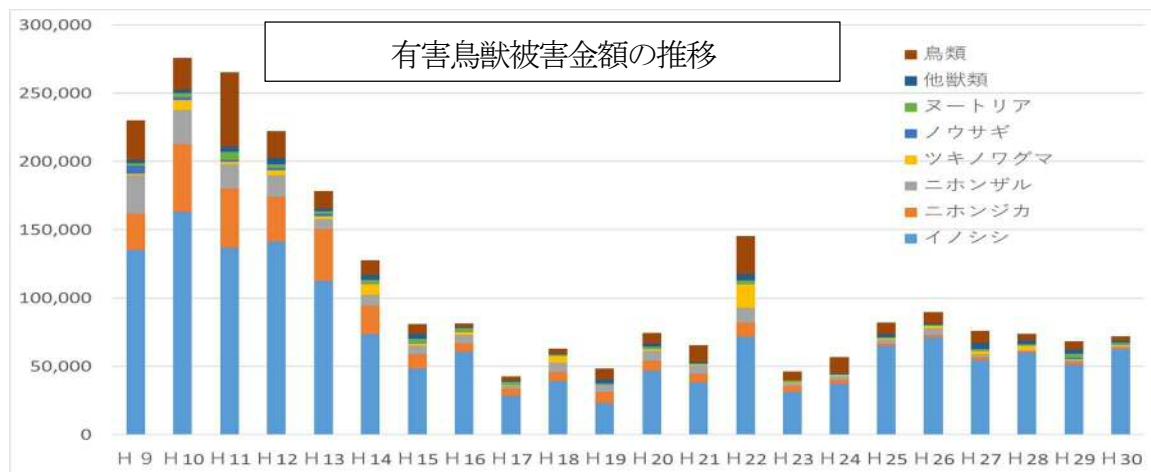
なお、鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護管理法等の関係法令を遵守することが必要です。

共通

(環境農業宣言について)

島根県では令和元年度まで、環境に配慮した農業の取組や独自の環境負荷軽減のための工夫、環境農業の普及のための取組について宣言する「環境農業宣言」を募集していました。令和元年度までにこの宣言を行い、実践を行っている場合は、この項目に該当する方針、活動にあたります。

【参考資料】※鳥獣被害の現状



[島根県農林水産総務課鳥獣対策室調べ]



写真1. イノシシによって踏み荒らされた被害



写真2. 崖畔の堀りおこし被害



写真3. 電気柵



写真4. 金網フェンス柵



写真5. ワイヤーメッシュ柵
[写真1～5は島根県中山間地域研究センターより提供]

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)

共通

3 環境への配慮

基準項目 3. 2 廃棄物の保管・処理

管理すべきポイント

3. 2. 1 生産過程で出るごみを減らす努力をしているか。

【適合基準】3. 2. 1

生産過程で出るごみを減らす努力をしている。ごみは分別して決められた場所に保管し、リサイクルできるごみはリサイクルしている。稲わら・麦わら・野菜くずなどの作物残さは堆肥として圃場に還元したり、家畜の飼料として利用するなどの工夫をしている。

【解説】3. 2. 1

生産過程で出るごみの削減努力に関する項目です。

具体的には、まず、生産過程で発生するごみを把握し、分類、具体名、保管場所及び処理方法を記載した廃棄物一覧表を作成します(管理すべきポイント3. 2. 3参照)。次に、ごみを減らす工夫を考え、一覧表に追記した上で実践します。

廃棄せざるを得ないごみは、リサイクルや処分方法を考慮の上きちんと分別し、保管場所を決めておきます。

作物残さは、ごみにするのではなく、土作りや堆肥資材等に仕向け、有機性資源として有効活用することが大切です。

作物残さ等の有機物のリサイクルの実施に関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例が示されています。

〔参考〕

■環境と調和のとれた農業生産活動規範(農林水産省)(抜粋)

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

■環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(農林水産省)(抜粋)

【具体的な取組例】

○稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く)

○使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。

共通

3 環境への配慮

基準項目 3. 2 廃棄物の保管・処理

管理すべきポイント

3. 2. 2 出荷・流通過程でごみを減らす努力をしているか。

【適合基準】3. 2. 2

出荷・流通過程でごみを減らす努力をしている。

【解説】3. 2. 2

出荷・流通過程で出るごみの削減努力に関する項目です。

3. 2. 1で作成した一覧表に出荷・流通過程で出るごみについても同様に、分類、具体名、保管場所、処理方法及びごみを減らす工夫を記載し、ごみ減量を実践します。

廃棄せざるを得ないごみは、リサイクルや処分方法を考慮の上きちんと分別し、保管場所を決めておきます。

管理すべきポイント

3. 2. 3 生産過程で出るごみは適切に処理しているか。

【適合基準】3. 2. 3

①農場及び農産物取扱い施設で発生する廃棄物を把握し、その保管方法と処理方法を文書化している。農産物、資材類、さらには環境を汚染しないように保管し、処理をしている。

②上記①の通り廃棄物を保管・処理している。

【取組例・備考】

廃棄物は下記のことを守って処理する。

- ・行政の指導に従う。
 - ・行政、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。
 - ・産業廃棄物の処理記録として「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」または農協等への「廃棄物処理の委任状」がある。
 - ・紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理する。
 - ・使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしない。
 - ・廃棄物の容器は内容物が漏れないようになっている。
 - ・圃場や施設へねずみや虫等を引き寄せない場所に廃棄物を保管している。
- 農薬の空容器は下記のことを守って保管する。
- ・空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。
 - ・容器内の農薬は使い切っている。
 - ・空容器は他の目的に使用しない。

【解説】3. 2. 3

廃棄物の保管・処理に関する項目です。

廃棄物を適切に保管・処理することは農産物の汚染、ネズミ等の有害生物の侵入及び害虫の発生を防ぐためにも重要です。

具体的な手順の一例として、3. 2. 1で作成した一覧を利用し、廃棄物を管理していきます。

特に農薬の空容器は、農薬成分の手指付着や流出により、他のものを汚染することを防ぐため、専用の廃棄容器を用意します。使い切った農薬の空容器の処理については、容器ラベル指示に従います。ラベルの指示がない場合は水で3回以上すすぎ、すすぐだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻します。

農業生産活動で発生するごみを廃棄する場合、プラスチックごみや金属類は産業廃棄物に該当し、紙ごみは事業系一般廃棄物に該当します。産業廃棄物は許可を有する業者に処理を委託します。事業系一般廃棄物は市町村の収集ルールに従います。

(取組例・備考欄の補足)

廃棄物の処理において守る内容として、取組例・備考欄に記載されたもののに他に、以下のようなことがあります。

廃棄物は以下のことを守って処理する。

- ・産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分する。
- ・廃棄物は区分・種類ごとや処分先ごとに分別し、飛散・流出・地下浸透・害虫発生・悪臭発生などが無いように保管する。
- ・産業廃棄物は許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託し、書面で契約を交わす。
- ・農協や地域協議会に回収・処理サービスがあればそれを利用し、廃棄物処理の委任状を作成する。
- ・事業系一般廃棄物は市町村の収集ルールに従い自分で排出するか、一般廃棄物処理業者へ処理を委託する。
- ・産業廃棄物を引き渡す際には産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する。
- ・その他、適正処理に関し、行政の助言・指導等に従う。

[参考]

循環型社会にむけて、まずは廃棄物を発生させない、できるだけ再利用することが大切です。それでも捨てる必要となった農業生産活動に伴う廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「法令」という)に基づき、自らの責任での適正な処理が義務付けられており、以下の対応が必要です。

農業生産活動に伴って発生した廃棄物については法令により、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物に分類されます。

産業廃棄物には廃プラスチック類、空き容器、空き袋、残農薬、農業機械等が該当し、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託します。

産業廃棄物処理業者の処理方法を確認し、リサイクルできる業者をなるべく選びましょう。

産業廃棄物の処理を業者に委託する場合は、書面で契約書を交わし、廃棄物を引き渡す際にマニフェストと呼ばれる産業廃棄物管理票を交付します。契約書とマニフェストには保存義

共通

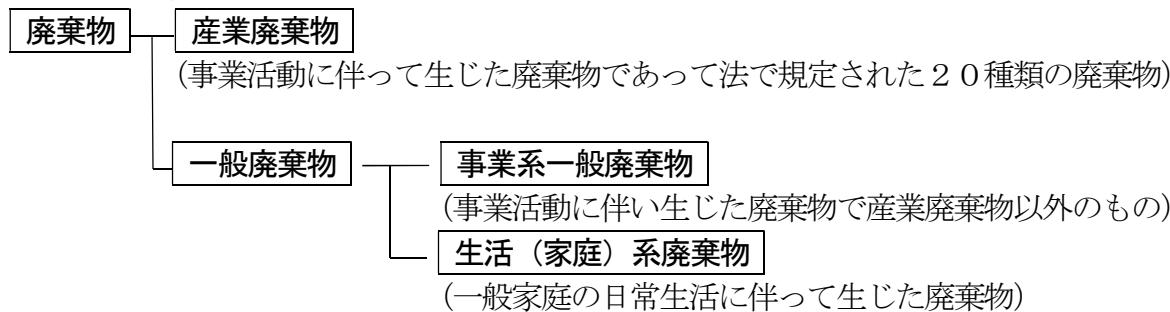
務があります。マニフェストを交付した場合は、翌年度6月末までに産業廃棄物管理票状況報告書を保健所に提出します。

事業系一般廃棄物は市町村の収集ルールに従って排出するか、一般廃棄物処理業者に処理を委託します。

農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却や不法投棄は法令で禁止されています。排出事業者の責任において、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託しましょう。

なお、農業用廃プラスチック類については、適正な処理を小規模な農業者が個々で実施することは困難なため、地域における組織的な回収(例えば農協によるもの)が実践されています。その回収を活用する場合は、委任状類を保管します。

■廃棄物の分類



注) 特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物は省略

■農業生産活動で発生する主な廃棄物の区分と種類

産業廃棄物 (法令で規定)	事業系一般廃棄物
○廃プラスチック類 農業用廃プラスチック類 (ビニールハウスやトンネル、マルチ等の被覆資材、ポリ容器、波板、育苗箱、肥料や農薬の空袋、容器等)	○紙くず 紙類、段ボール類
○金属くず 釘、針金、ビニペット、鉄管、機械部品、ハウスの廃資材 (鉄骨等) 等	○木くず 木材
○廃油 機械油	○作物残さ 摘葉、栽培終了後の株等
○ガラスくず 廃ガラス容器	
○農薬類 廃農薬 (期限切れ農薬等)	

【参考帳票例】

例えば、「空ぶかしを減らす」など
があります

廃棄物リスト

分類	廃棄物	処分方法	一時保管場所	減らす工夫
廃油	廃エンジンオイル	業者引き取り	機械倉庫	エンジンの負担を減らす使い方
廃プラスチック	マルチ	JA等の回収	資材置き場	使い回す
	ハウス被覆資材	JA等の回収	資材置き場	長持ちする資材を選ぶ
	肥料袋	JA等の回収	資材置き場	必要最低限の施肥
	農薬空容器	JA等の回収	農薬保管庫	IPMの検討
金属	燻蒸剤の空き缶	JA等の回収	農薬保管庫	IPMの検討
	ハウス・トンネルの骨	資源ごみ	資材置き場	リサイクル
	空き缶	資源ごみ	作業場ごみ箱	リサイクル
紙	粒剤の空き袋	JA等の回収	農薬保管庫	IPMの検討
	段ボール	資源ごみ	資材置き場	リサイクル
生ごみ	植物残渣	残渣捨て場	ハウス脇	圃場鍬こみ
	弁当かす	生ごみ	作業場ごみ箱	食べ残さない

「最小限の使用とする」こと
も大切です

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- 環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年3月農林水産省生産局通知)
- 島根県農畜産課ホームページ「農業用廃プラスチックの適正処理推進について」
https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/kankyo_suishin/haipura/

3 環境への配慮

基準項目 3. 3 省エネ対策

管理すべきポイント

3. 3. 1 温室効果ガス(CO₂)の発生抑制や省エネルギーに取り組んでいるか。

【適合基準】3. 3. 1

電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。

【取組例・備考】

例えば、CO₂の発生を抑制する方法として、作業工程を見直し、作業効率を上げる。自然エネルギーへ切り替える(太陽光発電、風力発電等)。エネルギー効率の高い器材・機械を選択する(例えばLED照明への変更)。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備により燃費を向上させる。不要な照明は消灯する。植物残渣や雑草などの野焼きをしないなどがある。

環境省のホームページでエネルギーごとの単位発熱量と排出係数が確認できるため、各エネルギーを二酸化炭素(CO₂)に換算して計算することで、自分の使用している電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギーがどれだけCO₂を発生させているか確認することが可能であり、省エネ対応の基礎資料となる。

【解説】3. 3. 1

温室効果ガス(CO₂)の発生抑制及び省エネルギーの努力に関する項目です。

農業に関する温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタンガス、亜酸化窒素があります。この項目では、環境保全の取組として、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の発生抑制に取り組みましょう。

具体的な手順の例として、例えば、農場内で使用しているエネルギーにどんなものがあるか確認し、使用量を伝票やメーターなどから把握します。使用量を前年や前月と比較し、想定より使用量が多い場合は削減方法を検討するなどがあります。

また、農作業を行う中で、省エネルギーにつながる取組を検討し、実践するなどもあります。取組例・備考欄に記載された例の他に、トラックなどのアイドリングストップ、こまめな消灯、ハウスの被覆の補修、冷蔵庫や暖房の温度設定の調整などもあります。

共通

【参考帳票例】

使用エネルギー一覧

分類	機械類	省エネルギーの工夫
ガソリン	軽トラック	アイドリングストップ
軽油	トラクター	アイドリングストップ、運行日程の調整による効率的な利用
	コンバイン	アイドリングストップ、運行日程の調整による効率的な利用
重油	ボイラー	ハウスの被覆を二重にする
		カーテンの隙間をなくす等施設の破損箇所の補修
		必要以上の加温を行わない等適切な温度管理
電気	予冷庫	使っていないときは電源を切る
		余計なものを入れない
	照明	使っていないときは電源を切る
	包装機械	作業工程の管理による効率的な機械の運転

月別使用量記録

年

使用量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ガソリン												
軽油												
重油												
電気												



[農機具の整備]



[張り紙]

[出典：NPO 法人 農業ビジョン研究所 「GAP 取組支援データベース」]

3 環境への配慮

基準項目 3. 4 生物多様性への配慮

管理すべきポイント

3. 4. 1 農場や農場周辺に生息する動植物を把握しているか。

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適合基準】3. 4. 1

- ①農場と農場周辺に生息する動植物を把握している。また、その中に希少野生動植物がいるか把握している。
- ②過去に存在していたが減少もしくは確認できなくなった動植物を把握している。
- ③①と②についてリスト化しており、把握した動植物の存在の増減を年1回以上確認して記録している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

①希少野生動植物については、国際自然保護連合(IUCN)がレッドリストを作成している。

日本の場合、環境省が「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」として示している。

②③例えば、外来種・在来種の増減といった観点で把握する。

【解説】3. 4. 1

生物多様性の認識に関する項目です。

生物多様性とは、生態系や地球に様々な種、多様な生き物が存在していることです。

地球上の生物は、私たち人間の生存基盤である生態系を構成するのに不可欠の要素で、生態系の中で深くかかわり合い、つながり合い、それぞれが大きな役割を果たしています。

人間の生活は多様な生物との密接なつながりによって成り立っており、まわりの生物がいなければ人間もまた生きていいくことはできません。そのため、生物多様性の確保は重要なことがらです。

生物多様性について考えるとき、まず、農場内、農場周辺にどのような野生動植物が生息しているか把握します。外来生物、希少野生生物の判別をして野生動植物のリストを作成します。

毎年リストを作成する中で、それぞれの動植物の増減を把握し、記録します。

増減の把握については、生息数などを細かく測定する必要はなく、増加した、減少した、などの程度で記録してください。

共通

【参考帳票例】

野生動植物リスト			作成日: 2018年7月1日		
動物	有害	↑カラス ↑イノシシ	↓スズメ	→ねずみ	
	有益	→ナナホシテントウ			
	希少	↓ホタル			
植物	有害	↓あざみ ↑セイタカアワダチソウ	↑ギシギシ		
	有益	→レンゲ			
	希少				

前年と比較して: ↑ 増加、↓ 減少、→横ばい

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■環境省「特定外来生物等一覧」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/index.html>

■環境省「生態系被害防止外来種リスト」

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list.html>

■島根県 自然環境課ホームページ 「しまねレッドデータブック」

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/yasei/red-data/>

3 環境への配慮

基準項目 3. 5 周辺環境への配慮及び地域社会との共生

管理すべきポイント

3. 5. 1 騒音、振動、悪臭等、周辺環境への影響に配慮しているか。

【適合基準】3. 5. 1

- ①農場や農産物取扱い施設の周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮している。
- ②農業用機械が圃場から公道に出なければならない場合には、通行人や車両の迷惑となるないように、周辺を十分確認している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、周辺に民家がある場合に早朝での機械操作による騒音に配慮している。悪臭が周辺の民家や圃場等に迷惑となる場合は必要な対策をとる。
- ②例えば、交通事故の危険性や機械に付着した泥の落下による迷惑等がある。

【解説】3. 5. 1

周辺環境への配慮に関する項目です。

農業経営を持続的に行うためには、周辺の方々の理解が必要です。周辺の方々や施設に迷惑をかけない方法を探しましょう。

まずは、農場の周辺環境などを確認し、過去にトラブルとなったことはないか、自治体や自治組織に相談が持ち込まれたりしていないかを把握するなどの取組例があります。

具体的な例としては、例えば、堆肥の悪臭が迷惑になっているようなら堆肥置き場の変更を検討する、などの例があります。

また、機械操作などで振動、騒音が発生して騒音トラブルなどがある場合、早朝を避けるなど周囲の民家に極力影響の少ない時間帯に作業ができないか検討します。

1. 1. 2で作成する周辺ほ場や住宅の状況などが記載された圃場地図などを活用して配慮、確認等が必要な場所をチェックし、トラブルを未然に防ぐための配慮・対策を行いましょう。

共通

3 環境への配慮

基準項目 3. 5 周辺環境への配慮及び地域社会との共生

管理すべきポイント

3. 5. 2 地域内の循環を考慮した農業を実践しているか。

【適合基準】3. 5. 2

- ①圃場に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用している。
- ②農場や農産物取扱い施設で発生した植物残渣を堆肥や飼料等として利用する場合、地域内で優先的に利用している。

【取組例・備考】

地域とは、自分の行動圏内、おおむね市町村の範囲を指す。

【解説】3. 5. 2

地域内の循環を考慮した農業の実践に関する項目です。

農業における有機物の循環は重要です。しかし、遠方からの有機物を投入するのではなく、地域内の有機物の循環を優先することを考えましょう。

例えば、堆肥を使用する場合は近隣の畜産農家の原料を優先的に使用する、もみがら、わらなどを使う場合、近隣生産者の原料を優先的に使用するなどが考えられます。

【参考】

島根県たい肥利用マップ(島根県農畜産課ホームページ内)

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/seisan/kankyo_suishin/katikuha_setubutu/taihi_map/

「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく特殊肥料生産業者届出者等で、掲載を希望された方から提供頂いた情報を掲載しています。



4 労働安全管理

基準項目 4. 1 危険作業の把握

管理すべきポイント

4. 1. 1 危険な場所や危険な作業に関するリスク評価を行い、事故やけがを防止する対策を講じているか。

【適合基準】4. 1. 1

①圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。

- | | |
|--|-------|
| 1)乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用
2)耕耘機の使用
3)草刈機(刈払い機)の斜面・法面での使用
4)脚立の使用 | } 青果物 |
| 1)乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用
2)コンバインの使用
3)草刈機(刈払い機)の斜面・法面での使用
4)耕耘機の使用 | } 穀物 |

- ②上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。
 ③圃場、倉庫、農産物取扱い施設及び作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。

※青果物と穀物で、必ず評価の対象とする作業の内容が一部異なります(適合基準①)。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①事故やけがは、転落、つまずき、挟まれ、巻き込まれ、切断、ぶつかり、引っかけ、ヤケド、中毒、酸欠、熱中症、蜂・蛇等の被害がある。
 対策には、例えば下記がある。
- 1)積み降ろしの角度が緩やかになるようにする。傾斜や段差を十分に把握して作業する。
 移動時等の左右ブレーキの連結。(※青果物・穀物共通)
 - 2)バック時には必ず振り返って後方確認、いきなり深く耕さない。(※穀物では4)
 - 2)詰まり除去時には回転を止める。(※穀物)
 - 3)斜面・法面での十分な足場の確保。(※青果物・穀物共通)
 - 4)安定した設置、天板に乗らない、開脚防止チェーンをかける、昇降時にものを持たない。(※青果物)

【解説】4.1.1

作業者の労働安全に関する項目です。

事業主や家族従事者、雇用している作業者が作業中に事故にあうと、経営に深刻な影響が生じます。大きな事故が発生すれば、農業経営を継続できなくなることもあります。

農場に労働者がいる場合、使用者(事業主)は労働者(「労働基準法第九条に規定する労働者」)に対して労働事故を防止する義務があります。「労働安全衛生法」は労働者のいない家族経営には適用されませんが、家族や作業者のために、安全を守る取組を行うことが必要です。

自分の農場で農作業を行う上で、どのような危険な場所や作業があるか把握し、リスク評価して対策を講じる必要があります。

リスク評価と対策にあたって、農林水産省の農作業安全のホームページや、農作業安全運動のパンフレットなどの情報も確認しましょう。

【作業安全からのリスク評価の手順】

圃場、作業道、倉庫・農産物取扱い施設及びその敷地等における、危険な場所と危険な作業についてリスクを検討し対策をとります。

(1) 手順1

管理すべきポイント1.1.2で作成した圃場と施設の地図、施設レイアウト図を活用してリスクを評価します。

※参考帳票 010102 圃場地図・圃場一覧
020101 施設レイアウト図

(2) 手順2

自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生した「ヒヤリハットの情報」を参考にリスクを評価します。

※事故が起きやすい作業や機械について、適合基準で必ずリスク評価を求めているものがあります。青果物と穀物で一部機械が異なります。

(3) 手順3

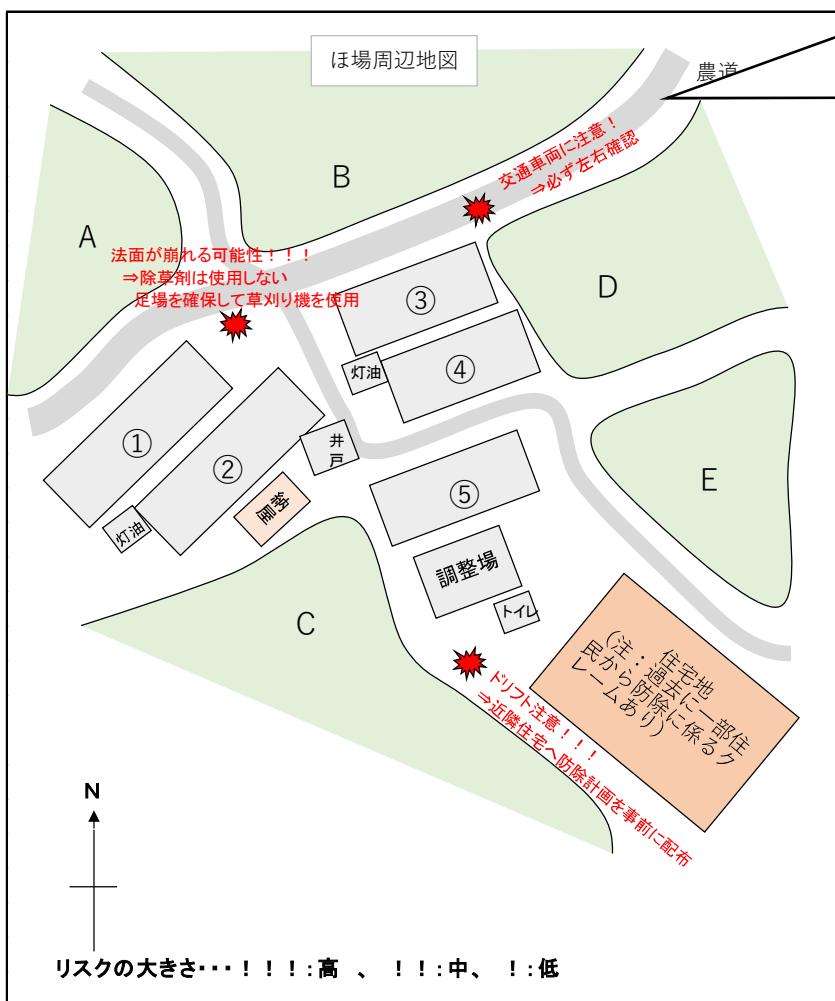
リスク評価に応じて、対策やルール・手順を決めます。

(4) 手順4

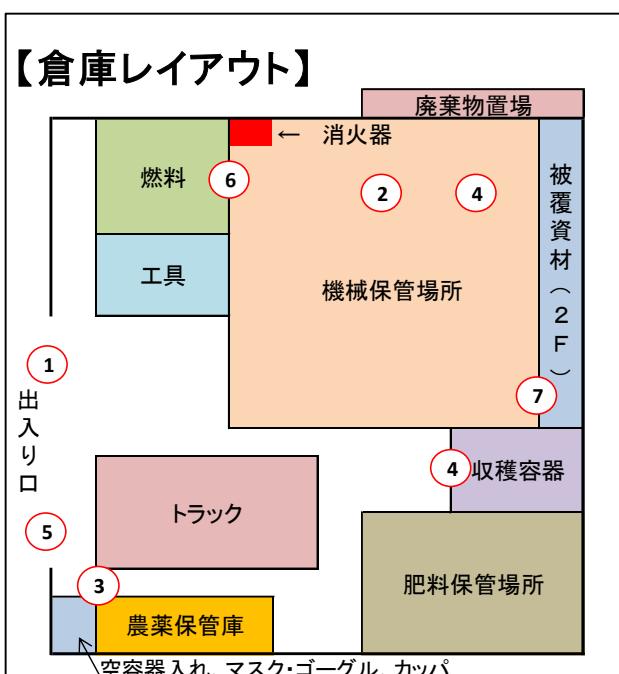
手順3で決めた対策・ルールや手順を農場内に周知したり、作業者に教育訓練します。

共通

【参考帳票例】



地図を活用して、管理すべきポイント 4.1.1(危険な場所や危険な作業に関するリスク評価)を行います。



考えられるリスク	程度	対策
①出入り口から鳥や猫が侵入することによる収穫容器や収穫機械への汚染	高	出入りの都度扉を閉める
②防除機械から収穫用機械への農薬汚染	高	隣り合わせに置かない
③農薬及び農薬関連の備品(カッパ等)・空容器と収穫容器、収穫機械との接触	低	このレイアウト通りに保管する
④収穫容器及び収穫機械への埃・昆虫等の付着	低	カバーをかけて保管
⑤粉、人参と農薬・肥料・燃料等の汚染物質との交差汚染	高	倉庫には粉、人参は一切入れない
⑥ガソリンの不適切な保管による火災	高	火気厳禁、地面に置く
⑦ハシゴからの落下による怪我	高	設置面の確保、フックで固定

この例では倉庫レイアウト図に番号をつけて考えられるリスクと対策を別表にまとめています。⑦が作業安全に関する内容です。

共通

【参考帳票例】

労働安全リスク評価表

○危険な作業

使用機械・器具	作業	危害	リスク評価	対策
かん水用ポンプ	かん水用ポンプの操作	ポンプのベルトへの衣服の巻き込み	高	袖口のボタンを留めれるか絞れる衣服を着用する。ポンプのベルトにカバーを設置する。
乗用トラクター	路上走行	片側ブレーキのみ踏み込むことによる転倒、転落	高	安全フレーム装着 作業時以外は左右のブレーキペダルを連結する。
	傾斜地や段差での使用	転倒事故	中	安全フレーム装着 極力低速で走行する。
刈払機	草刈作業、斜面・法面での使用	刈刃によるケガ	高	足場を確保して草刈機を使用 長袖・長ズボン・防護具の着用 機械の調整・修理時はエンジンを切る

(注) 管理すべきポイント4.1.1の適合基準に記載された作業は、必ず評価の対象とすること。

○場所

場所	危害	リスク評価	対策
圃場地図①(法面)	草刈り作業時の転倒・法面崩壊(刈り刃によるケガ)	高	足場を確保して草刈機を使用 長袖・長ズボン・防護具の着用
圃場地図② (水稻No1、No2の間の段差)	転倒	低	にんじん畑側から入る
倉庫レイアウト⑦(はしご)	落下によるけが	高	設置面の確保、フックで固定

農場のルール違反・ヒヤリハット 調査票

調査責任者 ○野○男 調査日 2010年8月1日

情報提供者 ○山△彦 内容 ルール違反・ヒヤリハット

いつ 2010年7月30日午前中

誰が ○山△彦

どこで ハウス内

何をしたのか／何があったのか

灌水用ポンプのベルトに袖が巻き込まれそうになった。

問題点の考察

袖のボタンをちゃんとしていなかった。
ベルトがむき出し

このような様式を使って農場内のヒヤリハットの情報をまとめ、リスク評価や見直しに役立てることができます。

問題解決の考察

袖口はきちんとボタンを留めるか絞れる服にする。
ポンプのベルトにはカバーをつける

改善の結果

ポンプのベルトにはカバーが付き、安心して作業できるようになった。
服装もきちんとするようになり他の作業での危険性も減ったと思う。

共通

【参考画像】



[出典：NPO 法人 農業ビジョン研究所「GAP 取組支援データベース」]



(危険箇所を警告する表示)

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 農林水産省ホームページ「農作業安全のための指針」（H14 年 3 月農林水産省通知 H30 年 1 月一部改正 通知）
<https://www.maff.go.jp/j/kokujituti/tuti/t0000931.html>
- 農林水産省ホームページ「農作業安全対策」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

4 労働安全管理

基準項目 4. 1 危険作業の把握

管理すべきポイント

4. 1. 2 危険な作業を実施する作業者は、安全のための教育・訓練を受けているか。

【適合基準】4. 1. 2

「管理すべきポイント」4. 1. 1で明確にした危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。

- ①安全のための充分な教育・訓練を受けた者である。(「管理すべきポイント」1. 4. 7参照)
- ②法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格または講習を修了している者、もしくはその者の監督下で作業を実施している。(「管理すべきポイント」1. 4. 8 参照)
- ③酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者、必要な資格を取得していない者ではない。
- ④高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。
- ⑤安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

⑤例えば、高所作業の際のヘルメット、草刈り機を使用する際のフェイスガード着用等がある。

【解説】4. 1. 2

危険な作業に従事する作業者に関する項目です。

4. 1. 1で危険な作業を明確にしています。その作業を実施する作業者が安全に働く仕組みを作りましょう。

作業の責任者は、4. 1. 1で定めた労働安全に関する対策・ルール・手順を作業者に周知・教育訓練する必要があります。

共通

4 労働安全管理

基準項目 4. 2 事故発生時の対応

管理すべきポイント

4. 2. 1 事故や緊急事態の対応はすべての作業者に明確に理解されているか。緊急時の手順は表示されているか。

【適合基準】4. 2. 1

労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業者全員に周知されている。

【解説】4. 2. 1

事故発生時の対応に関する項目です。

事故を未然に防ぐ対策は重要ですが、万が一事故が起った場合の対応を考えておく必要があります。前もって対応手順を決めておくことであわてずに対処できます。

例えば、労働事故発生時の対応手順書や連絡網を作成し、作業場やハウスなどに掲示したり、作業者のミーティング時に対応手順を再確認するなどの取組例があります。

管理すべきポイント

4. 2. 2 作業者が事故にあった場合に対処する設備があるか。

【適合基準】4. 2. 2

労働事故発生に備えて、清潔な水及び救急箱がすぐに使えるようになっている。救急箱の中身は、危険な場所や危険な作業に関するリスク（「管理すべきポイント」4. 1. 1）への対応に必要なものを用意している。

【取組例・備考】

救急箱の中身は、例えば、包帯、消毒液、絆創膏、虫刺され用薬品がある。

【解説】4. 2. 2

事故への備えに関する項目です。

4. 1. 1で検討した危険な場所や作業に関するリスクへの対応に必要な応急手当用品を用意しましょう。

共通

【参考帳票例】

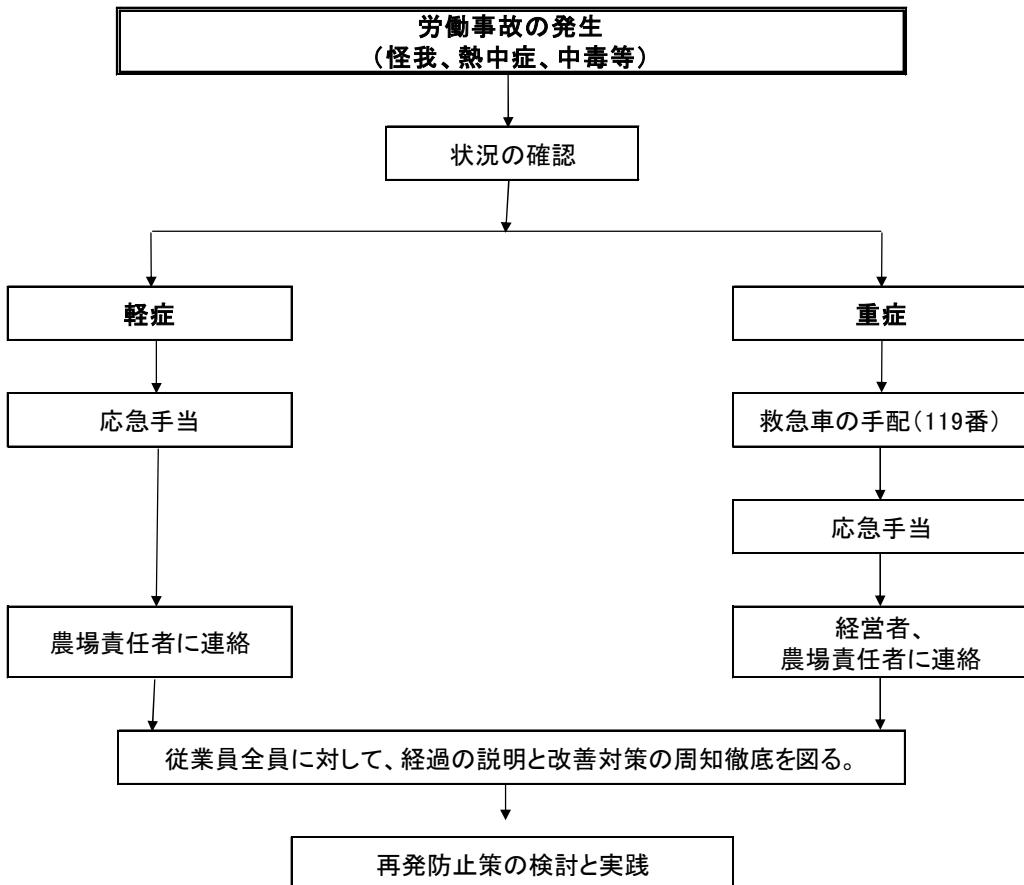
【労働事故発生時の対応手順】

作成日: 2016年11月

農場名: _____

経営者: _____

農場責任者: _____



緊急連絡先一覧

経営者: 000-0000-0000

近隣の病院: 00-0000-0000

農場責任者: 000-0000-0000

警察: 00-0000-0000

農薬中毒センター: 00-0000-0000



[救急箱・消毒薬などの事例]

■一般的な救急箱の中身			
□体温計	□ハサミ	□ピンセット	□毛抜き
□ガーゼ付き絆創膏	□綿棒	□絆創膏	□包帯
□三角巾	□油紙	□綿球	□ガーゼ
□脱脂綿			
□外用薬			
□消毒用アルコール	□オキシドール	□イソジン液	
□目薬	□湿布薬	□軟膏	
□内服薬			
□総合感冒薬	□解熱薬		
□酔い止め薬	□胃薬	□整腸薬	

共通

4 労働安全管理

基準項目 4. 3 保険の加入

管理すべきポイント

4. 3. 1 労災保険への加入義務がある場合、労災保険に加入しているか。

【適合基準】4. 3. 1

法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場がその保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加入している。

【取組例・備考】

「労働者災害補償保険法」では、農業において主たる条件は下記となっている。

- ・法人と常時雇用5人以上の労働者を使用する個人事業者は強制加入、常時雇用5人未満の労働者を使用する個人事業者の場合は任意加入
- ・外国人技能実習生は1人から適用またはそれに類するものに加入しなければならない。

【解説】4. 3. 1

労働災害に関する備えとして、労災保険の強制加入の条件に相当する場合の対応に関する項目です。対象となる場合は、労災保険に加入していることがわかる書類などを確認できるようにしておきましょう。

管理すべきポイント

4. 3. 2 労災保険への加入義務がない場合、労働災害への補償対策を講じているか。

【努力項目】

【適合基準】4. 3. 2

- ①労働者が労働災害にあった場合の補償対策ができている（法令による労災保険加入義務がある場合（「管理すべきポイント」4. 3. 1）を除く）。
- ②経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策ができている。

【取組例・備考】

労災保険の任意加入制度や特別加入制度を利用する、または民間の傷害保険等に加入する。

「労働者災害補償保険法」では、特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者は「労災保険特別加入団体」を通じて特別加入が可能である。また、中小事業主は「労働保険事務組合」を通じて特別加入可能である。

なお、経営者が特別加入了の場合や労働者の過半数が希望する場合には常時雇用5人未満の個人事業者であっても「管理すべきポイント」4. 3. 1の強制加入の対象となる。

【解説】4.3.2

労働災害に関する備えとして、補償の対策について、労災保険の強制加入の条件に相当しない場合の対応に関する項目です。

労働災害が発生した際、自費での負担には限界があります。事故のあった作業者に充分な補償ができるよう、補償対策を講じましょう。

任意保険などに加入していることがわかる書類などを確認できるようにしておきましょう。

【参考資料】

必見！ 農業者の皆さん 労災保険の特別加入をご存じですか!!



ここに注目！

労災保険は、本赤、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保健会員を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のものと特別加入という形で任意加入できます。

療養・休業給付から遣族給付まで手厚い補償があります！

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ出荷作業、出荷作業後に行われる販売作業も対象になりました！

MAFF 農林水産省 厚生労働省

こんな方が対象になります！

特別加入制度は、以下のA～Cのいずれかに該当する方が対象となります。

A

特定農作業従事者の方



一定の経営規模以上の方が加入できます！

B

指定農業機械作業従事者の方



機械の指定はあります
が、経営規模にかかわらず加入できます！

C

中小事業主の方



法人の代表者や役員
でも加入できます！

A 特定農作業従事者とは

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、年間の農業生産物総販売額が500万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であり、次に示す農作業に従事している方。

① トランクター等の農業機械を使用する作業 ② 2メートル以上の高所での作業 ③ サイロ、むら等の餓欠危険のある作業 ④ 農業散布（畜牛・畜馬）に接觸する作業

B 指定農業機械作業従事者とは

自営農業者（兼業農家を含む）の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

① 動力耕転機その他の農業用トラクタ ② 動力深耕機 ③ 自走式田植機 ④ 自走式除草用耕機 ⑤ 自走式動力刈取機、自走式收获用機械 ⑥ トラック、自走式連続用耕機 ⑦ 駆動脱穀機や駆動式刈穫機などの走行式又は操縦式機械 ⑧ 無人航空機

C 中小事業主とは

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族（妻・夫の場合は代表者以外の役員）の方、及び「年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方」で、以下の条件を満たしている方。

① 就用する労働者について労働保険関係が成立していること。 ② 労働保険の手帳類を労災保険事務組合に委託していること。

注：A、B、Cは重複して加入することはできませんので、どれか一つを選択して加入することになります。

ところで...
みなさんが雇っているパートやアルバイト等の方々も労災保険に加入できます。
・常時5人以上雇っている場合または法人の場合は強制加入です。
・常時5人未満の場合は任意加入ですが、農業者本人が特別加入している場合やアルバイトやパート等の方の過半数が希望する場合は強制加入になります。

[出典：農林水産省ホームページ 農業者のための労災保険の特別加入制度]

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/rosai.html

「必見！ 農業者の皆さん労災保険の特別加入をご存じですか！！」より抜粋

「労災保険 農業者のための特別加入制度のしおり」

156

共通

4 労働安全管理

基準項目 4. 4 機械等の適正な利用

管理すべきポイント

4. 4. 1 機械・設備及び運搬車両をリスト化し、適切に点検・整備・清掃・保管しているか。

【適合基準】4. 4. 1

- ①保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。
- ②機械・設備及び運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃を実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。
- ③機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①機械・設備は、圃場、倉庫、農産物取扱い施設で使用するものを始め、電気、ガス、重油、圧縮空気、貯水槽等の関連設備・機器を含む。
- ②例えば、農薬散布の前に農薬散布機のノズル、ホース、タンク及び接合部のチェックを行い、正確に散布できることを確認している。年1回以上トラクターの整備を整備工場に依頼している。
- ③例えば、農薬散布機と出荷用トラックは同じ場所に置かない。アタッチメントの昇降部を下げ、キーを抜いて保管している。

【解説】4. 4. 1

機械・設備及び運搬車両の点検・整備・清掃・保管に関する項目です。

農作業に使用する機械・設備類が故障・破損などしていると予定どおりに作業ができず、作業計画に影響したり、労働事故の発生要因になることもあります。

日頃から機械・設備類を点検・整備し、適切に使えるようにしておく必要があります。

また、定期的に必要なメンテナンスの実施や、更新を計画的にできるよう機械台帳、点検整備記録などを作成し、保管しておきましょう。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■「農作業安全のための指針」(H14年3月農林水産省通知 H30年1月一部改正 通知)

<https://www.maff.go.jp/j/kokujituti/tuti/t0000931.html>

共通

【参考帳票例】

機械台帳

農家No. : 25

農家名 : 畑 太郎

様式 : 2015.03.01

*使用していない機械は記載しなくてよい。 *機械に機械Noを表示しておくこと。 *異常・修理あった場合は「作業日誌」へ内容記録
※外部へ点検・修理出した場合には伝票を保管のこと

機械No.	機械名	製造メカ	燃料の種類	定期点検実施者	定期点検時期	定期点検の実施日			機械の購入 廃棄の履歴等
						2019年	2020年	2021年	
1	動噴	丸山製作所	軽油	JA	2月上旬	2/10	2/10		
2	動噴	丸山製作所	軽油	JA	2月上旬	2/10	2/10		
3	ブームスプレイヤー	共立		**商会	3月上旬	3/30	3/30		
4	背負噴霧機	丸山製作所	混合ガソリン	本人	2月上旬	2/10	2/10		
5	肥料撒布機	カワサキ機工	ガソリン	本人	12~1月	1/15	1/15		
6	肥料撒布機	カワサキ機工	ガソリン	本人	12~1月	1/15	1/15		
7	トラクター	ヤンマー	軽油	**商会	3月下旬	3/25			2019.10.20廃棄

整備記録表

氏名: ○村○彦 2016年

* 農作業機械、秤量器を整備点検、修理したら記録を残しましょう。

日付	機械・秤量器	機械No.	実施内容
3月1日	トラクター		1 オイル交換
4月1日	収穫機		2 バッテリー交換
7月6日	背負い動噴		5 ホース交換

この例では機械台帳と整備記録を別にしています。

農機台帳及び点検整備記録

氏名	記入日				備考
No.	機械名 (型式・規格・メーカー名)	識別番号	保管場所	使用用途	
1	実施日	実施内容および部品名称		別紙明細	作業者 (委託業者名)
				有・無	

この例では機械台帳と整備記録を一つの様式にまとめています。

共通

4 労働安全管理

基準項目 4. 4 機械等の適正な利用

管理すべきポイント

4. 4. 2 検査機器・測定機器・選別装置及びその標準品（テストピース等）を定期的に点検しているか。

【適合基準】4. 4. 2

商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器やその標準品（テストピース等）を一覧表に書き出し、それらが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。

【取組例・備考】

管理する対象には、例えば、秤及び標準品（テストピースや標準物質）等がある。

商取引用の秤のように法令で定められている機器については、法定検査・点検を実施する。

【解説】4. 4. 2

検査機器・測定機器・選別装置及びその標準品の管理に関する項目です。

商品検査、選別、計量及び工程の検証に使用する機器などは正確に計量・測定できなければなりません。

そのため、定期的な校正、点検、適切な設置・保管などが必要になります。

取引や証明に使用する秤については、計量法により2年に一度定期検査が義務づけられています。販売時に重量を表示する場合は定期検査に出す必要があります。共同選果で農協等が重量確認する場合は、生産者段階での秤は定期検査を受ける必要はありません。

※測定機器などの一覧表、点検などの記録を作成し、保管しておきましょう。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■計量法（平成4年度法律第51号）

共通

4 労働安全管理

基準項目 4. 4 機械等の適正な利用

管理すべきポイント

4. 4. 3 収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材を定期的に点検しているか。

【適合基準】4. 4. 3

- ①収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する包装資材、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器が劣化・損傷・汚染されていないか定期的に点検している。
- ②点検の結果、不具合を発見した場合には、修理・洗浄・交換等の対策を講じている。
- ③複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用・誤表記を防ぐ工夫をしている。

【解説】4. 4. 3

収穫や農産物取扱いに使用する容器・備品・包装資材の管理に関する項目です。

農産物に使用する包装資材、容器類が汚染されると農産物の衛生に影響します。また、包装資材・容器類が破損していると、農産物への異物混入の原因にもなります。日頃から包装資材・容器類は適切に点検・修理したり衛生的な保管・取扱いが必要です。

例えば、収穫工程・農産物取扱い工程のリスク評価に合わせて使用する包装資材・収穫関連容器・備品・農産物保管容器をリスト化し点検・洗浄の頻度や修理・交換の手順を定める、使用前点検で不具合の有無を確認するなどの取組が考えられます。

包装資材の誤使用・誤表記を防ぐためには、例えば包装資材の保管方法を決め、混ざらないよう整理しておく、などの取組が考えられます。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- 農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理に関する情報」
https://www.maff.go.jp/j/syounan/nouan/kome/k_yasai/index.html
- 農林水産省「生鮮野菜を衛生的に保つために—栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針—(第 2 版(試行版))」

4 労働安全管理

基準項目 4. 4 機械等の適正な利用

管理すべきポイント

4. 4. 4 掃除道具及び洗浄剤・消毒剤は適切に保管しているか。

【適合基準】 4. 4. 4

- ① 収穫工程及び農産物取扱い工程で使用する機械・設備、収穫関連容器・備品及び農産物保管容器を掃除する掃除道具は他の掃除道具と分けて使用して保管している。
- ② 掃除道具の劣化・損傷等により農産物が汚染されないように、掃除道具を定期的に点検して必要に応じて交換している。
- ③ 掃除道具は、使用後、所定の場所に衛生的に保管されている。
- ④ 掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、食品安全上問題のないものを使用しており、所定の場所に安全に保管されている。

【解説】 4. 4. 4

掃除道具及び洗浄剤・消毒剤の管理に関する項目です。

農薬に使用した掃除道具を収穫工程や農産物取扱い工程で使用したりすると、農産物に農薬成分が付着する可能性があります。農産物安全の確保の視点から、掃除道具を衛生的に取扱い、保管しましょう。

例えば、どの程度劣化したら交換するか修理・交換のルールを定める、保管場所は農産物を運んだり作業する動線から離れた場所にする、などの取組が考えられます。

4 労働安全管理

基準項目 4. 4 機械等の適正な利用

管理すべきポイント

4. 4. 5 機械油は食品安全に影響がないよう使用しているか。

【適合基準】4. 4. 5

収穫工程及び農産物取扱い工程で農産物と接触する可能性のある機械可動部へ注油する場合は食品安全に影響がないように対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば、食品機械用の潤滑油を使用している。FDA(米国食品医薬品局)の NSFH-1 規格(食品に偶発的に接触する可能性がある箇所に使用できる潤滑剤)、または ISO21469(食品機械用潤滑剤の製造に関する衛生要求事項を規定した国際規格)の認証等を確認する。

【解説】4. 4. 5

機械油の使用に関する項目です。

機械油は化学的危険要因になる可能性があります。農産物の汚染を防ぐために農産物と接觸する可能性のある機械可動部に注油する潤滑油は食品機械用の潤滑油を使用します。

共通

4 労働安全管理

基準項目 4. 4 機械等の適正な利用

管理すべきポイント

4. 4. 6 機械・設備を安全に使用しているか。

【適合基準】4. 4. 6

- ①機械・設備の使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用している。
- ②安全性を損なう改造を実施していない。
- ③購入時には機械・設備の安全性の評価を行っている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、取扱説明書や機械に書かれている注意事項通りに使用する。新たな機械を購入した場合には購入業者から操作方法等について十分な説明を受けてから使用する。取扱説明書は紛失しないよう適切に保管する。
- ②例えば、整備効率を重視して、本来あるべき安全カバーを外すことがないようにする。
- ③例えば、購入時に安全性検査合格証、型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。
(型式検査は、平成30年4月1日に廃止された「農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)」に基づき行われていたもので、法の廃止後は依頼に基づいて農研機構が実施する任意の検査(「安全性検査」等)が行われている。新たに安全性検査に合格したものは安全性検査合格証が発行されている。)

【解説】4. 4. 6

機械・設備の安全な使用に関する項目です。

安全な作業を行うために機械・設備の使用にあたっては、定期的に点検・整備するだけではなく、正しい使い方をする必要があります。正しい使い方をするために、取扱説明書を保管し、必要なときに確認できるようにしておきます。

また、安全性を損なうような無理な改造を避け、新たに機械・設備を購入する場合は安全なものをお選びます。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農林水産省ホームページ「農作業安全のための指針」(H14年3月農林水産省通知 H30年1月一部改正 通知)

https://www.maff.go.jp/j/kokuj_tuti/tuti/t0000931.html

4 労働安全管理

基準項目 4. 5 燃料の適切な保管

管理すべきポイント

4. 5. 1 適切に燃料を保管しているか。

【適合基準】4. 5. 1

- ①燃料の保管場所は火気厳禁となっている。
- ②燃料の保管場所には危険物表示がされている。
- ③燃料の保管は、内容物に適した容器を用いている。ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。
- ④燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。
- ⑤燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ③例えばガソリンは、金属製携行缶、軽油は軽油用ポリ缶や金属製携行缶で保管する。ガソリンは揺れにより静電気を蓄積しやすいため、例えば、地面に接しておく。保管容器を取り扱う前に地面に触れて人体の静電気を逃がしている。
- ④少量危険物(指定数量の1/5以上指定数量未満)を保管する場合には10型ABC消火器を設置するよう火災予防条例で定められている場合が多い。
- ⑤例えば、バルブのある機械設備は使用していない時にはバルブを閉じる。バルブのない機械(草刈り機等)は長期間使用しないときは燃料を抜いておく。また、燃料タンクには法令に基づき防油堤の設置をし、防油堤内の雨水を抜いた後はバルブを閉める。

【解説】4. 5. 1

燃料の適切な保管に関する項目です。

燃料を適切に保管管理していないと火災につながりかねません。燃料の保管場所では火気厳禁とし、内容物にあつた保管容器を使用し、消火設備の用意、燃料もれへの対処などが必要になります。

基準書の取組例・備考欄に記載のあるものその他に、下記のような取組例もあります。

【その他の取組例】

- ①燃料は火気のない場所で保管している。

燃料のそばで機械や工具の使用を避けている。

燃料が保管されている近くで喫煙しない、火を使わない。

- ②「燃料保管場所」「火気厳禁」等の表示がある。

共通

【その他の取組例】

- ③ガソリンは金属製容器(ガソリン携行缶)、軽油は軽油用ポリタンク、ガソリン携行缶(軽油とわかるようにしておく)、灯油は灯油用ポリタンク、ホームタンク等に保管している。
ドラム缶で保管する場合は、試験確認証あるもの。
⑤保管容器が劣化していない。ふたを閉めている。
ノズル、灯油用ポンプ等をさしたままにしていない。
倒れやすい状態で保管していない。
周囲に不必要的可燃物を置いていない。
こぼれた際にふき取るウエスなどを用意している。
こぼれた際にすぐ拭き取るなどのルール・取組があるなど。
⑥その他、内容物に適した保管容器で保管していること。

〔参考：燃料保管〕(R元年10月 食の安全推進室まとめ)

消防法では、火災の発生や拡大の危険が大きい物質、消火が困難な物質を危険物として規制しています。多量に保管する際には許可や届け出が必要な場合があります。

1 【消防法 第9条の4第2項】

2 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準(第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準を除く。)は、市町村条例で定める。

〈危険物の指定数量と届出が必要な数量(抜粋)〉

品名(代表的なもの)	指定数量	少量危険物貯蔵取り扱い届出が必要 (指定数量の1/5以上)
ガソリン	200ℓ	40ℓ以上 2000ℓ未満
軽油	1000ℓ	200ℓ以上 1000ℓ未満
灯油	1000ℓ	200ℓ以上 1000ℓ未満
重油	2000ℓ	400ℓ以上 2000ℓ未満
エンジンオイル	6000ℓ	1200ℓ以上 6000ℓ未満

□指定数量とは、消防法による危険物の品目ごとに定められた数量で、指定数量の1/5以上を保管する場合は消防署への届出が義務づけられています

□2品名以上の危険物を同一の場所で貯蔵する場合は合算します

例:ガソリン 20ℓ、灯油 100ℓを貯蔵している場合の指定数量の計算

$$\begin{aligned} \text{ガソリン } 20\ell \div \text{指定数量}(200\ell) &= 0.1 \\ \text{灯油 } 100\ell \div \text{指定数量}(1,000\ell) &= 0.1 \end{aligned} \quad \left. \right] \quad 0.2 \quad \boxed{\text{指定数量の } 1/5 \text{ 以上}} \\ \text{なので、届出が必要} \end{math>$$

2 【県内市町村(広域連合)の火災予防条例】

□指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

第 30 条 法第 9 条の 4 の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

〈消防長又は消防署長の判断による基準の特例〉

第 34 条の 3 この章(第 30 条、第 31 条の 7 及び第 32 条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び 数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるととき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとときにおいては、適用しない。

3 条例と生産工程管理基準

火災予防条例	上位基準[4.5.1]
みだりに火気を使用しないこと。	①燃料の保管場所は火気厳禁となっている。
常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。	[2.12.1] 整理整頓し清潔な農場を維持しているか
危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。	⑤燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。
その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。	③燃料の保管は、内容物に適した容器を用いている。ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。

共通

火災予防条例	上位基準[4.5.1]
みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。	
地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。	[4.1.1]危険な場所や危険な作業に関するリスク評価を行い、事故やけがを防止する対策を講じているか。 ②燃料の保管場所には危険物表示がされている。※1
	④燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。※2

※1 危険物表示、※2 消火設備・消火器の設置は、指定数量の 1/5 以上指定数量未満の場合に条例で求められますが、GAP基準として指定数量の 1/5 未満の場合も対応が必要です。

燃料の貯蔵が指定数量の 1/5 以上指定数量未満の場合には、条例(第 31 条の4第2項(10))に基づき、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置(防油堤等)が求められます。美味しまね認証の基準においても、消防法や条例の規定に基づいた設置を求めています(指定数量の 1/5 未満の場合には防油堤の設置を必須とはしません)。

【参考画像】

【×】



(燃料の垂れ流し)

【×】



(燃料のそばに農機具を放置)

【○】



(適切な容器)

[出典：NPO 法人 農業ナビゲーション研究所 「GAP 取組支援データベース」]

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■消防法(平成 23 年法律第 186 号)

■農林水産省ホームページ「農作業安全のための指針」(H14 年 3 月農林水産省通知 H30 年 1 月一部改正 通知)

https://www.maff.go.jp/j/kokuj_tuti/tuti/t0000931.html

4 労働安全管理

基準項目 4. 6 服装及び保護具の着用等

管理すべきポイント

4. 6. 1 農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用しているか。

【適合基準】4. 6. 1

- ①農薬使用にあたり、作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な防除衣・防除具を着用している。
 ②マスクについては、使用回数・期間の指定がある場合にはそれに従っている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、ラベルの指示通りのマスクであることを販売店に確認してから購入している。

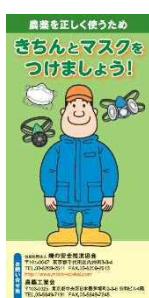
【解説】4. 6. 1

防除衣・防除具の着用に関する項目です。

農薬散布液を吸引したり、皮膚に付着したりすると健康被害が発生する可能性もあります。労働安全の視点から、適切な装備を選び、着用して農薬を使用しましょう。

【参考資料】

**農薬を正しく使うため
きちんとマスクをつけましょう!**



作業の際は、適切なマスクをきちんと着用しましょう。

計量・調製時および散布時は、マスクを着用しましょう。

マークがある場合は、散布時に右図①の農薬用マスクまたは、②の防護マスクを必ず着用してください。また、安全使用上の注意事項に「防護マスク着用」と記載されている際は、③の防護マスクを必ず着用してください。

マークがある場合は、右図④の吸収缶付き防護マスクを必ず着用してください。



ラベルに記載の“安全使用上の注意”をよく確認しましょう！

キチンとくん
農薬を二人の人に運ぶ、とっても重要な、家業のためにも農薬には気をつがつている。

マスクの種類

農薬用マスク(粉剤・液剤用)	ろ過体でできている使い捨てマスクです。
①農薬用マスク	汚れたり、壊れた場合は、直ちに交換の目安 新しいものと交換してください。
②防護マスク(粉剤・液剤用)	ろ過材が交換できるマスクです。 ろ過材は定期的に(シーベン毎)に交換しましょう。また、ガスマスク時に感覚が感じにくくなる前に、必ず交換してください。
③防護マスク(土壌くん用)	ガス用の吸収缶付きマスクです。 ガスマスクの際にも着用しましょう。
④吸収缶付き防護マスク(土壌くん用)	農薬をは「使用期限」を超える前に(毎回)に交換しましょう。また、ガスマスクを感じづらくなったら、必ず交換してください。

マスク着用上の注意

- しみひもの長さや位置、強さを調整し、マスクが顔に密着しているかどうかを確認してください。
- ②・③の防護マスクを着用する際は、吸気口を手で塞ぎ、鼻を吸った際の間から空気が入らないかどうかを確認してください。
- 性能の高いマスクを選択しても、マスクと顔面との密着が悪いと充分な効果を示しません。使用にあたっては、マスクの面体が安定して握りやすいかを確認してください。
- 静電フィルターなどを使用したマスクは、洗濯により捕集性能が低下する場合があるので、各路柄に記載されている使用上の注意等をご確認してください。

農薬用マスクの正しいつけ方

- 鼻あてを曲げて鼻の形に合わせます。
- 面体をあごに包むようにして、先に下のひもを首にかけてから上のひもを頭上後部へつけます。
- 両手で鼻あてを鼻に密着するように押します。

防護マスクの正しいつけ方

- しみひもの一方を首にかけ、面体をあごの部分から口部へ押します。
- 面体を頭部につけてましましめひもを後頭部へかけてください。
- 面体を正しい位置へ合わせからしみひもの位置、じめたを調節します。

マスク選びのポイント

農薬散布用のマスクには、「国家検定合格品」「厚生労働省」を記したことを推奨します。合格品には、右記のような検定マークがついています。



市販のマスクには、「農薬用防護マスク研究会」が作成した左のようなマークが付けられているものがあります。購入時の参考にしてください。

※土壌くん用で使用する、有機ガス用の「吸収缶付き防護マスク」の着用も同様に検査を行いましょう。

農薬工業会リーフレット『リーフレットのタイトル（きちんとマスクをつけましょう！）』より引用

(<https://www.jcpa.or.jp/labobooks/>)

共通

4 労働安全管理

基準項目 4. 6 服装及び保護具の着用等

管理すべきポイント

4. 6. 2 再利用する防除衣及び防除具は使用後に洗浄しているか。

【適合基準】 4. 6. 2

- ①農薬使用後は、防除衣・防除具による交差汚染を防いでいる。
- ②再利用する防除衣及び防除具は使用後に洗浄している。
- ③防除衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。
- ④ゴム長靴は靴底までしっかりと洗っている。
- ⑤破れたり痛んだりした防除衣やマスクの汚れたフィルターは新しく替えている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、農薬散布作業後は収穫作業をしない。他の作業をする場合は着替えや手洗いの後に他の作業に入る。

【解説】 4. 6. 2

防除衣・防除具の洗浄に関する項目です。

農産物への農薬成分の交差汚染が起こると、農産物の安全性に影響します。このようなことを防ぐために、農薬使用後の防除衣・防除具を洗浄する必要があります。農薬散布後に他の作業を行う場合の交差汚染への配慮も必要です。

【参考】

■「農作業安全のための指針」(平成14年3月農林水産省通知 H30年1月一部改正通知)(抜粋)

第5 燃料、農薬等の管理に関する事項 2 農薬

(3)調製時、散布前

ア 防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

(5)散布作業後

ウ 保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておくこと。また、使い捨てマスクの使用は1回とすること。

農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うこと。

共通

4 労働安全管理

基準項目 4. 6 服装及び保護具の着用等

管理すべきポイント

4. 6. 3 防除衣・防除具を農薬及び農産物と接触しないように保管しているか。

【適合基準】4. 6. 3

防除衣・防除具を農薬及び農産物と接触しないように保管している。また、乾かしてから保管している。

【取組例・備考】

例えば、防除衣と防除具を農薬保管庫に保管していない。

解説】4. 6. 3

防除衣・防除具の保管に関する項目です。

防除衣・防除具を農薬のすぐそばに保管すると、防除衣などの洗浄後でも、再度農薬が付着しかねません。また、洗浄することでリスクはかなり軽減されていると考えられますが、農産物の近くに保管すると、農産物に農薬が付着する可能性もあります。特に洗浄してぬれたままの防除衣・防除具を農産物の近くに置くと、垂れた水から農薬成分が農産物に付着するかもしれません。

このようなことを考慮し、保管場所を決めましょう。

保管場所の考え方の例として、農産物取扱い施設でない場所にする、防除衣・防除具を乾かす場所は水が垂れても大丈夫な場所、風による飛沫が農産物にかかるない場所を選ぶ、などがあります。

【参考画像】



[防護服の保管]

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■ 「農作業安全のための指針」(H14年3月農林水産省通知 H30年1月一部改正通知)

https://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000931.html

■ 農薬工業会ホームページ 「農薬をご使用になる方へ」

<https://www.jcpa.or.jp/user/>

5 人権・福祉と労務管理

基準項目 5. 1 労働者の人権・福祉と労務管理

管理すべきポイント

5. 1. 1 労働者名簿を作成し、保管しているか。外国人労働者の採用にあたっては在留許可を確認しているか。年少者の雇用は法令を遵守しているか。

【適合基準】5. 1. 1

- ①労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇い入れの年月日が記載されている。個人情報は守秘義務を遵守して管理している。
- ②外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。
- ③児童労働を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。(児童とは満15歳の3月31日までの者、年少者とは18歳未満の者をいう。)

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

* 同居の親族のみで運営されている場合(家族経営)、該当外となる。その他の場合は、使用者(経営者)と作業者との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかということを主なポイントとして労働者に相当するかを判断する。季節的な短期雇用者も労働者となる。

- ①労働基準法により労働者名簿に記載すべき事項は下記のとおりである。
 - ・氏名
 - ・生年月日
 - ・履歴
 - ・性別
 - ・住所
 - ・従事する業務の種類(労働者数30人未満の事業所の場合は不要)
 - ・雇い入れの年月日
 - ・退職の年月日及びその理由(解雇にあたってはその理由も含む)
 - ・死亡の年月日及びその理由
- ②外国人技能実習生も1年目から労働者となる。外国人労働者は、在留カード等により就労可能であることを確認してから労働者として採用する。

【解説】5. 1. 1

経営資源の中で人材はもっとも重要な要素です。基本的人権が守られていない農場では、食品安全事故や労働事故の発生確率が高くなる可能性があります。そのような環境では、生産性の向上も望めないでしょう。労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供する必要があります。

5. 1. 1は労働力の適切な確保に関する項目です。人を雇って作業をしてもらう場合、労働基準法など、守るべき法律があります。法令を遵守した適切な手段で労働力を調達し、労働条件を提示し、納得してもらった上で、その条件通りに働いてもらい、賃金を支払います。

「人権・福祉と労務管理」の項目は、労働者(「労働基準法第九条に規定する労働者」)がない場合は非該当ですが、作業者が「労働者」にあたるのか微妙な場合があります。労働者性の判断チェックシートを参考にしたり、不明な点は労働基準監督署や社会保険労務士に相談し、適切な雇用環境を整えましょう。

共通

技能実習生など、外国人労働者がある場合は、適切な対応を行うための環境整備等を実施する必要があります。

農場のルールの教育訓練の実施(「管理すべきポイント」1. 4. 7参照)

③作業者に外国人がいる場合には、その作業者が理解できる表現(言語・絵等)で教育訓練を実施している。

【参考資料】

労働者性の判断チェックリスト

2016.06.10

作業者が労働者にあたるかどうか不明な場合には、以下のチェックリストを利用してチェックし、総合的に判断して下さい。ポイントは使用従属性があるかどうかということです。

「使用されていること」(使用従属性)の判断基準	判断
1 仕事の依頼、業務指示に反対できない。 もともと親族関係にあった者や古くからの知人が好意で働いており、勤務状況について融通を付けてもらいやすい場合→「いいえ」。	はい · いいえ
2 業務上の指揮監督を受けている。 業務について、大きな内容を言われるだけで実際の仕事ではほとんど判断を任せられている場合→「いいえ」。	はい · いいえ
3 勤務場所、勤務時間などの拘束を受ける。 自らの都合に合わせて自由に出勤できる場合→「いいえ」。	はい · いいえ
4 自分の代わりに業務をさせられない。 場合によって他の誰かに仕事を変わってもらえることがある場合→「いいえ」	はい · いいえ
5 時間給等、報酬が労務の対価である。 早出・残業をした場合も報酬が変わらない場合→「いいえ」 報酬が労務の対価ではなく、手伝ってもらったお礼という性格が強い場合→「いいえ」	はい · いいえ

*「いいえ」の数が多いほど、「労働者性」は低く、「労働者」にはあたらず、労働基準法の適用を受けない可能性が高い。

チェックシートなどを参考に労働者性があるか考えます。
不明な点やわからぬときは労働基準監督署などに相談します。



上記を補足する判断基準として以下があります。(独立自営者の可能性あり)	判断
1 自分の機械・器具を持ち込んで使用している。	はい · いいえ
2 正社員と比べて高い報酬をもらっている。	はい · いいえ
3 他で働くことに制限はない。	はい · いいえ
4 その報酬が生計を立てる上で主たる収入ではない。	はい · いいえ

*「はい」の数が多いほど、「労働者性」は低く、「労働者」にはあたらず、労働基準法の適用を受けない可能性が高い。

労働者名簿		
フリガナ	性別	
氏名		
生年月日	年　月　日	
現住所		
雇入年月日	年　月　日	
業務の種類		
履歴		
解雇・退職 または死亡	年月日	年　月　日
	事由	
備考		

労働者名簿の様式例です。

労働条件の提示をしましょう

2. 書面等で明示しなければならない重要な労働条件とは

労働者を雇用する場合、使用者は労働者に対し重要な労働条件を書面等を交付することによって明示しなければなりません(労働基準法15条)。

書面で明示する方法は、具体的には、雇用契約書を作成するか労働条件通知書を交付することになります。雇用契約書を作成する場合は、労使双方で記名押印し一部ずつ持持するため、労働条件の透明性が高まり、誤解や不信感が生じにくくなります。

● 労働者とは

労働基準法では、労働者を「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われている者」(労働基準法9条)と定義しています。労働者であるかどうかは、①使用者(他人)の指揮監督を受けているか、②労働の対償として報酬が支払われているか、で判断し、パートタイマーやアルバイトなども含まれます。

● 労働者に必ず明示しなければならない労働条件

- ① 労働契約の期間(期間の定めがない場合は、「期間の定めなし」とする)
- ② 就業の場所および従事すべき業務
- ③ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制における就業時転換
- ④ 賃金に関する事項
(決定、計算、支払方法、締切、支払時期、昇給)
- ⑤ 退職(解雇の事由を含む)

雇用契約書	
労働条件通知書	
<p>主な内容</p> <p>1. 労働契約の期間 2. 就業の場所および従事すべき業務 3. 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制における就業時転換 4. 賃金に関する事項 5. 退職(解雇の事由を含む)</p>	
<p>主な内容</p> <p>1. 労働契約の期間 2. 就業の場所および従事すべき業務 3. 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制における就業時転換 4. 賃金に関する事項 5. 退職(解雇の事由を含む)</p>	

＜書面の例：雇用契約書及び労働条件通知書

出典：農林水産省ホームページ 「扱い手育成」

「農業版 やさしい労務管理の手引き～人材を確保するためには～」より一部抜粋

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/attach/pdf/index-52.pdf

5 人権・福祉と労務管理

基準項目 5. 1 労働者の人権・福祉と労務管理

管理すべきポイント

5. 1. 2 労働者に対して、精神又は身体の自由を不当に拘束することによって、労働者の意思に反した労働を強制していない。

【適合基準】5. 1. 2

下記のことが起きないように対策を実施している。

- ①人身売買、奴隸労働及び囚人労働を利用して労働力を確保すること。
- ②労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制すること。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、外国人労働者や障害者を雇用する場合には正規のルートを通じて採用する。
- ②例えば、内部告発制度を整備する。
- ①②例えば、人権の尊重と適切な労務管理を実践することを経営者自身が「管理すべきポイント」1. 2. 1方針・目的で宣言し農場内に周知し、「管理すべきポイント」1. 12. 2経営者による見直しで人権侵害がなかったかを振り返る。

【解説】5. 1. 2

強制労働の禁止に関する項目です。

劣悪な労働環境による作業者の待遇への不満は、意図的な食品事故などにつながりかねません。適切で働きやすい労働環境を整えましょう。

5 人権・福祉と労務管理

基準項目 5. 1 労働者の人権・福祉と労務管理

管理すべきポイント

5. 1. 3 労使間で、労働条件、労働環境等について意見交換されているか。労使協定、労働協約がある場合、それが守られているか。

【適合基準】5. 1. 3

- ①使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。
- ②使用者は、労働組合から団体交渉の申し入れがあった場合には、正当な理由なく拒んでいない。
- ③使用者と労働組合または労働者の代表者との間で締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

*労働者がいない場合は該当外

- ①例えば、休憩の取り方、作業場の照明の明るさ、有給休暇の取得、労働者のメンタルヘルスへの配慮等について話し合っている。
- ③外国人技能実習生を農業に従事させる場合や農産物取扱い施設での労働などで、8時間を超過する場合や、法定の休日(1週間に少なくとも1日、または4週間で4日以上の休日)が適用できない事業所においては、労使協定(36協定)を締結し労働基準監督署へ届出ことで、時間外労働・休日労働が可能となる。農業(栽培・収穫まで)のみの場合は、労働基準法第41条により時間外労働・休日労働に関する規制について適用除外のため36協定は必要ない。

【解説】5. 1. 3

使用者と労働者のコミュニケーションに関する項目です。

使用者と労働者がコミュニケーションをとり、労働条件、労働環境、労働安全などについて意見交換し、その記録を残しましょう。話し合う内容の例として、例えば休憩の取り方、作業場の明るさ、有給休暇の取得、労働者のメンタルヘルスへの配慮などが考えられます。

法定労働時間を超えて労働者を働かせる場合には、あらかじめ従業員の過半数代表者または労働組合との間に、「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません(労働基準法第36条)。この協定は労働基準法第36条に規定されていることから、「36協定(サブロック協定)」と呼ばれています。

時間外労働や休日出勤をしてもらうとき、労使協定(36協定)の締結が必要な事業所に当たるのか不明な場合は労働基準監督署に相談しましょう。

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規制された

共通

ため、36協定で定める必要がある事項が変わり、36協定届の様式が新しく策定されています。上限規制の中小企業への適用は2020年4月からです。新様式や記載例などは厚生労働省のホームページで確認できます。詳しくは、労働基準監督署などに相談しましょう。

【参考帳票例】

作成日 : 作成者 : 労使意見交換記録			
日にち			場所
出席者	使用者側		
	労働者側		
意見交換の種類		・労働条件　・労働環境　・労働安全　・その他（ ）	
意見交換の概要			

【参考資料】

労働時間・休憩時間・休日に関する基準

労働基準法では、農業・畜産・水産等の事業を除く、大半の産業に対して、以下のとおり労働時間等の最低基準を定めています。農業に関しては、労働時間・休憩・休日の規定が適用除外※となっていますが、優秀な人材を確保していくためにも、労働者が働きやすい環境を整えるよう努めることが重要です。

※ただし、農業従事者であっても深夜労働に対する割増賃金を支払うことが必要です。また、外国人技能実習生には適用除外となっている労働時間・休憩・休日の規定を準拠することとされています。

＜農業・畜産・水産業等以外に従事する労働者、外国人技能実習生（農業・畜産を含む）に適用される基準＞

○ 法定労働時間

1日8時間、週40時間を超えないこと（変形労働時間制を導入することもできます）。



○ 休憩

労働時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を労働時間の途中に与えること。

○ 法定期日

毎週1日以上または4週間を通じて4日以上の休日を与えること。

○ 時間外労働

法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えて労働させる場合（1ヶ月60時間以内）には25%以上、1ヶ月60時間を超えて時間外に労働させた場合には50%以上（中小企業については適用猶予のため25%以上※2023年4月より50%以上に引き上げ）、法定休日に労働させた場合は35%以上の率による割増賃金を支払うこと。また、時間外労働の上限については、法制化され2019年4月より原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。

なお、時間外労働をさせる場合は、労働組合又は労働者の過半数代表者と労使協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

最低賃金

賃金の最低額は、最低賃金法に基づき都道府県毎に定められています。最低賃金は、正社員だけでなく、パートや外国人技能実習生など、雇用の形態にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

**整備が義務付けられている重要書類**

労働者の労働時間などを管理するために、日頃から以下の書類を整備しておく必要があります。

- 労働者名簿（各労働者について、住所・従事する業務の種類・雇入年月日・退職年月日等を記載）
- 賃金台帳（労働日数・労働時間数等賃金計算の基礎となる事項、賃金の額等を記載）
- 出勤簿またはタイムカード（出・退勤の時刻を記載）
- 健康診断個人票

労働者名簿・賃金台帳の様式が掲載されておりますのでご参照ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>

共通

5 人権・福祉と労務管理

基準項目 5. 1 労働者の人権・福祉と労務管理

管理すべきポイント

5. 1. 4 雇用、昇進・昇給の決定は、人種、性別等によって差別されていないか。

【適合基準】5. 1. 4

雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。

【取組例・備考】

* 労働者がいない場合は該当外

例えば、同じ条件の業務について外国人労働者と国内の労働者で賃金に差がない。同じ条件の業務について男女で賃金に差がない。業務に関係のない医療検査(遺伝子検査等)は実施していない。

【解説】5. 1. 4

差別の禁止に関する項目です。

労働者や作業者がやりがいを持って気持ちよく働ける環境を提供するためには、人の多様性を理解し差別や偏見がない職場環境を作ることも必要です。人種・民族・国籍・宗教・性別を理由とした差別をしてはいけません。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

■厚生労働省ホームページ 「労働条件・職場環境に関するルール」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouseisaku/chushoukigyou/joken_kankyou_rule.html

■厚生労働省ホームページ 「働き方改革特設サイト 関連資料ダウンロード&リンク」パンフレット「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/download.html>

■農林水産省ホームページ 農業者向けパンフレット

「農業者・農業法人 労務管理のポイント」

<https://www.maff.go.jp/j/pr/annual/attach/pdf/nougyou-9.pdf>

■農林水産省ホームページ 「担い手育成」

農業版 やさしい労務管理の手引き

https://www.maff.go.jp/kobetu_ninaite/attach/pdf/index-52.pdf

穀物

1 経営全般

基準項目 1. 4 責任者及び教育訓練

管理すべきポイント

1. 4. 2. 2 大規模乾燥調製貯蔵施設では、施設の管理者とオペレータの責任分担が明確になっている。

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適合基準】 1. 4. 2. 2

①大規模乾燥調製貯蔵施設では、施設の管理者とオペレータの責任分担が明確になっている。

②施設の管理者は研修の実施等によるオペレータの資質向上に努めている。

【解説】 1. 4. 2. 2

大規模乾燥調製貯蔵施設の管理責任者に関する項目です。

大規模乾燥調製貯蔵施設がない場合は非該当です。

組織図で責任分担が確認できること、研修受講記録や責任者学習記録等で研修の実施などによるオペレータの資質向上に努めていることが確認できるようにします。

記録様式の例は共通項目1. 4責任者及び教育訓練の項を参考にしてください。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)

■厚生労働省ホームページ「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成 15 年度厚生労働省通知)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082847.html>

■農林水産省ホームページ「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成 5 年農林水産省通知)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti_other/pdf/ryui_ziko.pdf

■農林水産省ホームページ「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」(平成 23 年度農林水産省通知)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229_guide_linenhp.pdf

穀物

1 経営全般

基準項目 1. 7 生産計画

管理すべきポイント

1. 7. 1. 1 輪作する場合、栽培計画に圃場ごとの作付順序の項目を加えているか。

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適合基準】 1. 7. 1. 1

輪作する場合、栽培計画に圃場ごとの作付順序の項目を加えているか。

【解説】 1. 7. 1. 1

輪作の計画に関する項目です。

生産計画を事前に立てることにより、計画的な資源の手配が可能になります。

圃場の輪作体系を重視した複数年記載型など、目的に応じた様式を作成して記録しましょう。

穀物

1 経営全般

基準項目 1. 8 トレーサビリティ

管理すべきポイント

1. 8. 3. 1 調整を実施する場合、調整と収穫のつながりが分かる記録があるか。

【適合基準】 1. 8. 3. 1

調製を実施する場合、調製と収穫のつながりが分かる調製の記録がある。記録には、下記を含む。

- ①品名
- ②調製ロット
- ③調製日
- ④調製数量
- ⑤調製に使用した収穫ロット

【解説】 1. 8. 3. 1

調製記録に関する項目です。

調製を実施しない場合は非該当です。

調製記録などで①～⑤が確認できるようにします。調製を管理する単位(ロット)を定め、紐づけできる管理を決めて実践します。

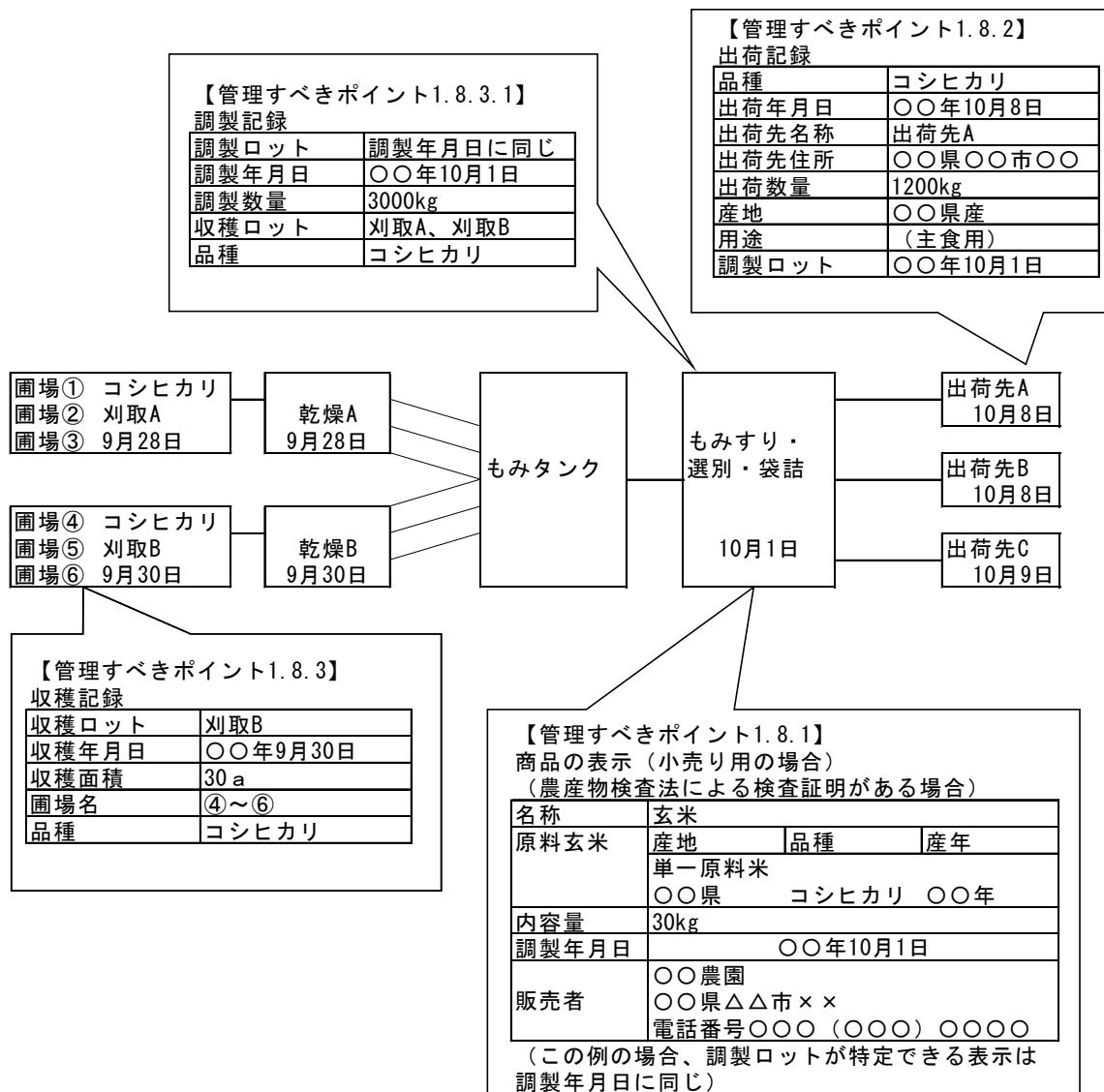
【参考帳票例】

調製記録表の例

年度	2016		
品目	こしひかり		
調製日	収穫ロット番号	調製数量(kg)	玄米調製ロット番号
9月28日	9026	1200	T9028
10月3日	1001	1000	T1002

穀物

トレーサビリティ記録の例（玄米の場合）



米トレーサビリティ法についてのお知らせ

※ 米トレーサビリティ法の目的

- 問題(食品として安全性を欠くものが流通する等)が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定できるよう、生産から販売(食事としての提供を含む。)までの各段階を通じ、米穀等(米・米加工品)の移動をわかるようにすることです。
- このため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引相手や消費者に伝達することを義務づけるものです。

お米(ふるい下米を含む)を販売(出荷)する場合

1 取引相手が米穀事業者の場合

※ 米穀事業者:JA、庭先集荷業者、直売所への販売委託、飲食店、弁当屋 等

産地の伝達が必要です。

- ・ 取引伝票(納品書、領収書等)や容器包装に記載することにより伝達して下さい。
- ・ 例えば、「島根県産」や「国内産」等の記載をして下さい。

取引等の記録の作成が必要です。(裏面記載例を参照)

- ・ 必要な記録事項は、①産地、②名称、③数量、④年月日、⑤取引相手、
⑥搬出入の場所(住所等)、⑦用途を限定して生産された米穀はその用途(飼料用、米粉用、種子用、輸出用、加工用、備蓄用等)です。
- ・ 取引伝票などに必要な事項が記載されていれば、それを保存しておくことで記録の作成に代えられます。

取引等の記録は3年間の保存が必要です。

2 取引相手が消費者の場合

産地の伝達が必要です。

- ・ 取引伝票や容器包装に記載することにより伝達して下さい。
- ・ 消費者へ無償で譲り渡す場合は、産地情報の伝達は不要です。

一般消費者に販売する場合は、食品表示法に基づく表示が必要です。



- 乾燥調製を委託した場合には、搬出入の記録の作成及び保存が必要です。
- 食用に適さないお米を廃棄した場合にも、記録の作成及び保存が必要です。
- ・ 必要な記録事項は、名称、数量、年月日、相手先、搬出入の場所(廃棄又は亡失(火災で焼失等)した場所)、用途を限定して生産された米穀はその用途 です。

自分で生産したお米を、外食店（レストラン、食堂、ラーメン店、うどん・そば店、寿司店、喫茶店など）や仕出料理店、お弁当店、JA、米穀店、宿泊施設（ホテル、旅館、民宿）などへ販売する時は、
⇒「米トレーサビリティ法」により、お米の「取引記録の作成・保存」及び「産地情報の伝達」を行う義務があります。



「取引記録の作成・保存」と「産地情報の伝達」の方法

面倒でも、お米を直接売るときには、納品書、領収書（証）など、お米を買ったことがわかる伝票を作ってください。

伝票には、①「産地」②「品名」③「数量」④「年月日」⑤「あて名」⑥「生産者ご自身の住所氏名」を必ず記載してください。

【納品書の例】

納 品 書				令和2年4月1日
食堂 おいしい店 様				
下記のとおり納品しました。				
松江市○×町100番地 島根 米三郎 印				
品 名	数 量	単 価	金 額 (税込)	
コシヒカリ	10	8,000	80,000	
(島根県産)				

【領収書の例】

領 収 書				令和2年4月1日
食堂 おいしい店 様				
¥ 80, 000. -				
但し、コシヒカリ(島根県産) 10袋 代金として				
松江市○×町100番地 島根 米三郎 印				

【注意していただくこと】

- ① 「記録の作成・保存」とは、納品書又は領収書を作成し、その(控)を保存しておくことです。(3年間)
 - ② 「産地情報の伝達」とは、生産した地名等を伝票や容器包装に記載して販売先に知らせることです。(「国内産」「島根県産」「松江市産」など)
 - ③ JAへ出荷される場合は、JAからの伝票を大切に保管してください。
- ※ この法律に違反すると、罰則(50万円以下の罰金)を受けることがあります。

【お問い合わせ先】

島根県農林水産部農畜産課 TEL:0852-22-5138
中国四国農政局島根県拠点 TEL:0852-24-7456

[出典：島根県ホームページ 「米トレーサビリティ法についてのお知らせ」]

穀物

2 農産物の安全

基準項目 2. 2 土壤の管理

管理すべきポイント

2. 2. 2. 1 水田代かき後の濁水流出防止の対策を実施しているか。

【適合基準】2. 2. 2. 1

水田代かき後の濁水流出防止の対策を実施している。

【取組例・備考】

例えば、浅水の状態での代かきの実施、あぜ塗りの実施などがある。

【解説】2. 2. 2. 1

水田代かき後の濁水流出防止の対策に関する項目です。

水田から代かき後の濁水が流出すると、作土層が失われるほか、下流域の濁りの原因になるとともに、土壤粒子とともに流出した肥料成分が富栄養化の一因となる場合があります。

水田からの濁水流出防止に関し、「地力増進基本方針」に取組例が示されています。

[参考]

■地力増進基本指針(平成20年10月16日農林水産省公表) (抜粋)

III その他地力の増進に関する重要事項

第1 環境保全型農業の推進

6 水田からの濁水の流出防止

浅水代かき及びあぜぬりの実施、あぜシートの利用、排水の反復利用等により、特に田植期における水田からの濁水の流出の防止に努める。

2 農産物の安全

基準項目 2. 4 種苗の安全性確保

管理すべきポイント

2. 4. 4 異種・異品種の混入や取り違いの防止対策を講じているか。

【適合基準】2. 4. 4

異種・異品種の混入や取り違いを予防する手順が定められ実行されている。麦の場合、そばの後作に麦を作付けていない。

【取組例・備考】

例えば、下記の取組みを行っている。

- ・複数品種の播種を行う際、播種機の清掃を行っている。
- ・品種ごとに育苗箱の色を変えて分別管理をしている。
- ・品種ごとに定植日を分けている。
- ・自家採種用の圃場で異種・変種を発見した場合はすぐに抜いている。

【解説】2. 4. 4

異種・異品種の混入や取り違いの防止に関する項目です。

これらの混入や取り違いを未然に防ぐ手順を定めて実行しましょう。

穀物

2 農産物の安全

基準項目 2. 9 農薬の適正利用

管理すべきポイント

2. 9. 1. 1 水田からの農薬流出を防止する対策を講じているか。

【適合基準】2. 9. 1. 1

水田からの農薬流出を防止する対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば下記の方法がある。

ラベルの止水に関する注意事項を確認し、止水期間を1週間程度とっている。畦畔等を整備し、漏水を防いでいる。降水量が多くなる恐れがある場合には、農薬の使用を中止している。

【解説】2. 9. 1. 1

水田からの農薬流出防止に関する項目です。

水田において農薬を使用するときは、水田からの農薬流出を防ぐための対策を講じる必要があります。対策の例は、取組例・備考欄を参考にします。

[参考]

■農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成15年農林水産省・環境省令第5号) (抜粋)

(農薬使用者の責務)

第1条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

五 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようすること。

六 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(水田における農薬の使用)

第7条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

穀物

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 3. 1 農産物取扱い工程を含む全生産工程において、麦のカビ毒を食品安全危害要因としているか。【麦専用項目】

【適合基準】 2. 11. 3. 1

麦については、カビ毒であるデオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)を食品安全危害要因として抽出している。このリスクを抑制する対策・ルール・手順は農産物取扱い工程だけでなく、生産工程全体にわたっている。

【取組例・備考】

例えば下記の対策を実行している。

1. 抵抗性品種の選択
2. 生育状況の把握
3. 適期での防除
4. 適切な農薬の選択
5. 適期での収穫
6. 作物残渣の適切な処理
7. 適切な乾燥調製の実施
8. カビ毒検査の実施

【解説】 2. 11. 3. 1

麦類のカビ毒汚染低減対策に関する項目です。

日本では、麦類の生育後期に降雨が多く、赤カビ病がまん延しやすいため、その病原菌が產生するカビ毒のデオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)汚染が起こる可能性があります。DON、NIVは加工や調理段階においても完全に除去することが難しく、生産段階においてその汚染を防止することが重要です。

リスク評価においてDON、NIVを食品安全危害要因として抽出し、カビ毒によるリスクを抑制するための対策・ルール・手順を生産工程全体にわたって作ります。

取組の例は取組例・備考欄を参考にしてください。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農林水産省ホームページ 「食品のかび毒に関する情報」

「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」

https://www.maff.go.jp/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/sisin_0812.pdf

穀物

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 8. 1 異品種や別用途品が混ざらないよう対策を講じているか。

【適合基準】2. 11. 8. 1

- ①品種を分けて販売する場合は、視覚的に見分けのつきにくい別品種の農産物が誤って混入しないように対策を講じている。
- ②特定用途の農産物に誤って他の用途の農産物が混入しないように対策を講じている。
- ③特定用途の農産物の販売等について、法令による取り決めがある場合はそれに従っている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①例えば、品種名の表示をして保管場所を分ける、品種ごとに作業日を分ける、品種の切替時にコンバインや乾燥機の清掃を徹底するなどがある。
- ②例えば、用途限定米穀・食用不適米穀を保管する場合は、用途ごとに別棟または別はいで保管し、用途があきらかとなるよう票せんにより掲示している。
- ③例えば、用途限定米穀を販売する場合は、包装または容器に用途を示す表示をつけ、その用途に確実に供すると認められる事業者に対してのみ販売している。
販売先との契約には、他の用途への転用の禁止、及び違約金その他の契約の履行を担保する措置を盛り込んでいる。
食用不適米穀は廃棄、非食用事業者へ直接譲渡、非食物資の加工・製造のいずれかの方法により処分する。

【解説】2. 11. 8. 1

異品種及び別用途品の混合防止に関する項目です。

異品種や別用途品の扱いがない場合は非該当です。

取組例・備考欄の例を参考に、農場にあった方法を考えます。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）
- 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 8. 2 農産物の水分含量を管理しているか。

【適合基準】2. 11. 8. 2

- ①農産物の水分含量が適切になるよう管理している。
- ②水分計を用いて穀粒水分を確認し、適切な水分含量になるよう取扱っている。

【解説】2. 11. 8. 2

農産物の水分含量の管理に関する項目です。

農産物の水分量が適切になるよう管理し、水分計を用いて穀粒水分を確認し、適切な水分含量になるように取扱います。

[参考]

■「「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」の策定について」

(平成23年度農林水産省通知) (抜粋)

II 米のカビ汚染防止のための管理

2. 米の収穫から出荷までの各工程における対策

(3) 貯蔵

ア 常温貯蔵

玄米の水分を15.0%以下(精米の場合は14.5%以下)に保つことができる建物では、常温で米を貯蔵することができますが、米を貯蔵している場合は、次の点に心がけましょう。

○日頃から貯蔵倉庫内を見回り、倉庫内に熱や湿気がこもらないよう、扉や窓を開けたり、換気扇をまわして、通風、換気しましょう。

○米の入った紙袋やフレコン袋は、通気を保つため、床の上にじかに置かず、パレットやスノコなどの上に置きましょう。

○定期的に貯蔵倉庫内の温度と湿度、米の穀温と水分を測定・記録し、異常がないか注意しましょう。

○外気温や湿度が高い早期栽培米の収穫時期や春先以降は、できるだけ米を低温で貯蔵しましょう。

○米をタンクやサイロで貯蔵している場合は、定期的に、米の表面やタンクなどの内壁が露でぬれていなかを点検しましょう。さらに、米を目で見たり、臭いをかいだりして、カビの有無を確かめましょう。

穀物

○米を紙袋やフレコン袋で貯蔵している場合は、定期的に袋の水ぬれ、汚れ、破れなどがないかを点検しましょう。さらに、米を目で見たり、臭いをかいだりして、カビの有無を確かめましょう。

○万が一、米にカビが生育していた場合には、その米を確実に他の米と分け、カビの汚染を広げないようにしましょう。

イ 低温貯蔵

低温貯蔵倉庫で穀温 15°C以下で貯蔵することにより、米の鮮度の低下（古米化）を抑えるだけでなく、カビや害虫の生育を抑えることができます。低温で貯蔵する際にも、次の点を心がけましょう。

○低温貯蔵倉庫で米を貯蔵する場合でも、空調機などの自動管理に頼らずに、自ら、温度や湿度など、倉庫内の状況を確かめましょう。

○常温貯蔵の時の取組を参考に、倉庫内の見回りや、清掃などを励行しましょう。

【参考帳票例】

穀粒水分記録

作業者							
乾燥開始日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
圃場名							
品種名							
乾燥前 水分率(%)							
設定(時間、温度等)							
乾燥後 水分率(%)							
備考							

穀物

3 環境への配慮

基準項目 3. 3 省エネ対策

管理すべきポイント

3. 3. 2 水田におけるメタンガス発生を抑制するための対策を講じているか。

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適合基準】 3. 3. 2

水田におけるメタンガス発生を抑制するための対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば下記の対策をとっている。

1. 稲わらは堆肥化後に水田還元している。
2. 無代かき栽培をしている。
3. 幼穂形成期前の中干処理をしている。
4. 幼穂形成期前及び出穂後の間断灌漑をしている。
5. 暗渠排水・心土破碎等の処理による透水性の改善をしている。
6. 含鉄資材の使用等により土壤の酸化容量を高めている。
7. 稲わらの秋すき込みをしている。

【解説】 3. 3. 2

温室効果ガス発生抑制の努力に関する項目です。

農業に関する温室効果ガスの一つとして、水田からのメタンガスの発生抑制対策に取り組みましょう。

メタンガスは土壤中の微生物活動により生成され、大気へと放出されます。水田土壤のような嫌気環境では、有機物の分解からメタン生成菌によりメタンが生成されます。

取組例・備考欄の例を参考にしてください。

穀物（精米専用）

1 経営全般

基準項目 1. 8 トレーサビリティ

管理すべきポイント

1. 8. 1. 1 精米の場合、原料玄米、精米年月日等が表示されているか。

【精米専用】

【適合基準】 1. 8. 1. 1

精米の場合、「管理すべきポイント」1. 8. 1に加え下記の項目の表示も行っている。

- ①原料玄米
- ②精米年月日
- ③販売業者等の氏名または名称、住所及び電話番号
- ④精米ロットが特定できる表示

【取組例・備考】

「玄米及び精米品質表示基準」に基づいた表示がされている。

【解説】 1. 8. 1. 1

精米への表示に関する項目です。

精米への表示で、1. 8. 1の適合基準①～⑤に加え、上記適合基準の①～④が確認できるようにします。

管理すべきポイント

1. 8. 2. 1 精米の場合、出荷先（搬出先）住所、産地等を記録しているか。

【精米専用】

【適合基準】 1. 8. 2. 1

精米の場合、「管理すべきポイント」1. 8. 2に加え下記の項目も記録している（一般消費者への販売をのぞく）。

- ①出荷先（搬出先）住所
- ②産地
- ③用途（用途限定米穀であると確定している場合）
- ④精米ロット

【解説】 1. 8. 2. 1

精米の出荷記録に関する項目です。

精米出荷記録等で、1. 8. 2の適合基準①～⑤に加え、上記適合基準の①～④が確認できるようにします。

穀物（精米専用）

1 経営全般

基準項目 1. 8 トレーサビリティ

管理すべきポイント

1. 8. 3. 2 精米の場合、精米年月日、精米数量等を記録しているか。

【精米専用】

【適合基準】 1. 8. 3. 2

精米の場合、「管理すべきポイント」1. 8. 3. 1に加え下記の項目も記録している。

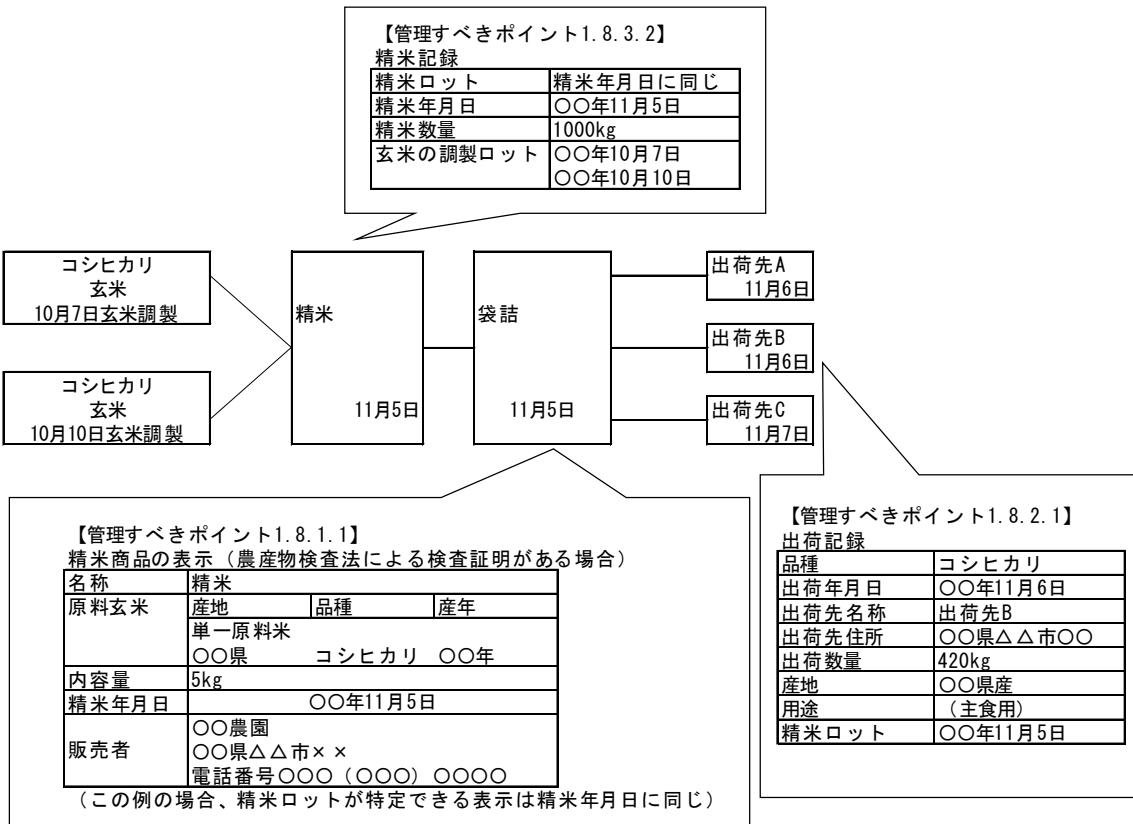
- ①精米ロット
- ②精米年月日
- ③精米数量(内容量ごとの包装数)
- ④使用した玄米の調製ロットと玄米数量

【解説】 1. 8. 3. 2

精米加工記録に関する項目です。

精米加工記録で、1. 8. 3. 1の適合基準①～⑤に加え、上記適合基準の①～④が確認できるようにします。

トレーサビリティ記録の例（精米の場合）



穀物（精米専用）

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 8. 3 精米エリアは、他の作業と区分されているか。【精米専用】

【適合基準】2. 11. 8. 3

精米工程において、どう精から精米の袋詰めをおこなう場所を精米エリアとし、他の作業と区分された場所としている。

精米エリアは他の場所からの異物の流入を防いでいる。

【取組例・備考】

例えば、虫が入らないような窓の管理をしている。

管理すべきポイント

2. 11. 8. 4 異物除去工程を設けているか。【精米専用】

【適合基準】2. 11. 8. 4

- ①磁性を帯びた金属、石、ガラスを除去できる工程を、商品の包装前に設けている。
- ②異物について、どの工程でどのような異物を除去できる可能性があるかを説明できる。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

②例えば、メーカーにメンテナンスを依頼している、説明書の点検方法を実施している等がある。

管理すべきポイント

2. 11. 8. 5 異物除去工程で検出された異物について、混入経路などを調査しているか。【精米専用】

【努力項目】

※「努力項目」認証には影響しませんが積極的に取り組むことが望まれる項目です。

【適合基準】2. 11. 8. 5

「管理すべきポイント」2. 11. 8. 4で検出された異物を集め、混入した異物・経路などを調査し、異物混入を防ぐ検討材料としている。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)

■厚生労働省ホームページ「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」(平成 15 年度厚生労働省通知)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082847.html>

青果物

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 2. 1 ため水洗浄及び再利用する水は衛生的か。

【適合基準】2. 3. 2. 1

- ①容器に水を貯めて農産物を洗浄する場合は、水を掛け流している。
- ②農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pH や消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。

【解説】2. 3. 2. 1

ため水洗浄及び再利用する水の衛生管理に関する項目です。

容器に水をためて農産物を洗浄することがない場合は非該当です。

掛け流しとは、水を貯めて農産物を洗浄する場合、常に新しい水を加え、あふれた水はそのまま排出することです。常に新しい水を加えているのではなく、洗った後の汚れた水を再利用する場合はろ過・洗浄する必要があります。

取組の例としては次のようなものがあります。

掛け流しで洗浄する場合は、水をためる容器の洗浄頻度を決めて洗浄する。

排水を循環させて再利用する場合は、ろ過・消毒・殺菌処理を行うなど、汚染防止対策をする。消毒剤の濃度やpH の値の点検や、ろ過をどの程度の頻度で行うか決め、濃度やpH の記録用紙を用意し、記録する。フィルターを使う場合、流量が極端に低下する前に交換する。

【参考帳票例】

水質点検表

日時	pH	消毒剤濃度	フィルター交換

青果物

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 2. 2 養液栽培の場合、培養液の汚染防止対策をとっているか。

【適合基準】2. 3. 2. 2

養液栽培の培養液が汚染されないように対策を講じている。

【取組例・備考】

例えば、下記の対策を講じている。

- ・水供給設備の保守管理、清掃
- ・培養液の頻繁な取り替え
- ・培養液を再利用する場合は微生物的、化学的汚染を低減するための処理
- ・養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱い(貯水タンクに蓋をする、作業者の手洗い等)
- ・栽培終了後など必要なときの洗浄、消毒
- ・水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認している。

【解説】2. 3. 2. 2

養液栽培の水の安全性に関する項目です。養液栽培の場合、いったん汚染が広がると作物に与える影響が大きくなります。汚染を未然に防ぎ、安定した生産を継続できるようにします。栽培工程のリスク評価・対策で培養液の汚染に関するリスク評価と対策が確認できるようにします。対策の実施状況が作業記録などで確認できるようにします。

具体的な取り組みの手順は次のようなものがあります。

水供給設備を定期的に清掃し、専門業者によるメンテナンスを実施する。専門業者に汚れやすい箇所などの注意点を確認し、日頃からチェックする。養液栽培資材・機材を衛生的に取扱い、保管する。保管方法、取扱いのルールを定め、周知する。栽培終了後は設備を洗浄する。水質の管理に日頃から十分気をつけ、必要に応じて水質検査を行い、大腸菌不検出であることを確認する。問題があった場合は上記の対策を再確認し、専門業者と対応を検討する。

水質検査は、リスク評価、対策の実施上で必要な場合に実施しましょう。



[養液資材の洗浄（定期的に実施）]

[出典：NPO法人 農業ビジョン研究所「GAP取組支援データベース」]

青果物

2 農産物の安全

基準項目 2. 3 水の利用及び廃水管理

管理すべきポイント

2. 3. 4. 1 培養液の排液の量や排液中の肥料分を削減する工夫をしているか。

【適合基準】 2. 3. 4. 1

養液栽培は、培養液の排液の量や排液中の肥料分を削減する工夫をしている。

【取組例・備考】

例えば、培養液管理を適切に行い極力排液しない工夫をしている。排液時にはできるだけ低濃度になるよう栽培中の作物に吸収させている。

【解説】 2. 3. 4. 1

培養液の排液管理に関する項目です。

培養液の排液が多かったり排液中の肥料分が残ったりしていると環境汚染につながる可能性があります。

循環式などの場合、培養液を頻繁に取り替えると排液による環境汚染につながる可能性があります。取り替えは培養液の衛生と環境保全のバランスを考えて行いましょう。洗浄や衛生的な取扱いを徹底する、養分を極力植物に吸わせてから排出するなどの対策を考えます。

青果物

2 農産物の安全

基準項目 2. 11 農産物の取扱い

管理すべきポイント

2. 11. 3. 1 収穫及び農産物取扱い工程におけるリスク評価において、りんご、梨におけるパツリン（かび毒）汚染、生食用野菜における病原性大腸菌汚染を食品安全危害要因として抽出しているか。

【適合基準】 2. 11. 3. 1

下記に該当する農産物・品目の場合は、下記の事項を必ず食品安全危害要因として抽出している。

- ①りんご、梨の収穫及び農産物取扱い工程におけるパツリン（かび毒）汚染
- ②生食用野菜の収穫及び農産物取扱い工程における病原性大腸菌汚染

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

- ①パツリンはカビ毒の一種であり、土に落下した果実への土の付着と傷口からの侵入が報告されているため、収穫時に注意が必要である。また、選果段階における腐敗果の選別の徹底、貯蔵中の温度管理に注意する。
- ②生食用野菜の場合、特に収穫後の堆肥との接触、不衛生な水、用便後の作業員の手洗い不足により汚染される可能性が高いため注意が必要である。

【解説】 2. 11. 3. 1

農産物特有の食品安全危害要因の抽出に関する項目です。

農産物取扱い工程のリスク評価において、りんご、梨の場合はパツリン汚染を食品安全危害要因として抽出し、リスク評価、対策・手順・ルールを作成します。

生食用野菜の場合は、病原性大腸菌汚染を食品安全危害要因として抽出し、リスク評価、対策・手順・ルールを作成します。

リスク評価・対策作りにあたっては、取組例・備考欄の情報を参考にしてください。

【取組事項に関する法令・指針・参考ホームページ等】

■農林水産省ホームページ「食品のかび毒に関する情報」

https://www.maff.go.jp/j/syousan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/index.html

青果物

3 環境への配慮

基準項目 3. 4 生物多様性への配慮

管理すべきポイント

3. 4. 2 外来生物を適切に管理しているか。

【適合基準】3. 4. 2

- ①農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さないような管理をしている。
- ②セイヨウオオマルハナバチの飼養は環境省の許可を得ている。

【取組例・備考】(①や②の数字は適合基準に対応した番号)

農業生産で使用する外来生物として例えば、導入天敵やマルハナバチがある。

①例えば、栽培施設のすべての開口部のネットでの被覆、使用後のハチの確実な殺処分の実施がある。

【解説】3. 4. 2

外来生物の管理に関する項目です。

外来生物とは、もともと日本にいなかった生物が、貿易などの人間の活動によって海外から入ってきた生物のことを指します。外来生物の中には従来の生態系を脅かすものもあり、生物多様性を損ねてしまいます。その外来生物の中でも特定外来生物は外来生物法によって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されています。

この特定外来生物は、下記のように規制されています。

- ・飼育、栽培、保管及び運搬の原則禁止
- ・輸入の原則禁止
- ・野外へ放つ、植える及びまくことの禁止

また、受粉に使うセイヨウオオマルハナバチはこの特定外来生物に指定されているため取り扱いには注意が必要です。

【参考資料】

外来生物法にもとづく飼養等の許可について

セイヨウオオマルハナバチの許可基準が 変わりました(2019年9月より適用)

※クロマルハナバチの利用が推奨される本州・四国・九州が対象です（奄美以南と島嶼部を除く）

▼ここが変わります

1. 許可の対象となる方が以下の方に限られます

- ①これまで許可を得て利用していた方が、継続して利用する場合
(許可の更新)
- ②これまで許可を得て利用していた方の親族等が、
土地や施設とともに利用を引き継ぐ場合

新たに利用を
始めることは
できません！

2. 規模拡大には、理由書等の添付が必要になります

これまでよりも飼養数（巣箱の数）を増やすことを希望する場合は、
飼養等許可更新時に
「飼養数を増やすなければならぬ理由」
「すぐにクロマルハナバチに転換ができない理由」
を記した理由書とクロマルハナバチへの転換に向けた計画書
の添付が必要になります。

3. 2022年4月からは、 規模拡大も認められなくなります

既存の許可の更新や引き継ぐ場合も飼養数の増加は認められません。
さらに、将来的には、許可の範囲がさらに限定される可能性がありますので、
クロマルハナバチへの計画的な転換をお願いします。

外来生物法について、ご不明の点は、管轄の環境省地方環境事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道地方環境事務所 011-299-1950
釧路自然環境事務所 0154-32-7500
東北地方環境事務所 022-722-2876

関東地方環境事務所 048-600-0817

中部地方環境事務所 052-955-2139
信越自然環境事務所 026-231-6573
近畿地方環境事務所 06-4792-0706

中国四国地方環境事務所 086-223-1561

四国事務所 087-811-7240
九州地方環境事務所 096-322-2413
沖縄奄美自然環境事務所 098-836-6400

2019年6月環境省

出典:環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/seiyou.html>

「セイヨウオオマルハナバチの許可基準変わりました(2019年9月より適用)」パンフレットより抜粋

美味しまねゴールド（青果物・穀物）参考帳票名一覧

管理すべき ポイント 及び 関連ポイント	参考帳票ファイル名・備考	作成・引用			手引き ページ
		島根県	日本GAP協会サンプル（帳票番号等改変）	日本GAP協会サンプルを一部改変	
1.1.1	010101 農場管理適用範囲.xlsx	○			2
1.1.1 1.1.2 2.1.1 2.8 2.11.1 3.5.1 4.1.1	010102 圃場地図・圃場一覧.xlsx (参考:圃場地図を活用して記載する内容) 1.1.1(圃場、倉庫、調製施設) 1.1.2(圃場、施設の周辺状況) 2.1.1(圃場、倉庫の交差汚染のリスク評価) 2.8 (ドリフト等の危険・対策) 2.11.1(調製施設等の交差汚染リスク評価) 3.5.1(周辺環境への配慮・対策) 4.1.1(危険な場所・作業のリスク評価・対策) * 施設レイアウト図も関連がある * 参考帳票では、図にリスク評価の結果を記載している	○			4 145
1.2.1	010201 経営方針・目的.xlsx		○		5-6
1.3.1	010301 責任者の守備範囲.xlsx			○	8
1.3.1～1.4.6	010301 組織図.xlsx	○			7-8
1.4.1～1.4.6	010401 研修受講記録.xlsx	○			10
1.4.1～1.4.6	010401 責任者学習記録.xlsx (参考:各責任者が担当する業務について学習した記録)	○			10
1.4.7 2.10.4 2.11.5	010407 教育訓練の記録.xlsx (参考:上記各責任者が作業従事者に実施した研修記録とルール等の周知)			○	16
1.4.7 2.10.4 2.11.5	010407 教育訓練の記録(2).xlsx (参考:上記各責任者が作業従事者に実施した研修記録とルール等の周知)	○			17
1.4.8	010408 作業資格一覧.xlsx	○			18
1.6.1	010601 生産工程管理の実施に関する契約書.doc			○	23-24
1.7.1	010701 生産計画表.xlsx		○		27
1.8.2	010802 出荷記録.xlsx		○		32
1.8.2 1.8.3	010803 収穫記録.xlsx		○		32
1.8.2 1.8.3.1	01080301 調製記録.xlsx			○	177
1.8.2.1	01080201 精米記録.xlsx			○	
1.9.1	010901 商品に関する苦情・異常対応手順の例.xlsx			○	34
1.9.2 1.13.2	010902 異常・苦情・ルール違反対応記録.xlsx			○	36
1.11.1	011101 作業記録.xlsx	○			39
1.12.1	011201 自己点検不適合改善報告.xlsx	○			43
1.12.2	011202 経営者による見直し.xlsx		○		45

管理すべき ポイント 及び 関連ポイント	参考帳票ファイル名・備考	作成・引用			手引き ページ
		島根県	日本GAP協会サンプル（帳票番号等改変）	日本GAP協会サンプルを一部改変	
1.13.1	011301 農場のルール違反対応手順の例.xlsx			○	47
2.1.1 2.11.1 4.1.1	020101 施設レイアウト図.xlsx (参考:レイアウト図に記載する内容) 2.1.1 (圃場、倉庫の交差汚染のリスク評価) 2.11.1 (調製施設等の交差汚染リスク評価) 4.1.1(危険な場所・作業のリスク評価・対策) * ほ場地図も関連がある * 参考帳票では、図にリスク評価の結果を記載している		○		52 114 145
2.1.2 2.1.3	020102 新規圃場チェック表.xlsx		○		55
2.2.1	020201 土壤リスク評価表.xlsx	○			57
2.3.1	020301 水のリスク評価表.xlsx			○	67
2.3.1	* 水質検査に関する参考資料	○			64-65
2.3.2.1	02030201 水質点検表.xlsx			○	193
2.4.1	020401 種苗台帳.xlsx	○			70
2.4.2	020402 播種・定植記録.xlsx	○			71
2.5.1	020501 肥料在庫台帳.xlsx	○			74
2.6.2	020602 施肥設計書.xlsx		○		79
2.6.4	020604 肥料使用記録.xlsx	○			82
2.7.1	020701 農薬在庫管理台帳.xlsx	○			83
2.9.2	020902 農薬使用計画.xlsx			○	95
2.9.4 2.9.5 2.9.10	020904 農薬使用指示・使用記録.xlsx	○			105
2.9.11	020911 残留農薬分析計画.xlsx		○		107
2.9.12	020912 サンプリング記録.xlsx		○		108
2.10.1 2.10.2 2.10.3	021001(2) リスク評価表(トマト)(収穫工程).xlsx (参考:収穫工程に関する内容) 2.10.1 収穫工程と使用機械等 2.10.2 収穫工程のリスク評価の実施日(年1回以上実施) 2.10.3 収穫工程のリスク対策・ルールの記載			○	112
2.11.2 2.11.3 2.11.4	021001(2) リスク評価表(トマト)(調製・出荷工程).xlsx (参考:農産物取り扱い工程に関する内容) 2.11.2 農産物取扱いの作業工程と使用機械等 2.11.3 農産物取扱い工程のリスク評価の実施日(年1回以上実施) 2.11.4 農産物取扱い工程のリスク対策・ルールの記載			○	112 117
2.11.8.2	02110802 穀粒水分記録.xlsx	○			187
2.12.2	021202 体調確認表.xlsx	○			123
2.12.3	021203 ルール周知の掲示物例	○			125

管理すべき ポイント 及び 関連ポイント	参考帳票ファイル名・備考	作成・引用			手引き ページ
		島根県	日本GAP協会サンプル（帳票番号等改変）	日本GAP協会サンプルを一部改変	
3.2.3	030203 廃棄物リスト.xlsx		○		135
3.3.1	030301 使用エネルギー一覧.xlsx			○	137
3.4.1	030401 野生動物リスト.xlsx			○	139
4.1.1	040101 労働安全リスク評価表.xlsx	○			146
4.1.1	040101 ヒヤリハット調査票.xlsx		○		146
4.2.1	040201 労働事故発生時の対応手順.xlsx		○		150
4.4.1	040401 機械台帳及び点検整備記録.xlsx (機械台帳と点検整備記録を一体の様式例)	○			154
4.4.1	040401 機械台帳.xlsx		○		154
4.4.1	040401 整備記録.xlsx		○		154
5.1.1	050101 労働者名簿.xlsx		○		168
5.1.1	050101 参考資料 労働者性の判断チェックリスト.xlsx		○		168
5.1.3	050103 労使意見交換記録.xlsx	○			171
5.1.3	050103 時間外労働に関する協定届(三六協定)の書き方.xlsx		○		
参考	(参考)トレーサビリティの記録の例 (玄米の場合).xlsx			○	178
	(参考) トレーサビリティの記録の例 (精米の場合).xlsx			○	190

帳票は日本GAP協会提供のJGAP指導員用帳票(ただし、一部改変)の活用及び島根県作成

参考資料（五十音順）

- GAP取組支援データベース(特定非営利活動法人 農業ナビゲーション研究所)
- JGAP2016解説テキスト 青果物編(一般財団法人 日本GAP協会)
- 国際水準GAPガイドライン(指導マニュアル)(農林水産省)
- 農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(農林水産省)

【本書に関する問い合わせ先】

島根県農林水産部 産地支援課 美味しまね・GAPスタッフ

住所:〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話:0852-22-6011

FAX:0852-22-6036

美味しまね認証ホームページ <http://www.oishimane.com/>